

## 埼玉県子育て支援特別対策事業実施要綱

### (目的)

第1条 子育て支援対策臨時特例交付金を積み立てた基金を活用した事業（以下「特別対策事業」という。）を実施することにより、保育所の整備や認定こども園等の新たな保育需要への対応、保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることのできる体制づくりを行うことを目的とする。

### (特別対策事業)

第2条 特別対策事業にかかる施設整備の内容は、別添「特別対策事業」の1に掲げるとおりとする。

2 特別対策事業にかかる補助事業の内容は、別添「特別対策事業」の2に掲げる事業とする。

### (事業実施計画)

第3条 市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19の規定に基づく指定都市及び同法第252条の22の規定に基づく中核市を含む。）は、別添「特別対策事業」の2の⑤欄において事業ごとに規定する事業実施期限（以下「事業実施期限」という。）までの特別対策事業に係る計画（以下「市町村特別対策事業実施計画」という。）を策定し、様式1により県に報告するものとする。

2 県は、事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。

3 県及び市町村は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。なお、市町村は、計画の見直しを行った場合は、速やかに様式1により県に報告するものとする。

4 県は、必要に応じて市町村特別対策事業実施計画及び県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、事業実施期限のうち最も遅い日までの基金事業に係る計画（以下「埼玉県特別対策事業実施計画」という。）を策定する。

5 県は、事業に係る計画の範囲内で、県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。

### (助成額の算定方法)

第4条 特別対策事業の助成額は、次により算出する。なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (別表)補助基準額表に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を算出する。

(3) 事業ごとに、(1)により選定された額と(2)により算出した額とを比較して

いずれか少ない方の額に別添の2の④欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。

附 則

この要綱は、平成20年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度の事業から適用する。

(平成22年3月19日付け子育て第759号)

附 則

この要綱は、平成22年度の事業から適用する。

(平成22年5月7日付け子育て第80号)

附 則

この要綱は、平成22年度の事業から適用する。

(平成23年2月22日付け子育て第677号)

附 則

この要綱は、平成23年度の事業から適用する。

(平成23年3月14日付け子育て第784号)

附 則

この要綱は、平成23年度の事業から適用する。

(平成23年9月16日付け子育て第462号)

附 則

この要綱は、平成24年度の事業から適用する。

(平成24年6月5日付け子育て第99号)

附 則

この要綱は、平成24年度の事業から適用する。

(平成24年10月19日付け子育て第468号)

附 則

この要綱は、平成25年度の事業から適用する。

(平成25年5月17日付け少字第173号)

附 則

この要綱は、平成25年度の事業から適用する。

(平成25年8月30日付け少字第848号)

附 則

この要綱は、平成25年度の事業から適用する。

(平成25年12月20日付け少字第1336号)

附 則

この要綱は、平成25年度の事業から適用する。

(平成26年2月14日付け少字第1528号)

附 則

この要綱は、平成25年度の事業から適用する。

(平成26年3月20日付け少字第1669号)

附 則

この要綱は、平成26年度の事業から適用する。

(平成26年8月29日付け少字第745号)

附 則

この要綱は、平成27年度の事業から適用する。

(平成27年7月16日付け少字第445号)

附 則

この要綱は、平成28年度の事業から適用する。

(平成28年7月29日付け少字第489号)

附 則

この要綱は、平成29年度の事業から適用する。

(平成30年1月18日付け少字第988号)

附 則

この要綱は、平成30年度の事業から適用する。

(平成30年9月12日付け少字第686号)

附 則

この要綱は、令和元年（平成31年）度の事業から適用する。

(令和元年8月23日付け少字第622号)

附 則

この要綱は、令和2年度の事業から適用する。

(令和2年9月25日付け少字第849号)

附 則

この要綱は、令和2年度の事業から適用する。

(令和3年3月17日付け少字第1755号)

附 則

この要綱は、令和3年度の事業から適用する。

(令和3年9月30日付け少字第541号)

附 則

この要綱は、令和3年度の事業から適用する。

(令和3年12月21日付け少字第1085号)

附 則

この要綱は、令和3年度の事業から適用する。

(令和4年2月28日付け少字第1922号)

附 則

この要綱は、令和4年度の事業から適用する。

(令和4年9月30日付け少字第657号)

附 則

この要綱は、令和5年度の事業から適用する。

(令和6年2月20日付け少字第1412号)

別 添

「 特 別 対 策 事 業 」

1 「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種 類	整 備 区 分	整 備 内 容
新 設	創 設	新たに施設を整備すること。
修 理	大規模修繕等 (耐震化整備事業を含む)	<p>既存施設について令和5年8月22日成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。</p> <p>地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という）においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて附帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <p>①給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事</p> <p>②その他必要と認められる上記に準ずる工事</p>
改 造	増 改 築 増 改 築 改 築	<p>既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。</p> <p>既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。</p> <p>既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。</p> <p>* 改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。</p> <p>* 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、令和5年8月22日成事第430号こども家庭庁成育局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。</p>
整 備	老朽民間児童福祉施設整備	<p>社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日成事第431号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備（一部改築を含む。）をすること。</p>

2 「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、③欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、④欄に掲げる補助率を適用することとする。

①区分	②事業内容	③実施主体	④補助率			⑤事業実施期限
			基金	県	市町村	
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)	(1) 保育所等整備事業					
	○保育所緊急整備事業(別添1) 保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。	市町村	○別添1の3(1)に該当する市町村 2/3	-	1/12	別添1の2(5)に定める期限
			○別添1の3(2)に該当する市町村 1/2	-	1/4	
	○小規模保育整備事業(別添1の2) 小規模保育事業所の施設整備費の補助を実施する。	市町村	○別添1の2 3(1)に該当する市町村 2/3	-	1/12	別添1の2 2(5)に定める期限
			○別添1の2 3(2)に該当する市町村 1/2	-	1/4	
	○賃貸物件による保育所等整備事業(別添2) 都市部を中心として、賃貸物件による保育所等の本園・分園の設置を促進するため、賃借料、改修費等の補助を実施する。 ※公立保育所等を除く	市町村	○別添2の3(1)に該当する市町村 2/3	-	1/12	別添2の2(5)に定める期限
			○別添2の3(2)に該当する市町村 1/2		1/4	
	○地域子育て支援拠点緊急整備事業(別添3) 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助を実施する。	市町村	1/2	-	1/2	別添3の2(5)に定める期限
	○放課後児童クラブ施設整備事業(別添4) 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のための経費補助を実施する。	指定都市 中核市	1/3	-	2/3	別添4の2(4)に定める期限
		上記以外の市町村	1/3	1/3	1/3	
	(2) 広域的保育所利用事業(別添5) 自園の保育士による保育所入所児童の送迎サービスを実施する。	市町村	1/2	-	1/2	平成26年度末
	(3) 家庭的保育改修等事業(別添6)					
	○家庭的保育改修等事業 家庭的保育事業の実施場所に係る改修費及び賃借料の補助を実施する。	市町村	○別添6の3(1)及び(2)に該当する市町村 2/3	-	1/3	別添6の2(3)に定める期限
			○別添6の3(3)に該当する市町村 1/2	-	1/2	
○家庭的保育者研修事業 家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助を実施する。	県	1/2	1/2	-		
		市町村	1/2	-	1/2	
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業						
○グループ型小規模保育事業(別添6の2) グループ型小規模保育の実施に必要な費用の補助を実施する。	指定都市 中核市	1/3	-	2/3		
	上記以外の市町村	1/3	1/3	1/3		
○認可外保育施設運営支援事業(別添6の3) 設備運営基準第32条及び第33条に規定する保育所に係る設備及び職員配置に関する	指定都市 中核市	○別添6の3 3(2)①アに該当する場合 1/2	-	1/2		



	○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (別添6の12) 子どもを守る地域ネットワークの調整機関職員や関係機関等の専門性強化、同ネットワーク構成員の連携強化等を図るための事業に対する補助を実施する。	市町村	1/2	-	1/2	
(6) 保育士人材確保等事業						
	○保育士研修等事業(別添7) 保育の質の向上のため、保育所等の保育士(現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。)等を対象に実施する研修費用、保育士の人材確保への取組及びアクションプログラム実践のための事業、家庭的保育事業等に従事する者等に対して行う研修費用の補助を実施する。	○別添7 2(1)①、②(エを除く)、③、④の事業 県	1/2	1/2	-	平成26年度末
		市町村	1/2	-	1/2	
		○別添7 2(1)②エの事業 市町村	1/2	-	1/2	
			1/2	-	1/4	
	○保育士・保育所支援センター開設等事業 (別添7の2) 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を設置・運営するための事業の補助を実施する。	県	1/2	1/2	-	
		市町村	1/2	-	1/2	
	○認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (別添7の3) 認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援するための事業の補助を実施する。	指定都市 中核市	3/4	-	1/4	別添7の3の2(5)に定める期限
		上記以外の市町村	3/4	1/4	-	
	○保育士等処遇改善臨時特例事業(別添7の4) 保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うための事業の補助を実施する	市町村	定額			平成25年度末
	○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業(別添7の5) 幼保連携型認定こども園等に勤務する幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援するための事業の補助を実施する。	指定都市 中核市	1/2	-	1/2	別添7の5の2(4)に定める期限
		上記以外の市町村	1/2	1/2	-	
	○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業(別添7の6) 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例を活用することにより、保育士資格取得を支援するための事業の補助を実施する。	指定都市 中核市	1/2	-	1/2	別添7の6の2(4)に定める期限
		上記以外の市町村	1/2	1/2	-	
	○保育所等保育士資格取得支援事業(別添7の7) 保育所等に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援するための事業の補助を実施する。	指定都市 中核市	1/2	-	1/2	別添7の7の2(4)に定める期限
		上記以外の市町村	1/2	1/2	-	
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等						
	○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等(別添7の8) 電力需給対策実施期間における、休日保育特別事業及び延長保育特別事業の補助を実施する。	指定都市 中核市	1/2	-	1/2	別添7の8の2(1)①ア及び②アに定める期限
		上記以外の市町村	1/2	1/4	1/4	
	○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業(別添7の9) 電力需給対策実施期間における、家庭の代わりとなる居場所が必要な児童を受け入れる事業の補助を実施する。	指定都市 中核市	1/2	-	1/2	別添7の9の2(1)に定める期限
		上記以外の市町村	1/2	1/4	1/4	
(8) 認定こども園整備等事業						
	○認定こども園整備事業(こども家庭庁関係)(別添8) 認定こども園等の施設整備費の補助を実施する。 ※ 社会福祉法人等が対象	市町村	○別添8 2(2)①~③の事業 1/2	-	1/4	別添8の2(5)に定める期限
			○別添8 2(2)④の事業 1/2	-	1/4	
			2/3	-	1/12	



		○認定こども園事業費（厚生労働省関係） （別添9） 認定こども園の事業費の補助を実施する。 ※ 社会福祉法人等が対象	市町村	1/2	1/4	1/4	平成25年度末
	(9) 小規模保育事業						
		○小規模保育設置促進事業（別添9の1） 小規模保育事業の実施にあたり、賃借料及び 改修費等の補助を実施する。	市町村	2/3	-	1/12	別添9の1 2(4)に定める 期限
		○小規模保育運営支援事業（別添9の2） 小規模保育事業の事業費の補助を実施する。	指定都市 中核市	1/2	-	1/2	平成25年度末
			上記以外 の市町村	1/2	1/4	1/4	
	(10) 利用者支援事業（別添9の3） 利用者支援事業の実施に必要な費用の補助を実施する。		市町村	1/3	1/3	1/3	平成25年度末
2 保育サービス等の充実 （文部科学省関係）	(8) 認定こども園整備等事業（文部科学省分）						
		○認定こども園整備事業（文部科学省関係） （別添8） 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象	市町村	1/2	-	1/4	別添8の2(5) に定める期限
		○幼稚園耐震化促進事業（別添8の2） 認定こども園を構成又は移行を予定している 幼稚園の耐震化事業に対する補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象	県	1/2	-	-	別添8の2の 2(5)に定める 期限
		○認定こども園事業費（文部科学省関係） （別添9） 認定こども園の事業費の補助を実施する。 ※ 学校法人等が対象	市町村	1/2	1/4	1/4	平成25年度末
	(11) 認定こども園等の環境整備等事業						
		○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 （別添10） 幼児教育の質の向上のため、施設における 遊具・運動用具・教具・衛生用品等の環境整備や デジタルテレビ整備のための費用を支援する。	県	1/2	-	-	平成26年度末
				○別添10の3(2)①イに該 当する幼稚園 1/3	-	-	
		○認定こども園等における教育の質の向上のた めの研修支援（別添11） 認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こど も園における教育の質の向上に関する研修、幼稚 園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育 所等の連携に係る研修の実施に必要な費用を支 援する。	県	○事業主が県の場合 1/2 1/2 - ○事業主が市町村の場合 1/2 - 1/2 ○事業主が県が適当と認める 者の場合 1/2 - -			平成26年度末
		○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得 支援事業（別添11の2） 保育士資格を有する者における幼稚園教諭免 許状取得特例を活用することにより、幼稚園教諭 免許状取得を支援するための事業の補助を実施 する。 ※ 学校法人等が対象	県	1/2	1/2	-	
			指定都市 中核市	1/2	-	1/2	
3 すべての子ども・家庭への支援	(1) 地域子育て創生事業（別添12）						
		・地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上 げ支援	県 市町村	定額	-	-	別添12の2(4) に定める期限
		・地域における子育て力を育み、コミュニティー の活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支 援活動を促進するための支援	県 市町村				
		・経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子 どもの健全な育成環境を確保するための支援	県 市町村				
		・平成22年度における子ども手当の支給に関す る法律の施行に伴う児童福祉施設に入所する子 ども等への特別の支援	県 市町村				
	・育児に悩みのある親の話を傾聴や育児・家事を 協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤 立感や育児不安の解消を図るための支援（家庭支 援スタッフ訪問事業）	県 市町村					

		・放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援（放課後子どもプラン連携促進事業）	県市町村				
		・病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援	県				
		・ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援	県				
		・安心・安全な出産に向けた妊婦等支援教室や家庭訪問等による支援（妊娠出産前支援事業）	県市町村				
		・地域子育て支援拠点の従業者や放課後児童健全育成事業の指導員資質の向上を図るための支援、人材育成支援	県市町村				
		・賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料及び改修費等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要な備品及び改修費の支援	県市町村				
		・子育て支援施策に係る事務の効率化を図るための電子システム化の取組	県市町村				
		・東日本大震災により親を亡くした子どもやその家族等を支援するために行う相談・援助	県市町村				
		・東日本大震災に伴う保育所徴収金（保育料）及び児童入所施設徴収金の減免に対する支援	県市町村				
		(2) 地域子育て特別支援事業(別添12の2)					
		・子育て支援施策に係る事務の効率化を図るための電子システム化の取組	県市町村	定額	-	-	別添12の2の2(4)に定める期限
		・児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う指定医療機関に入院する子どもへの特別支援	県指定都市				
		・東日本大震災により親を亡くした子どもやその家族等を支援するために行う相談・援助	県市町村				
		・東日本大震災に伴う保育所徴収金（保育料）及び児童入所施設徴収金の減免に対する支援	県市町村				
4 家庭等への 支援の拡充	4 ひとり親	高等技能訓練促進費等事業 高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金を支給する。(別添13)	県	3/4	1/4	-	別添13の2(3)に定める期限
			市	3/4	-	1/4	
5 社会的養護の 拡充	5	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 (別添14) ・ 老朽化遊具の更新、食品の安全など安全対策や生活環境の改善のための改修、児童相談体制の整備等を図る。 ・ ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の新規設置に必要な賃借料、改修等の補助を実施する。	県	1/2	1/2	-	別添14の3に定める期限
			指定都市 中核市（母子生活支援施設に限る。）	1/2	-	1/2	
			市（母子生活支援施設に限る。）	1/2	1/4	1/4	
6 児童虐待防止 対策の強化	6	児童虐待防止対策緊急強化事業(別添15) ・ 児童の安全確認等のための体制強化 ・ 児童虐待防止対策強化のための広報啓発 ・ 児童虐待防止対策強化のための資質向上 ・ 児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善 ・ 児童虐待防止緊急対応強化の取組	県 指定都市 市町村	定額	-	-	別添15の5に定める期限

7 新制度施行に係る電子システム構築等 子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度施行に係る電子システム構築等事業(別添16) 先般成立した子ども・子育て関連三法に基づく制度(以下、「子ども・子育て支援新制度」という。)の施行に向けて、地方自治体において一時的に必要なとなるシステム導入経費及び事前調査経費について補助する。	県 市町村	定額	-	-	別添16の2の2(4)に定める期限
8 支援事業の充実 不妊に悩む方への特定治療	不妊に悩む方への特定治療支援事業(別添17) 不妊治療の経済的負担軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行う。 また、対象者が平成26年4月から、直ちに必要となる支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助	県	1/2	1/2	-	平成26年度末
	指定都市 中核市	1/2	-	1/2		
	不妊に悩む方への特定治療支援事業(令和3年1月1日以降治療終了分)(別添17の2) 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる夫婦間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行う。 また、助成対象を令和3年1月1日以降に終了する治療とし、必要な支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助	県	1/2	1/2	-	令和3年度末 ただし、令和4年3月31日までに終了した治療に対して助成を行う場合は、令和4年9月30日とする。
	指定都市 中核市	1/2	-	1/2		
不妊に悩む方への特定治療支援事業(不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)(別添17の3) 令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、年度をまたぐ一回の治療に対して、経過措置として助成金を支給する。 また、必要な支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助	県	1/2	1/2	-	令和4年度末 ただし、令和5年3月31日までに終了した治療に対して助成を行う場合は、令和5年9月30日とする。	
指定都市 中核市	1/2	-	1/2			
9 事業 その他	その他事業(県事務費)(別添18)	県	1/2	1/2	-	平成29年度末
10 業務等(子ども家庭庁関係) 幼児教育・保育の無償化に係る事務	幼児教育・保育無償化円滑化事業(別添19) 県及び市町村が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費について補助する。	県 市町村	定額	-	-	令和5年度末
11 の支援 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくため	(1)母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業(別添20) 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設を整備するために必要な費用を補助する。	市町村	9/10	-	1/10	令和5年度末 ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

<p>(2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業（別添2 1）</p> <p>子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設において、双方の連携強化の推進を図るため、統括支援員を配置する際に必要な費用を補助する。</p>	市町村	2/3	1/6	1/6	令和5年度末
<p>(3) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業（別添2 2）</p> <p>家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する際に必要な費用を補助する。</p>	市町村	1/2	1/4	1/4	令和5年度末
<p>(4) 保護者支援臨時特例事業（別添2 3）</p> <p>子どもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するために必要な費用の補助やペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の要請に必要な費用を補助する。</p>	市町村	1/2	1/4	1/4	令和5年度末
<p>(5) 一時預かり利用者負担軽減事業（別添2 4）</p> <p>低所得世帯等の児童が、一時預かり事業による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に必要な費用を補助する。</p>	市町村	1/3	1/3	1/3	令和5年度末
<p>(6) 妊婦訪問支援事業（別添2 5）</p> <p>妊婦健診未受診の妊婦等継続的な状況把握が必要な妊婦を対象として、その家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するために必要な費用を補助する。</p>	市町村	1/2	-	1/2	令和5年度末
<p>(7) 児童相談所一時保護施設整備事業（別添2 6）</p> <p>一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護所の創設等の整備を行う際の費用を補助する。</p>	県 指定都市 児童相談 所設置市	9/10	1/10	-	令和5年度末 ただし、令和5 年度中に施設 整備に着手し、 令和6年度中 に完了が見込 まれる場合に は、施設整備が 完了する月の 末日又は令和 7年3月31日 のいずれか早 い日とする

※ ③欄の「市」又は「市町村」には、特段の記載がない限りは指定都市・中核市、児童相談所設置市を含む。

3 補助基準額については、別表に定めるとおりとする。

## 保育所緊急整備事業

### 1 事業の目的

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含み、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分を含む。以下同じ。）、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（同法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）において児童福祉施設としての保育を実施する部分の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、市町村負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。

また、地域の余裕スペースを活用した保育所の分園等の設置促進を図る。

#### (2) 整備対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分（地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する場合を含む。）

#### (3) 事業の実施主体

市町村

#### (4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園の設置者に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人。

ただし、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が1.0未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。

#### (5) 事業の実施期限

令和7年3月31日とする。

### 3 補助基準額・補助率等

- (1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う保育所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。

ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを国庫補助率の嵩上げの対象とする。

また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

（ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合

（i）出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉 ×

〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉

（ii）年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

（注）「財政力指数」は、県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3カ年平均により算出された財政力指数とする。

#### ① 補助基準額

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

ア 本体工事については、定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算の基準額を本体工事の補助基準額に加算。

- ウ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く）の5%を別途加算
- エ 開設準備費加算  
基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算
- オ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に基準額表に掲げる単価を別途加算。
- カ 平成28年4月7日雇児発第0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、当該緊急対策に参加する自治体が、定期借地権契約により土地を確保する場合については定期借地権設定のための一時金加算として、対象となる保育所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1を別途加算
- キ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用
- ク 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設設整備工事費が対象

② 補助率

基金2/3、市町村1/12、事業者1/4

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

（注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。）

(2) (1) 以外の場合

① 補助基準額

基準額表により算出する。

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%を別途加算

ウ 開設準備費加算

基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算

エ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

オ 改築、増改築、大規模修繕等の場合には、解体撤去工事費及び仮施設設整備工事費が対象（ただし、大規模修繕等については、仮施設設整備工事のみが対象）

② 補助率

基金1/2、市町村1/4、事業者1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備の場合は、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、補助率を1/2とする。

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備

#### 4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
設計料加算	事業を行うにあたり必要な設計費
開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な費用
土地借料補助加算	新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に必要な費用（工事着工日までの費用含む）
定期借地権設定のための一時金加算	定期借地権契約により土地を確保し保育所を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

#### 5 留意事項

（1）次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

（2）この事業により施設整備を行う際に、過去に補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、財産処分の承認手続き等が必要であるので、補助金交付者と事前に調整すること。



- (3) 本事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

## 小規模保育整備事業

### 1 事業の目的

待機児童解消のさらなる促進のため、小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

小規模保育事業所の新設、修理、改造、整備を実施する。（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。）この際に、市町村負担の軽減や、小規模保育事業所の設置を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。

#### (2) 整備対象施設

児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する施設

#### (3) 事業の実施主体

市町村

#### (4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

市町村又は市町村が適当と認めた者

#### (5) 事業の実施期限

平成 29 年 3 月 31 日とする。ただし、特段の事情により、平成 28 年度中に事業が完了できない場合（平成 28 年度中に施設整備に着手し、平成 29 年度に完了が見込まれる場合に限る。）には、施設整備が完了する月の末日又は平成 30 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

なお、事業を繰り越す場合については事前に県に協議書を提出すること。

### 3 補助基準額・補助率等

- (1) 「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村（財政力指数が 1.0 未満の市町村及び財政力指数が 1.0 以上であって、平成 28 年 4 月 1 日の待機児童数が 10 人以上かつ平成 28 年度の保育拡大量が 90 人以上の市町村に限る。）が、創設、増築、増改築による整備を行う場合。

(注) 「財政力指数」は、県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去 3 か年平均により算出された財政力指数とする。

① 補助基準額

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

ア 本体工事については、定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算として3, 170千円を本体工事の補助基準額に加算。ただし、平成28年4月7日雇児発第0407第2号「『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」に基づき、当該緊急対策に参加する自治体（以下「緊急対策参加自治体」という。）は13, 494千円を本体工事の補助基準額に加算。

その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を3, 470千円とする。ただし、緊急対策参加自治体は14, 844千円とする。

ウ 放課後児童クラブを併設する場合、14, 410千円を加算

エ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%を別途加算

オ 開設準備費加算

基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算

カ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に1施設あたり21, 700千円を別途加算。ただし、緊急対策参加自治体は42, 400千円を別途加算。

キ 緊急対策参加自治体が、定期借地権契約により土地を確保する場合については定期借地権設定のための一時金加算として当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1を別途加算

ク 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

ケ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

② 補助率

基金2/3、市町村1/12、事業者1/4

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

(2) (1) 以外の場合

① 補助基準額

基準額表により算出する。

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 放課後児童クラブを併設する場合、14, 410千円を加算

ウ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算を除く）の5%を別途加算

エ 開設準備費加算

基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算

オ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

カ 改築、増改築、大規模修繕等の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象（ただし、大規模修繕等については、仮設施設整備工事のみが対象）

② 補助率

基金 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4

※ ただし、改築、大規模修繕等の場合は、(1) に該当する市町村についても(2) の対象とし、補助率を 1 / 2 とする。

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2. 6 % に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
開設準備費加算	小規模保育事業所の開設準備に必要な費用
土地借料補助加算	新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に必要な費用（工事着工日までの費用含む）
定期借地権設定のための一時金加算	定期借地権契約により土地を確保し小規模保育事業所を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
<p>解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象）</p> <p>※大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象</p>	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

① 土地の買収又は整地に関する費用

- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、財産処分の承認手続き等が必要であるので、補助金交付者と事前に調整すること。

(3) 本事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

## 賃貸物件による保育所等整備事業

### 1 事業の目的

保育所又は幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）（以下、「保育所等」という。）を整備するにあたり、都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件による保育所等の設置に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

賃貸物件により、保育所等を新設、定員の拡大、老朽化又は、駅周辺など保育ニーズのある地域への移転や災害危険区域等からの移転など利便性向上のため、あるいは近隣のテナント等に空きが出た場合であって、定員の拡大にかかわらず、乳児室又は保育室等を増室するなど質の向上のための改修に伴い必要となる賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び借上時における改修費等の補助を行う。

なお、下記 3（2）①ウのうち、「設備運営基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設」の場合は、借り上げが、平成 21 年 5 月 29 日以降の新規契約のものに限る。

#### (2) 借上対象施設

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（同法第 56 条の 8 に規定する公私連携型保育所を含む。ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 1 項に基づく認定を受けることができる保育所にあつては、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分に限る。以下「認可保育所」という）、認定こども園法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第 34 条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）において保育を実施する部分、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）（以下、「設備運営基準」という）を満たす施設（以下「設備運営基準を満たす認可外保育施設」という。）及び設備運営基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設。

#### (3) 事業の実施主体

市町村

#### (4) 借上対象施設の設置主体（事業者）

市町村以外の者であつて、継続的に保育を実施できる者

#### (5) 事業の実施期限

令和 7 年 3 月 31 日とする。

### 3 補助基準額・補助率等

- (1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「事業年度」という。）の4月1日の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において事業年度又は事業年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が事業年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該事業年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）を行う場合。

ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「新子育て安心プラン実施計画」上、事業年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は事業年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

（ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合

（i）出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の事業年度又はその次年度の出生見込み数〉 ×

〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉

（ii）年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

（注）「財政力指数」は、県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3カ年平均により算出された財政力指数とする。

#### ① 補助基準額

##### ア 賃借料補助

契約家賃 保育所等（本園・分園）1施設当たり 41,000,000円

##### イ 改修費等補助

###### 保育所等

（ア）平成28年4月7日雇児発0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合

###### 本園の場合

（i）新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員19名以下	1施設当たり	21,842,000円
利用（増加）定員20名以上59名以下	1施設当たり	34,946,000円
利用（増加）定員60名以上	1施設当たり	65,525,000円
（ii）老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合	1施設当たり	34,946,000円
分園の場合		
（i）新設又は定員拡大の場合		
利用（増加）定員19名以下	1施設当たり	15,289,000円
利用（増加）定員20名以上	1施設当たり	22,934,000円
（ii）老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合	1施設当たり	22,934,000円
（イ）平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合		
本園の場合		
（i）新設又は定員拡大の場合		
利用（増加）定員19名以下	1施設当たり	25,118,000円
利用（増加）定員20名以上59名以下	1施設当たり	38,223,000円
利用（増加）定員60名以上	1施設当たり	68,801,000円
分園の場合		
（i）新設又は定員拡大の場合		
利用（増加）定員19名以下	1施設当たり	18,565,000円
利用（増加）定員20名以上	1施設当たり	26,210,000円
（ウ）上記（1）、（2）以外の場合		
本園の場合		
（i）新設又は定員拡大の場合		
利用（増加）定員19名以下	1施設当たり	16,381,000円
利用（増加）定員20名以上59名以下	1施設当たり	29,486,000円
利用（増加）定員60名以上	1施設当たり	60,064,000円
（ii）老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合	1施設当たり	29,486,000円



分園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用(増加)定員19名以下

1施設当たり 9,829,000円

利用(増加)定員20名以上

1施設当たり 17,473,000円

(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合

1施設当たり 17,473,000円

② 補助率

基金2/3、市町村1/12、事業者1/4

(2) (1) 以外の場合

① 補助基準額

ア 賃借料補助

契約家賃 保育所等(本園・分園) 1施設当たり 41,000,000円

イ 改修費等補助

保育所等

(ア) 平成28年4月7日雇児発0407 第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合

本園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用(増加)定員19名以下

1施設当たり 21,842,000円

利用(増加)定員20名以上59名以下

1施設当たり 34,946,000円

利用(増加)定員60名以上

1施設当たり 65,525,000円

(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合

1施設当たり 34,946,000円

分園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用(増加)定員19名以下

1施設当たり 15,289,000円

利用(増加)定員20名以上

1施設当たり 22,934,000円

(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合

1施設当たり 22,934,000円

(イ) 平成31年3月29日子保発0329 第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合

本園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員19名以下

1施設当たり 25,118,000円

利用（増加）定員20名以上59名以下

1施設当たり 38,223,000円

利用（増加）定員60名以上

1施設当たり 68,801,000円

分園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員19名以下

1施設当たり 18,565,000円

利用（増加）定員20名以上

1施設当たり 26,210,000円

(ウ) 上記(1)、(2)以外の場合

本園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員19名以下

1施設当たり 16,381,000円

利用（増加）定員20名以上59名以下

1施設当たり 29,486,000円

利用（増加）定員60名以上

1施設当たり 60,064,000円

(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合

1施設当たり 29,486,000円

分園の場合

(i) 新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員19名以下

1施設当たり 9,829,000円

利用（増加）定員20名以上

1施設当たり 17,473,000円

(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合

1施設当たり 17,473,000円

ウ 保育所開設準備費

設備運営基準を満たす認可外保育施設

1施設当たり 34,946,000円

設備運営基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設

1施設当たり 16,381,000円

② 補助率

基金1/2、市町村1/4、事業者1/4

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
賃借料補助	既存建物を借り上げて保育所等の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用

改修費等補助	既存建物を借り上げて保育所等の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に必要な改修等にかかる費用
保育所開設準備費 3 (2) ①ウ	既存建物を借り上げて保育を実施する場合に必要な貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）、及び改修等にかかる費用

## 5 留意事項

本事業により賃借料の補助を受ける施設に対しては、本事業による補助の残高が生じている場合、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付、同法第28条の規定に基づく特例施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において賃借料加算を適用することはできないものとする。

## 地域子育て支援拠点緊急整備事業

### 1 事業の目的

子育て相談、子育てサークル活動等を通じて、地域における子育て支援の中心となる子育て支援のための拠点施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、地域における子育てしやすい環境の整備の促進を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

子育て相談や子育てサークル活動等の地域の実情に応じた子育て支援事業を実施するための拠点となる子育て支援のための拠点施設の施設整備を行う事業。

#### (2) 整備対象施設

平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設

#### (3) 事業の実施主体

市町村

#### (4) 整備対象施設の設置主体

市町村

※ 子育て支援のための拠点施設の運営については、社会福祉法人等の適切な主体に委託可能。

#### (5) 事業の実施期限

平成27年3月31日とする。ただし、特段の事情により、平成26年度中に事業が完了できない場合（平成26年度中に施設整備に着手し、平成27年度に完了が見込まれる場合に限る。）には、施設整備が完了する月の末日又は平成28年3月31日のいずれか早い日とする。

なお、事業を繰り越す場合については事前に県に協議書を提出すること。

### 3 補助基準額・補助率等

#### (1) 補助基準額

- ① 1施設当たり定額
- ② 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用
- ③ 改築、増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

(2) 補助率  
基金 1 / 2、市町村 1 / 2

(3) 補助対象事業（整備区分）  
創設、改築、大規模修繕等

#### 4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

#### 5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舍に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、財産処分の承認手続き等が必要であるので、補助金交付者と事前に調整すること。

## 別添4

### 放課後児童クラブ施設整備事業

#### 1 事業の目的

子どもにとって最も安全で安心な場所である小学校内を活用するなどの方法により、放課後児童クラブを設置するために要する費用の一部を補助することにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

#### 2 事業の内容

##### (1) 事業内容

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業実施施設（平成19年3月30日文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業等実施要綱」に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設））として使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を実施する。

##### (2) 事業の実施主体

市町村

##### (3) 事業者

市町村、社会福祉法人、その他の者

##### (4) 事業の実施期限

平成26年3月31日とする。ただし、特段の事情により、平成25年度中に事業が完了できない場合（平成25年度中に施設整備に着手し、平成26年度に完了が見込まれる場合に限る。）には、施設整備が完了する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日とする。

なお、事業を繰り越す場合については事前に県に協議書を提出すること。

#### 3 補助基準額・補助率

##### (1) 補助基準額

1施設当たり 10,000千円

ただし、都市部（「都市部」とは、助成の決定を行う年度又はその前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

##### (2) 補助率

基金1/3、県1/3、市町村1/3

（注）指定都市、中核市の場合 基金1/3、指定都市・中核市2/3

#### 4 対象経費

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修及び倉庫設備の設置のために必要な費用

## 広域的保育所利用事業

### 1 事業の目的

近隣に入所可能な保育所が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育所でも通所を可能にするため、保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置するこども送迎センター（以下「送迎センター」という。）を中心とし、原則、各保育所の保育士が付き添いのもと、送迎バス等により児童の送迎を実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

広域的保育所利用事業の実施に必要なバス等の購入費又は運行費、当該バス等の運転手雇上費、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士の雇上費等の補助を行う。

#### (2) 事業の実施主体

市町村

#### (3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、居住地と入所可能な保育所が離れているために送迎が必要な児童とする。

#### (4) 実施要件

- ① 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所を決めること。また、送迎センター1施設あたりの登録児童数は概ね20人以上とし、複数の保育所が共同で利用すること。
- ② 保育所毎に該当する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士を配置し、原則、利用保育所の保育士が保護者から児童を預かることとし、必要な場合は送迎センターに保育士を配置することも可とする。
- ③ 送迎センターの開所時間は、午前2時間、午後3時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先保育所の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。
- ④ 送迎センターの実施場所は、保護者が利用しやすい場所を考慮し、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等を利用することも差し支えない。  
ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号の基準を満たすこと。
- ⑤ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。
- ⑥ 子どもの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、



保育所間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

- ⑦ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の有償運送の許可が必要であること。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

- ① バス等購入費 送迎センター1か所につき 1,500万円  
又は、借上げ費 年間750万円
- ② 保育士雇上費 1保育所・1送迎センターにつき 年間500万円
- ③ 運転手雇上費 年間500万円
- ④ 事業費（送迎センター実施場所の賃借料等） 年間1,000万円

#### (2) 補助率

基金1/2、市町村1/2

### 4 対象経費

広域的保育所利用事業を実施する場合に必要なバス等の購入又は借上げ費、当該事業の付き添い保育士の賃金、運転手の賃金、送迎センター実施場所の賃借料、バス運行費、需用費（消耗品費）等

## 家庭的保育改修等事業

### 1 事業の目的

保護者や地域の事情に応じた多様なニーズに応える観点から、家庭的保育事業（保育ママ）を推進するため、その実施場所にかかる改修に要する費用及び賃借料の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

##### ① 家庭的保育改修事業

児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を運営する者が、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

#### ア 事業の対象者

(ア) 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による家庭的保育事業及び「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」（以下「先取りプロジェクト」という。）又は「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）によるグループ型小規模保育事業を実施している市町村から委託を受けている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等

(イ) (ア)の事業による委託（地方単独事業からの転換を含む。）を予定されている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等

(注) ①の事業で保育所で行う場合の補助基準額の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

#### イ 改修事業等の事例

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置
- ・幼児用トイレの設置
- ・幼児用シンクの設置
- ・幼児用バス（沐浴槽の設置）
- ・調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備（人工芝、砂の入れ替え）
- ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え

- ・保育室、調理スペースの間仕切り
- ・センサー付きベッドの設置
- ・業務省力化に係る備品の購入（パソコン、プリンター等）

## ② 家庭的保育賃借料補助事業

自宅以外の賃貸アパート等の賃貸物件により、新たに家庭的保育事業を実施するための実施場所の賃借料の補助を行う。ただし、借上げが平成21年5月29日以降の新規契約のものに限る。

また、下記3（1）の対象事業については、借上げが、平成22年1月28日以降の新規契約のものに限る。

さらに、下記3（2-1）の対象事業については、平成23年4月1日以降の新規契約のものに限り、下記3（2-2）の対象事業については、平成24年2月8日以降の新規契約のものに限る。

## ア 事業の対象者

（ア）「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による家庭的保育事業及び「先取りプロジェクト」又は「加速化プラン」によるグループ型小規模保育事業を実施している市町村から委託を受けている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等

（イ）（ア）の事業による委託（地方単独事業からの転換を含む。）を予定されている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等

## イ 事業対象となる賃借物件の要件

（ア）幼児用バス（沐浴槽）が整備されていること

（イ）乳幼児用のトイレが整備されていること

（ウ）保育スペースが1階に設置されていること。なお、1階で実施できない場合は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号の基準を満たすこと。

## （2）事業の実施主体

### ① 家庭的保育改修事業

市町村

### ② 家庭的保育賃借料補助事業

市町村

## （3）事業の実施期限

平成27年3月31日とする。ただし、特段の事情により、平成26年度中に事業が完了できない場合（平成26年度中に施設整備に着手し、平成27年度に完了が見込まれる場合に限る。）には、施設整備が完了する月の末日又は平成28年3月31日のいずれか早い日とする。

なお、事業を繰り越す場合については事前に県に協議書を提出すること。

### 3 補助基準額・補助率等

- (1) 地方交付税交付団体、かつ、平成22年2月1日、平成22年10月1日、平成23年10月1日、平成24年10月1日又は平成25年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成26年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する市町村が、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

（注）「地方交付税交付団体」とは、県が市町村に対して助成の決定を行う年度において「地方交付税交付団体」である市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増定員
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

#### ① 補助基準額

##### ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合 1か所当たり 22,000千円

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400千円

##### イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 55千円

但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては

家庭的保育者1人当たり月額 82千円

#### ② 補助率

基金2/3、市町村1/3

- (2-1) 「先取りプロジェクト」に参加する市町村、かつ、財政力指数1.0未満の団体（助成の決定を行う年度（以下「助成決定年度」という。）の前年度の財政力指数が1.0未満の団体で、助成決定年度の財政力指数が1.0以上である団体も含む。）、かつ、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上である市町村が、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業を行う場合。

（注）「財政力指数」は、県が市町村に対して助成の決定を行う年度の財政力指数とする。

#### ① 補助基準額

##### ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合 1か所当たり 20,000千円

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,200千円

##### イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 80千円

#### ② 補助率

基金2/3、市町村1/3

(2-2) 「先取りプロジェクト」又は「加速化プラン」に参加する市町村、かつ、平成23年10月1日、平成24年10月1日、平成25年4月1日又は平成26年4月1日現在の待機児童数が原則1人以上である市町村が、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、家庭的保育改修事業・家庭的保育賃貸料補助事業を行う場合。

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合	1か所当たり	22,000千円
保育所以外で行う場合	1か所当たり	2,400千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 82千円

② 補助率

基金2/3、市町村1/3

(3) (1)、(2-1)及び(2-2)以外の家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合	1か所当たり	22,000千円
保育所以外で行う場合	1か所当たり	2,200千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 50千円

但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては

家庭的保育者1人当たり月額 82千円

② 補助率

基金1/2、市町村1/2

4 対象経費

(1) 家庭的保育改修事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用

(2) 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な賃借料

## グループ型小規模保育事業

### 1 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを預け、働くことができるようにするため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は研修により市町村長が認めた者（以下、「家庭的保育者」という。）が少人数の乳幼児の保育（以下、「家庭的保育」という。）を同一の建物において複数で協力しながら実施（以下、「グループ型小規模保育」）することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供することを目的とする。

### 2 事業の内容

#### （1）事業内容

グループ型小規模保育を実施する者に対し、グループ型小規模保育の実施に必要な費用を補助する。

#### （2）実施主体

実施主体は、平成23年10月1日又は平成24年10月1日現在の待機児童数が原則1人以上であり、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」又は「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村とする。

ただし、

- ① 保育所又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準（以下、「設備運営基準」という。）を満たす認可外保育施設（以下、「実施保育所」という。）を経営する者
- ② 家庭的保育者又は①以外の家庭的保育者を雇用するNPO法人等に委託するものとする。

#### （3）事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

##### ① 保育所実施型

複数の家庭的保育者が同一の建物（賃貸マンション等において保育の実施場所を各々で契約する場合は除く。以下同じ。）において、各々の家庭的保育者を雇用する実施保育所の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、就学前児童を保育する事業。

##### ② 個人実施型

複数の家庭的保育者が同一の建物において、各々育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（「（6）連携保育所および実施保育所の役割」に定める支援又は業務を行う保育所、幼稚園及び基準を満たす認可外保育施設。幼稚園で行う場合は、1日8時間以上の相談・指導や代替保育施設としての機能の確保（代替保育を行うための部屋、保育士の確保）を条件とする。以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業。

ただし、連携保育所を確保できない場合であっても、市町村自らが（６）に定める家庭的保育者に対する支援体制を図る場合については、本事業の対象とする。

#### （４）対象児童

本事業の対象となる児童は、法第２４条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある乳幼児を除く。

#### （５）実施要件

- ① 本事業は、家庭的保育者一人につき児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）（以下「規則」という。）第３６条の３８に定める基準を遵守し、原則として家庭的保育者３人（対象児童９人）までのグループにて実施すること。  
ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は対象児童１５人までとする。
- ② 保育の実施にあたっては、家庭的保育者一人ごとに行うことを基本とし、必要に応じグループ内において家庭的保育者相互が協力すること。  
なお、家庭的保育者は、保育を実施する期間を通じて担当する乳幼児を定め、保育を実施すること。
- ③ 実施場所については、地域の公共スペースや賃貸マンション等、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村が適当と認めた場所とすること。
  - ア 乳幼児の保育を行う保育時間中の専用の部屋を有すること。
  - イ 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者一人につきその面積が９．９平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、３人を超えて保育する場合には、３人を超える乳幼児１人につき、３．３平方メートル以上を加算した面積以上であること。
  - ウ 衛生的な調理設備を有すること。
  - エ 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭（これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。）を有すること。
- ④ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。
  - ア 「家庭的保育事業の実施について」（平成２１年１０月３０日雇児発１０３０第２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）「第６ 家庭的保育者等について」の「１ 家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育者
  - イ 家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がいらないこと。
- ⑤ 補助者の要件は次のとおりとする。
  - ア ガイドラインに定める基礎研修を修了した者
  - イ 心身ともに健全であること。
  - ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
  - エ 乳幼児の保育に専念できること。
  - オ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

カ グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。

⑥ 家庭的保育支援者の要件は次のとおりとする。

ア 保育士であり、10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有する者

イ 心身ともに健全であること。

ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

エ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

⑦ 家庭的保育者一人につき、保育する乳幼児の数は3人以下であること。担当の補助者とともに2人以上で保育する場合には5人以下とすること。（家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下、補助者とともに保育する場合は5人以下とすること（当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。）。）

⑧ 補助者は、担当の家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える乳幼児を保育する時間帯は常時配置されていること。

⑨ 個人実施型グループ保育の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所又は市町村から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。

⑩ 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。

⑪ 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。

⑫ 賠償責任保険に加入すること。

⑬ 保育内容は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。

⑭ 家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。

⑮ 家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかななければならない。また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。

⑯ 安全対策の充実と家庭的保育者間の相互協力を円滑に行うため、グループごとに家庭的保育所のうち1名を緊急時の安全対策の管理や家庭的保育者間の連携に関する調整を行う者（以下、保育事業管理者という。）として配置するよう努めること。

(6) 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

① 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等（以下「担当者」という。）を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。

また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。



なお、家庭的保育支援者を配置する場合においては、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。

- ② グループ保育の申込みを代行する場合には、市町村により保育に欠ける認定を受けた乳幼児の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。
- ③ 乳幼児の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで送迎を行うこと。

なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。

- ④ グループ保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。
- ⑤ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、乳幼児の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。
- ⑥ 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。
- ⑦ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

#### (7) 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に(6)の③、④及び⑥の支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

#### (8) 留意事項

- ① 本事業に従事する者(家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等)は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- ② 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所が保護者との間で金銭の接受があった場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。
- ③ グループ保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。
- ④ 個人実施型グループ保育にあっては、各々の家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の乳幼児を保育するのみの事業は対象とならないこと。
- ⑤ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。

- ⑥ 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。
- ⑦ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、グループ保育の状況に懸念される点があった場合には、状況報告の徴収や実地指導を行うなど重点的な支援を行うこと。
- ⑧ 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。その場合には、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

#### (9) 事業の実施手続

市町村長は、毎年度、本事業を実施するに当たっては、実施保育所等について知事に十分協議を行うこと。また、この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

### 3 補助基準額・補助率等

#### (1) 補助基準額

##### ① 家庭的保育者経費

児童1人あたり月額 52,200 円

##### ② 家庭的保育支援者経費

###### ア 家庭的保育者6人以上に対し配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額 4,527,000 円（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,263,000 円。）

ただし、次の時期から実施するものは（ア）又は（イ）とする。

（ア）平成24年4月1日以降、かつ平成25年3月31日以前に実施するものについては、家庭的保育支援者1人当たり年額 4,529,000 円（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,264,000 円。）

（イ）平成25年4月1日以降に実施するものについては、家庭的保育支援者1人当たり年額 4,535,000 円（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,267,000 円。）

###### イ 家庭的保育者3～5人以上に対し配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額 2,263,000 円（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,131,000 円。）

ただし、次の時期から実施するものは（ア）又は（イ）とする。

（ア）平成24年4月1日以降、かつ平成25年3月31日以前に実施するものについては、家庭的保育支援者1人当たり年額 2,264,000 円（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,132,000 円。）

（イ）平成25年4月1日以降に実施するものについては、家庭的保育支援者1人当たり年額 2,267,000 円（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,133,000 円。）

##### ③ 連携保育所又は実施保育所経費

###### ア 基本分

1か所当たり年額 800,000 円（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、400,000 円。）

イ 加算分

基本分に加え家庭的保育者 1 人につき年額 120,000 円（ただし、事業期間が 6 か月未満の場合は、60,000 円）を加算

④ 家庭的保育補助者経費

家庭的保育補助者を配置している家庭的保育者について、児童 1 人当たり月 25,000 円

ただし、平成 24 年 4 月 1 日以降に実施するものについては、家庭的保育補助者を配置している家庭的保育者について、児童 1 人当たり月 26,000 円

※ グループ内に家庭的保育補助者が配置されていても、補助者を配置していない家庭的保育者が担当する児童数は算定できない。

⑤ 保育事業管理者経費

保育事業管理者を配置しているグループについて、1 グループあたり月額 60,000 円

(2) 補助率

基金 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3

（指定都市、中核市の場合、基金 1 / 3、指定都市・中核市 2 / 3）

4 対象経費

グループ型小規模保育事業の運営に必要な費用

5 留意事項

- ・ 子育て支援交付金の小規模グループ型保育事業により実施されている小規模グループ型保育については、平成 23 年度に実施される本事業のうち「保育事業管理者経費」を補助対象とすることができる。
- ・ 本事業の新規開設は平成 26 年 3 月 31 日までとする。

## 認可外保育施設運営支援事業

### 1 事業の目的

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下、「設備運営基準」という。）第32条及び第33条に規定による保育所に係る設備及び職員配置に関する基準を満たす質の確保された認可外保育施設等に対し運営に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### （1）事業内容

##### ① 認可外保育施設運営支援事業（A型・B型）

設備運営基準第32条及び第33条に規定する保育所に係る設備及び職員配置に関する基準を満たす認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助する。

##### ② 認可外保育施設運営支援事業（C型）

幼稚園を11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動（以下、「長時間預かり保育」という。）等を行う私立幼稚園に対し、運営に要する費用の一部を助成する。

#### （2）実施主体

##### ① 認可外保育施設運営支援事業（A型）

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）に参加する市町村とする。

##### ② 認可外保育施設運営支援事業（B型）

実施主体は、平成23年10月1日又は平成24年10月1日現在の待機児童数が原則1人以上であり、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」（以下「先取りプロジェクト」という。）に参加する市町村とする。

（「加速化プラン」に参加する市町村を除く）

##### ③ 認可外保育施設運営支援事業（C型）

実施主体は、「加速化プラン」に参加する市町村とする。

#### （3）対象児童

本事業の対象となる児童は、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童であって、（4）の①、②又は③の要件を満たした施設（A型及びB型にあつては、（5）のマンション内“家チカ”保育所運営支援事業の対象となる認可外保育施設（以下、「マンション内“家チカ”保育所」という。）を含む）に入所（入園）又は利用しているものとする。

#### (4) 実施要件

##### ① 認可外保育施設運営支援事業（A型）

「加速化プラン」に参加する市町村で、次の要件の全てを満たすこと。

ア 事業開始後5年以内に認可保育所又は認定こども園への移行を希望している施設であること。

イ 施設の利用定員が、20人以上であること。

ウ 施設の設備は、事業開始後5年以内に設備運営基準第32条を満たす見込があること。

エ 職員の配置は、設備運営基準第33条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条2項に規定する保育士数（以下「基準保育士数」という。）以上の保育従事者を配置しており、基準保育士数の1/3以上の保育士又は看護師を配置している施設については、事業開始後5年以内に当該施設が基準保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

オ 本事業を実施する認可外保育施設は、事業開始後5年以内における認可保育所又は認定こども園への移行を計画した上で本事業を実施すること。計画にあたっては、特別対策事業別添16の「認可外保育施設の認可化移行可能性調査」を実施する等により、施設設備面での課題解決や保育士資格を有していない者に、指定保育士養成施設における受講によって保育士資格を取得させることによる保育士人材確保を図ること等を踏まえた認可化移行計画を策定し移行を図ること。

##### ② 認可外保育施設運営支援事業（B型）

「先取りプロジェクト」に参加する市町村で、次の要件の全てを満たすこと。

ア 施設の利用定員が、20人以上であること。

イ 施設の設備は、設備運営基準第32条を満たすこと。

ウ 職員の配置は、設備運営基準第33条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、基準保育士数以上の保育従事者を配置しておりその5割以上が保育士資格を有している施設については、「先取りプロジェクト」の期間中に当該施設が基準保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

##### ③ 認可外保育施設運営支援事業（C型）

「加速化プラン」に参加する市町村で、本事業を実施する幼稚園は次の要件の全てを満たすこと。

ア 事業開始後5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて長時間預かり保育又は3歳未満児の保育、若しくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育の両方を実施する施設であること。

イ 職員配置は、設備運営基準第33条第2項の規定に準じ、本事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う者を置くこととし、3歳未満児の処遇を行う者は保育士、3歳以上児の処遇を行う者は幼稚園教諭又は

保育士とする。また、その数は2名を下ることはできないこと。

ウ 施設設備について、事業開始後5年以内に、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な基準（幼稚園設置基準、設備運営基準及び県が定める認定基準）を満たすこと。なお、上記の基準及び関係の通知において、幼保連携型にかかる特例（認可の特例）が設けられていることに留意すること。

エ 土曜日、幼稚園の長期休業日においても、原則として、本事業の対象となる長時間預かり保育又は3歳未満児の保育、若しくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育の両方を実施すること。

オ 1日の開園時間は通常の教育時間を含め、11時間以上とすること。

#### (5) マンション内“家チカ”保育所の対象となる認可外保育施設

- ① 「埼玉県子育て応援マンション認定制度要綱」に基づき、子育て応援マンションとして認定された新築マンション内等に整備された保育施設であること。
- ② 主として当該マンションの入居者を優先的に入所させる保育施設であること。

#### (6) 留意事項

##### ① 認可外保育施設運営支援事業（A型）

(4) ①ウ、エにおいて、設備運営基準第32条又は第33条2項の基準を満たしていない施設が本事業を実施し、事業開始後5年以内に当該施設が基準（子ども・子育て支援新制度施行後は、新制度において定める基準）を満たさなかった場合は、補助額の返還を命ずることができるものとする。

##### ② 認可外保育施設運営支援事業（B型）

平成25年2月26日以降は、平成23年4月以降に新設又は定員が増加した認可外保育施設（増加した定員分のみ）を事業の対象とする（平成25年2月25日以前に本事業の対象となっている認可外保育施設を除く）。

(4) ②ウにおいて、設備運営基準第33条第2項の基準を満たしていない施設に本事業を実施し、「先取りプロジェクト」の期間中に当該施設が基準を満たさなかった場合は、条件違反として補助額の返還を命ずること。なお、「先取りプロジェクト」対象から「加速化プラン」対象に移行した場合には、「加速化プラン」の条件によるものとする。

また、本事業を実施することにより、既存の施策として実施していた経費が削減される都道府県及び市町村においては、当該経費を他の待機児童解消施策に充てること。

##### ③ 認可外保育施設運営支援事業（C型）

幼稚園が本事業を実施し、事業開始後5年以内に(4) ③ウを満たさなかった場合は、補助額の返還を命ずることができるものとする。

#### (7) 事業の実施手続

市町村長は、毎年度、本事業を実施するに当たっては、実施保育所等について知事に十分協議を行うこと。また、この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

別表による。

#### (2) 補助率

##### ① 認可外保育施設運営支援事業（A型）

ア 児童1人あたり月額、認可外保育施設開設準備費加算

基金1/2、県1/4、市町村1/4

（指定都市、中核市の場合 基金1/2、指定都市・中核市1/2）

イ 認可化移行支援費

（ア）賃借料・改修費等補助

基金2/3、市町村1/12、設置者1/4

（イ）移転等支援費

基金1/2、市町村1/2

##### ② 認可外保育施設運営支援事業（B型）

ア 平成23年3月31日以前に市町村より補助を受けている認可外保育施設に対して補助を行う事業

基金1/3、県1/3、市町村1/3

（指定都市、中核市の場合 基金1/3、指定都市・中核市2/3）

イ ア以外の認可外保育施設に対して補助を行う事業

基金1/2、県1/4、市町村1/4

（指定都市、中核市の場合 基金1/2、指定都市・中核市1/2）

##### ③ 認可外保育施設運営支援事業（C型）

定額

### 4 対象経費

種 目	対 象 経 費
運営支援事業	認可外保育施設運営支援事業（A型、B型、C型）の実施に必要な費用
賃借料・改修費等補助 (3(2)①イ(7))	設備運営基準第32条を満たすために必要な設備整備及び改修整備等、礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用
移転等支援費 (3(2)①イ(1))	設備運営基準32条を満たすために必要な移転費及び仮設設置費にかかる費用

### 5 留意事項

3(2)②アに記載されている「市町村より補助を受けている」とは、施設の整備や職員配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用等について補助を受けているものであり、給食費等、運営に要する費用のごく一部の経費のみの補助制度や、設備や職員配置に関する基準を設けずに施設に対し一律に補助を行うものについては含めない。

## 認可化移行総合支援事業

### 1 事業の目的

認可保育所又は認定こども園（以下、「保育所等」という。）への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行にあたって必要となる経費を補助することにより、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

本事業は、認可外保育施設が保育所等への移行を目指すにあたって必要となる経費の支援を実施するものである。

#### (1) 認可化移行可能性調査支援

保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書作成に要する費用の一部を補助するもの。

#### (2) 認可化移行助言指導支援

保育所等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するために要する費用の一部を補助するもの。

#### (3) 改修費等支援

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下、「設備運営基準」という。）第32条を満たすための改修費、賃借料等を補助するもの。

### 3 実施主体

#### (1) 認可化移行可能性調査支援

県

#### (2) 認可化移行助言指導支援

県

#### (3) 改修費等支援

「待機児童解消加速化プラン」（以下、「加速化プラン」という。）に参加する市町村とする。

### 4 事業者

#### (1) 認可化移行可能性調査支援

県又は県が適当と認めた者

#### (2) 認可化移行助言指導支援



県又は県が適当と認めた者

## 5 事業の実施期限

平成27年3月31日とする。

ただし、改修費等支援については、平成26年度中に施設整備に着手し、平成27年度に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は平成28年3月31日のいずれか早い日とする。

## 6 実施要件

### (1) 認可化移行可能性調査支援

保育所等への移行を目指す認可外保育施設であること。

### (2) 認可化移行助言指導支援

保育所等への移行を目指す認可外保育施設であって、2(1)の認可化移行可能性調査支援を実施する等により、移行のための計画書を策定していること。

### (3) 改修費等支援

認可化移行総合支援事業の実施について(平成26年5月29日雇児発0529第26号)の別紙「認可化移行総合支援事業実施要綱」に基づく運営費支援(A型)の要件を満たす認可外保育施設であって、本事業により、運営費支援(A型)の事業開始後5年以内に設備運営基準第32条を満たすこと。

## 7 補助基準額・補助率

### (1) 認可化移行可能性調査支援

#### ①補助基準額

1施設当たり 51万円

#### ②補助率

基金1/2、県1/2

### (2) 認可化移行助言指導支援

#### ①補助基準額

1施設当たり 46万円

#### ②補助率

基金1/2、県1/2

### (3) 改修費等支援(1施設当たり1回限り)

#### ①補助基準額

1施設当たり 3,200万円

## ②補助率

基金 2 / 3、市町村 1 / 12、設置者 1 / 4

## 8 対象経費

### (1) 認可化移行可能性調査支援

保育所等に移行するために障害となっている事由の調査及び診断にかかる経費。

### (2) 認可化移行助言指導支援

保育所等に移行するために必要な助言・指導にかかる経費。

### (3) 改修費等支援（1施設当たり1回限り）

設備運営基準第32条を満たすために必要な設備整備及び改修整備等、礼金及び建物賃貸料（敷金は除く。）にかかる経費。

## 9 留意事項

支援の対象となってから5年以内に当該基準（子ども・子育て支援新制度移行後は、新制度において定める基準）を満たさなかった場合は、改修費等支援にかかる補助金の返還を命ずることができるものとする。

## 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

### 1 事業の目的

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的とする。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項に規定される事業）

### 2 事業の内容

#### （1）事業内容

生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、以下の内容を実施すること。

- ① 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- ② 子育て支援に関する情報提供
- ③ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- ④ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

#### （2）対象者

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭。

#### （3）実施方法

##### ① 訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。

ただし、生後4か月までの間に、健康診査等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

##### ② 訪問者

訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修を行うものとする。

##### ③ 研修

訪問者に対して、必ず研修を実施すること。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

##### ④ ケース対応会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけること。

④ 新生児訪問指導等との関係

法第21条の10の2第2項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、(1)の事業内容を満たす必要があるので十分留意すること。

⑥ 実施計画

事業を行う年度の実施計画を作成すること。実施計画の作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

なお、本事業は、法第21条の10の2第1項により、市町村に対し、その実施について努力義務が課されていることから、できる限り早期の実施に努めること。

(4) 事業の実施主体

市町村

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① 支援が必要な家庭に対して次のア及びイの対応をいずれも実施している市町村。

ア ケース対応会議の開催

イ 養育支援訪問事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定される事業）において、以下に掲げる事業をいずれも実施

○ 育児・家事援助

○ 専門的相談支援

$$\left[ \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪} \\ \text{問事業による家} \\ \text{庭訪問数} \end{array} - \left[ \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \times 20\% \right] \right] \times 8,000\text{円}$$

② ①以外の市町村

$$\left[ \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪} \\ \text{問事業による家} \\ \text{庭訪問数} \end{array} - \left[ \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \times 20\% \right] \right] \times 6,000\text{円}$$

(2) 補助率

基金 1/2、市町村 1/2

4 対象経費

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）に必要な経費

## 養育支援訪問事業

### 1 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定される事業）。

### 2 事業の内容

#### （1）事業内容

対象家庭を訪問し、以下の内容を実施すること。

- ① 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- ② 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- ③ 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援。
- ④ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

#### （2）対象者

この事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

- ① 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。
- ② 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。
- ③ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。
- ④ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

#### （3）実施方法

##### ① 支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると

思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

## ② 訪問支援者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。

なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施するなど、効果的な支援を行うこと。

## ③ 研修

訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず研修を行うこと。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略して差し支えないものとする。

## (4) 実施主体

市町村

## 3 補助基準額・補助率

### (1) 補助基準額

①育児家事援助の実施	訪問数×6,000円
②専門的相談支援の実施	訪問数×8,000円
③分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施	訪問数×10,000円

### (2) 補助率

基金1/2、市町村1/2

## 4 対象経費

養育支援訪問事業に必要な経費

## ファミリー・サポート・センター事業

### 1 事業の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 基本事業

##### ① 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～ウ全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターとする。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）

ウ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

エ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

オ 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整

カ ひとり親家庭や低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）（以下「ひとり親家庭等」という。）のファミリー・サポート・センター（病児・病後児の預かり等を含む。）の利用支援

##### ② 相互援助活動の内容

ア 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり

イ 保育施設までの送迎

ウ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり

エ 学校の放課後の子どもの預かり

オ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり

カ 買い物等外出の際の子どもの預かり

等の活動とする。

##### ③ ファミリー・サポート・センターの設置について

ア 本部の設置について

各市町村1か所設置できる。

イ 支部の設置について

政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することが

できる。

ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町村単位で支部を設置する場合については、事業の規模にかかわらず特例として支部を設置することができるものとする。

#### ④ 実施方法

##### ア アドバイザーの配置について

ファミリー・サポート・センターには、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。

また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することも差し支えない。

##### イ 会則の制定

市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。

##### ウ 会員の登録

会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理することが望ましい。

##### エ 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は準委任契約に基づくものであること。

##### オ 保険の加入

会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

##### カ 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、原則として援助を提供する会員の自宅とすること。ただし、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りでない。

##### キ 複数預かりの実施

相互援助活動の実施に当たっては、子どもの預かり等の援助を行いたい者は1人又は複数の援助を受けたい者の子どもを預かることができる。

なお、小学校就学前の始期に達するまでの子どもを複数預かる場合には、原則として5人以下とし、6人以上を預かる場合には児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に定める届け出を行わなければならない。

##### ク 援助活動に対する報酬

援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。

##### ケ 会員への講習の実施

預かり中の子どもの安全対策等のため、参考として以下に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましい。

（参考：講習カリキュラム）



講座項目	講師	時間（目安）
1 保育の心	保育士・保健師	2時間
2 心の発達とその問題	発達心理の専門家	4時間
3 身体の発育と病気	小児科医	2時間
4 小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4時間
5 安全・事故	医師・保健師・保育士	2時間
6 子どもの世話	保健師・保育士	2時間
7 子どもの遊び	保育士	2時間
8 子どもの栄養と食生活	栄養・保育学科栄養学の専門 家、管理栄養士等	3時間
9 事業を円滑に進めるた めに	ファミリー・サポート・セン ターアドバイザー等	3時間
合 計		24時間

## コ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（①のアからウ及びこれらの事業内容を実施するために必要な④のアからオ、会員数100人相当以上）が満たせない場合には、近隣の市町村と事業の全部を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対して補助するものとする。

なお、事業実施要件のうち、①のウを合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と①のウを合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。

## （2）病児・緊急対応強化事業

### ① 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して以下の事業を実施する。ただし、以下のア～エのすべての事業を実施するファミリー・サポート・センターを評価の対象とする。（会員数は問わない。）

なお、「病児」、「病後児」の対象については、以下のとおりとする。

「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

「病後児」とは、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整等

ウ 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

## エ 医療機関との連携体制の整備

### ② 相互援助活動の内容

ア 病児・病後児の預かり

イ 宿泊を伴う子どもの預かり

ウ 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり

エ 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等への送迎等の活動とする。（ただし、上記のうちアについては必ず実施すること。）

### ③ 実施方法

(1)の④ア～クに加えて、以下の方法によること。

#### ア 会員への講習の実施

病児・病後児の預かり等に対応できるよう、(1)の④ケの参考に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。

また、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

#### イ 医療機関との連携体制の整備

(ア) 市町村長は、都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。

(イ) 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。

(ウ) 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

#### ウ 依頼の受付体制について

病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。

#### エ 病児・病後児の預かりについての留意事項

(ア) 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。

(イ) (1)の④キにかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。

(ウ) アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を受ける会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。

#### オ 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。

### ④ 実施体制

ア 事業の実施については、(1)の①に掲げるファミリー・サポート・センターを設立して行うこととする。

なお、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。

イ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（①のアからエ及びこれらの事業内容を実施するために必要な③のアからエ）が満たせない場合には、近隣の市町村と事業の全部を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対して補助するものとする。

なお、事業実施要件のうち、①のウ、エの両方、あるいは一方を合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と事業の一部（①のウ、エ及びこれらの事業内容を実施するために必要な③のア、イ）を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。

(3) ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター（病児・病後児の預かり等を含む。以下同じ。）の利用支援

① 事業内容

ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する。（ただし、(1)の①のアからウに加えて以下のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。）

② 利用支援の内容

ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員を優先して調整

イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応

ウ ファミリー・サポート・センターを利用する、ひとり親家庭等の受入れに対する援助を行いたい会員への助成

(4) 事業の実施主体

市町村

ただし、社会福祉法人、NPO等の適切な主体に補助又は委託することができるものとする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① 基本事業

ア 基本分

会員数ごとに以下の金額とする（1市町村あたり）

・ 100人相当～ 299人	2,000,000円
・ 300人～ 599人	2,800,000円
・ 600人～ 999人	4,000,000円
・ 1,000人～ 1,499人	8,000,000円
・ 1,500人～ 1,999人	12,000,000円
・ 2,000人～ 2,999人	16,000,000円

- ・ 3,000人以上 20,000,000円

イ 加算分

(ア) 支部の設置箇所数に応じ、以下の金額を追加する

- ・ 10か所以上 10,000,000円
- ・ 10か所未満 1,000,000円 (1支部あたり)

(イ) 24時間以上の講習 (ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする) の実施

- ・ 1市町村あたり360,000円

② 病児・緊急対応強化事業

ア 基本分

(ア) 病児・病後児預かりの利用件数 (1市町村あたり)

- ・ ~ 59件 1,800,000円
- ・ 60件~119件 2,400,000円
- ・ 120件~199件 3,800,000円
- ・ 200件~299件 5,600,000円
- ・ 300件~399件 7,600,000円
- ・ 400件~599件 10,400,000円
- ・ 600件以上 14,400,000円

イ 加算分

(ア) 近隣市町村会員受入

- ・ 1市町村あたり1,000,000円

(イ) 初年度体制整備

開始初年度に限り、1市町村あたり4,000,000円

③ ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター (病児・病後児の預かり等を含む) の利用支援

ア 加算分

利用支援がある場合、1市町村あたり400,000円

(2) 補助率

基金1/2、市町村1/2

4 対象経費

ファミリー・サポート・センター事業に必要な経費

## 子育て短期支援事業

### 1 事業の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### （1）事業の種類及び内容

##### ① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

###### ア 事業内容

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

###### イ 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

- a 児童の保護者の疾病
- b 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由
- c 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- d 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- e 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

###### ウ 利用期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

##### ② 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

###### ア 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

###### イ 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

#### （2）実施場所

この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であつて、適切に保護することができる施設で実施するものとする。

### (3) 実施方法

- ① 児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市町村が適当と認めた者。以下「里親等」という。）に委託することができるものとする。
- ② 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。
- ③ 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておくこと。
- ④ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

## 3 事業の実施主体

市町村

## 4 補助基準額

### (1) 補助基準額

- ① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業
  - ア 2歳未満児、慢性疾患児  
8,600円×年間延べ日数
  - イ 2歳以上児  
4,700円×年間延べ日数
  - ウ 緊急一時保護の母親  
1,200円×年間延べ日数
- ② 夜間養護等（トワイライトステイ）事業
  - ア 夜間養護事業
    - (ア) 基本分  
900円×年間延べ日数
    - (イ) 宿泊分  
900円×年間延べ日数
  - イ 休日預かり事業  
2,000円×年間延べ日数
  - ウ 児童の送迎の実施  
60,000円×箇所数

### (2) 補助率

基金1/2（市町村1/2）

## 5 対象経費

事業の実施に必要な経費

## 地域子育て支援拠点事業

### 1 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（児童福祉法第6条の3第6項に規定される事業）

#### (2) 事業の実施主体

市町村（特別区を含む。以下同じ。）

#### (3) 事業者

市町村又は市町村が適当と認めた者

#### (4) 実施要件

##### ① 基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。（ただし、②のホに定める小規模型指定施設を除く。）

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

##### ② 一般型

#### ア 事業内容

常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として①に定める基本事業を実施する。

#### イ 実施場所

（ア）公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所。

（イ）複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

（ウ）概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確

保すること。

#### ウ 実施方法

(ア) 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

(ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

#### エ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組

①に定める基本事業に加えて、市町村からの委託等により、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の(ア)～(エ)に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、別途加算の対象とする。

(ア) 拠点施設の開設場所(近接施設を含む。)を活用した一時預かり事業(別添6の9に定める事業)又はこれに準じた事業の実施

(イ) 拠点施設の開設場所(近接施設を含む。)を活用した放課後児童健全育成事業又はこれに準じた事業の実施

(ウ) 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業(別添6の4に定める事業)又は養育支援訪問事業(別添6の5に定める事業)の実施

(エ) その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業(未就学児をもつ家庭への訪問活動等)の実施

#### オ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、次の(ア)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

(ア) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。

(イ) 一般型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。

(ウ) 実施場所は、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

#### カ 経過措置(小規模型指定施設)

##### (ア) 内容

従来の地域子育て支援センター(小規模型指定施設)(以下「指定施設」という。)については、以下の通り事業の対象とする。

##### (イ) 実施方法

a 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

b 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。

c 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

d 次の(a)～(c)の取組のうち2つ以上実施すること。

(a) 育児不安等についての相談指導



来所、電話及び家庭訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設への出張相談など地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況などに応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡などによりその家庭の状況などの把握に努め、児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

(b) 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会などの企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

(c) 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築  
ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介などを行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) 保健相談

(イ) の d (a) の取組に加えて、実施可能な指定施設は、子育て親子の疾病の予防、健康の増進を図るため、看護師又は保健師等による保健相談を実施することとし、この場合において、週3回程度実施する場合には、別途加算の対象とする。

③ 地域機能強化型

ア 事業内容

①及び②の取組に加えて、子育て親子が子育て支援に関する給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う利用者支援や、親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働による支援などの地域支援を実施する。(ただし、②の力に定める小規模型指定施設を除く。)

イ 実施場所

公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所であって、特に地域の子育て支援の拠点となるよう効果的・継続的な事業実施が可能でかつ地域社会に密着した場所。

ウ 実施方法

(ア) 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(イ) 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情や社会資源に精通した専任の者を2名以上配置すること。

(非常勤職員でも可。少なくとも1名は常勤職員とすることが望ましい。)

ただし、③エ(ア)の利用者支援を実施する場合は3名以上配置すること。

専任の者のうち1名は次に掲げる利用者支援に関する取組に専念すること。

## エ 利用者支援及び地域支援

地域機能強化型にあつては、①に定める基本事業に加えて以下に掲げる利用者支援に関する取組又は地域支援に関する取組のいずれかあるいは両方を必ず実施すること。

### (ア) 利用者支援

多様な子育て支援に関する給付・事業の中から子育て親子等が適切に選択できるよう地域の身近な立場から支援する以下に掲げるいずれかの取組。

- a 子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「子ども・子育て関連3法」という。）の円滑な施行を目指し、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援のための事業の利用についての情報集約・提供に関する取組
- b 子ども・子育て関連3法の円滑な施行を目指し、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談に関する取組
- c 認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用支援・援助に関する取組

### (イ) 地域支援

地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組

- a 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- b 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- c 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- d 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

## ④ 連携型

### ア 事業内容

効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設（以下「連携施設」という。）において、①に掲げる基本事業を実施する。

### イ 実施場所

(ア) 児童館・児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であつて子育て親子が交流し、集う場として適した場所。

(イ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

## ウ 実施方法

(ア) 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)ただし、連携施設のバックアップを受けることができる体制を整えること。

(ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

## エ 地域の子育て力を高める取組

① に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途加算の対象とする。

### ⑤ 費用

事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

### ⑥ 留意事項

ア 事業に従事する者(学生等ボランティアを含む。)は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

イ 実施主体(委託先を含む。)は、事業に従事する者の各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。

特に地域機能強化型の施設に従事する者には子ども・子育て関連3法に基づく新制度の円滑な施行に向けて、各種研修会、セミナー等へ積極的に参加させ、新制度に関する情報集約・関係者との意見交換等を通じて資質等を向上させなければならない。

ウ 近隣地域の拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員(主任児童委員)、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

## 3 補助基準額・補助率等

### (1) 補助基準額

別表による。

### (2) 補助率

基金1/2、市町村1/2

## 4 対象経費

地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費

## 一時預かり事業

### 1 事業の目的

常日頃、保育所を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。

こうした保育需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

#### (2) 事業の実施主体

市町村

#### (3) 事業者

市町村又は市町村が適切と認めた者

#### (4) 対象児童

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児

#### (5) 実施要件

- ① 保育所型（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定される事業）

##### ア 実施場所

保育所で実施するものとする。

##### イ 実施方法

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

- ② 地域密着型（法第6条の3第7項に規定される事業）

##### ア 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。

##### イ 実施方法

規則第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

③ 地域密着Ⅱ型（法第6条の3第7項の規定に準じた事業）

ア 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。

イ 実施方法

（ア）規則第36条の35第1号、第4号の規定に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。

（イ）規則第36条の35第2号の規定に準じ、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「担当者」という。）を配置すること。

担当者の数は2名を下ることはできないこと。

担当者のうち、保育について経験豊富な保育士を1名以上配置すること。

（ウ）規則第36条の35第3号の規定に準じ、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に定める保育内容を参考とすること。

ウ 研修

保育士資格を有していない担当者の配置は、市町村が実施する研修を受講・修了することを要件とする。

（6）保護者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができること。

3 補助基準額・補助率

（1）補助基準額

① 年間延べ利用児童数による定額

② 基幹型施設加算

土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う場合に加算

（2）補助率

基金1/2、市町村1/2

4 対象経費

一時預かり事業の運営に必要な費用

## へき地保育事業

### 1 事業の目的

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行い、もってこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設であって、市町村長が実施要件に適合すると認め指定した施設に対して必要な費用を補助する。

#### (2) 事業の実施主体

市町村

#### (3) 対象児童

保育を要する児童又は市町村長が特に必要があると認めた児童

#### (4) 実施要件

##### ① 設置主体

市町村

##### ② 設置場所

へき地保育所を設置する場所は、次のいずれかでなければならない。

ア へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2の規定によるへき地手当（以下「へき地手当」という。）の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内であること。

イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第13条の2第1項又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規定による特地勤務手当（以下「特地勤務手当」という。）の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。

ウ へき地手当又は特地勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。

エ 上記アからウまでのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

##### ③ 設備及び運営の基準

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の精神を

尊重して行うものとする。

ア 1日当たり平均入所児童数が6人以上いること。

なお、1日当たりの平均入所児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

イ 公民館、学校、集会所等の既設建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場  
合においては、その設備をそのへき地保育所のために常時使用することができる  
ものでなければならないこと。

ウ 保育室、便所及び屋外遊戯場（その附近にあるこれに代わるべき場を含む。）  
その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。

エ 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応じて楽器、黒  
板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。

オ 保育士を2人以上置くこと。

ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、う  
ち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれ  
に代えることができること。

カ 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については入所児童が健やかに  
育成されるようその地方の実情に応じて定めること。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

1か所あたり年額4,000千円

#### (2) 補助率

基金1/2、市町村1/2

### 4 対象経費

へき地保育所の運営に必要な経費

## 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### 1 事業の目的

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

調整機関に、職員（非常勤職員等を含む。）を配置した上で、以下の内容を実施すること。

なお、配置する職員は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

#### ① 調整機関職員の専門性強化

調整機関の配置職員の専門性向上のための取組

##### ア 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。

(ア) 法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）

(イ) 規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」）

##### イ 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合

更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

(ア) 子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修

(イ) 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

#### ② 地域ネットワーク構成員の連携強化

地域ネットワーク構成員の連携強化を図るため、次のア及びイのいずれか又は両方の取組を行う。

ア インターネット会議システムの導入等により、地域ネットワーク構成員による緊急受理会議や個別ケース検討会議等を適時、適切に行い、その時々の子ども等の状況に応じた支援内容等について、迅速かつ適切に協議、判断するための取組。

イ ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行う



ための取組。

③ 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。

④ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークが訪問者と協力して支援を行う取組

⑤ 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニュアル、援助事例集、又は社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る取組。

(2) 実施主体

市町村

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① ア 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講 イ 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	人数×80,000円 人数×80,000円
② ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	3,000,000円
③ 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	660,000円
④ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	720,000円
⑤ 地域住民への周知を図る取組	640,000円

(2) 補助率

基金1/2、市町村1/2

4 対象経費

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に必要な経費

## 保育士研修等事業

### 1 事業の目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、新たな保育所保育指針の周知を図るための研修や質の向上を図るための研修、保育士の人材確保への取組、質の向上に向けたアクションプログラム実践のための事業、家庭的保育事業、グループ型小規模保育事業、小規模保育事業及び一時預かり事業に従事する者等に対して行う研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業の内容

##### ① 保育の質の向上のための研修事業

保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。また、保育所の職員等を対象とする研修（県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

##### ア 研修の対象者

- (ア) 保育所（認可・認可外）に従事する保育士及び保育所等で就労していない保育士
- (イ) 保育所（認可・認可外）に勤務する保育士以外（看護師、調理員、事務職員など）の職員

##### イ 研修事業の事例

##### (ア) 県が実施・対象とする研修の事例

- ・ 障害、虐待などの専門性を持った保育士に係る研修
- ・ 指導者育成のための研修
- ・ 都道府県が適当と認める団体が実施する研修 等

##### (イ) 市町村が実施・対象とする研修の事例

- ・ 保育所が独自に外部の研修に参加する形で実施される研修
- ・ 保育士初任者や中堅保育士が参加して、保育の基礎知識などを受講するフォローアップ研修
- ・ 市町村が適当と認める団体が実施する研修 等

##### ② 保育士人材確保研修等事業

保育士の人材確保を図るため、保育士養成施設の学生等に対する就職説明会、保育所の管理者や保育士に対する就業継続支援研修、潜在保育士の再就職を支援する研修及び保育士の宿舎借り上げを実施するための費用の補助を行う。

##### ア 保育士養成施設の学生等を対象とした人材確保の取組

- (ア) 対象者
  - ・ 保育士養成施設の在学学生

- ・ 保育士養成施設の就職担当者など、保育士の人材確保に携わる職員
- ・ 高校生等

(イ) 研修等事業の事例

- ・ 保育士養成施設の在学生に対する就職説明会、保育所に勤務する保育士と養成施設の学生の交流
- ・ 保育士養成施設の就職担当者に対する、求人情報収集等の研修
- ・ 高校を訪問し保育士の仕事の魅力を伝達等

イ 就業継続支援研修

(ア) 対象者

- ・ 保育所等の経営者・管理者及び保育所等に勤務する保育士

(イ) 研修事業の事例

- ・ 新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップへの対応方法、新人保育士にとって負荷の大きい業務（保護者対応等）についての研修
- ・ 保育所の経営者・管理者（所長等）を対象とした、人事管理や職場環境改善等の研修（所内の相談体制、柔軟な働き方のできる勤務体制構築、メンタルヘルス）等

ウ 潜在保育士の再就職を支援する研修等

(ア) 対象者

- ・ 保育所等で就労していない保育士（いわゆる潜在保育士）
- ・ 保育所等の経営者や管理者等（いわゆる潜在的保育士の採用に関わる者）

(イ) 研修等事業の事例

- ・ 保育所等の潜在保育士受け入れに当たって、施設側の留意点・改善点の研修・指導を行うほか、処遇改善につなげる雇用管理や経営管理の改善のための研修・指導を行う。
- ・ 保育所等への再就職を希望する保育士に対して、現場復帰に必要となる研修や再就職の前に就職を希望する保育所等で保育実技研修を行い、再就職の支援を行う。
- ・ 保育実技や安全管理等の研修と就職相談会や保育所見学を組み合わせた再就職支援研修 等

※ 保育士・保育所支援センターを開設している場合は、潜在保育士の復帰のための研修や再就職のマッチング等、当該センターと連携し、潜在保育士の再就職のために効果的な実施を図る。

※ 自治体発行の広報誌等による広報のほか、保育士養成施設に卒業生への周知を依頼する等により、再就職支援研修等の周知を図る。

エ 保育士宿舎借り上げ支援事業

「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）に参加する市町村が、保育士の人材確保や保育士の離職防止を図るため保育士用の宿舎の借り上げ支援を行うために必要な費用の補助を行う。

(ア) 対象者・対象者数

認可保育所、認定こども園又は「加速化プラン」対象認可外保育施設（公

立を除く。以下「保育所等」という。)に勤務する常勤保育士のうち、次のいずれかに該当する者。

- ・ 当該保育所等に新規（平成25年度以降）に採用された者
- ・ 当該保育所等に採用されてから5年以内の者（平成25年度より前に当該保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除く）

③ アクションプログラム実践のための事業

保育の質の向上のため、アクションプログラム実践のための事業を実施するために必要な費用の補助を行う。

ア 事業の事例

- ・ 市町村が事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するための事業
- ・ 子どもの健康及び安全の確保のための事業（保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインの作成など）
- ・ 市町村が情報技術の活用等を通じた保育所における業務効率化のための事業等

イ 事業者

社会福祉法人、県又は市町村が適当と認めた者

④ 家庭的保育者等研修事業

家庭的保育事業、グループ型小規模保育事業、小規模保育事業及び一時預かり事業について、事業に従事する者及び事業の実施を予定している者の研修並びに事業に従事する者が研修（県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加するために必要な費用の補助を行う。

なお、本事業における研修の対象者については、次のとおりとする。

ア 保育緊急確保事業における家庭的保育事業及びグループ型小規模保育事業の場合の対象者

家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

イ 保育緊急確保事業における小規模保育事業の場合の対象者

保育従事者（小規模保育事業B型）、家庭的保育者及び家庭的保育補助者（小規模保育事業C型）

ウ 保育緊急確保事業における一時預かり事業の場合の対象者

保育従事者

(2) 事業の実施主体

- ① 2(1)①、②(エを除く)、③、④の事業  
県、市町村
- ② 2(1)②エの事業  
市町村

(3) 事業者

- ① 2(1)①、②(エを除く)、③、④の事業

社会福祉法人（県福祉人材センター（県社会福祉協議会）等）、県又は市町村が  
適当と認めた者

- ② 2（1）②エの事業  
市町村又は保育所等の設置者

### 3 補助基準額・補助割合

#### （1）補助基準額

- ① 2（1）①、②（エを除く）、③の事業

ア 県が実施する場合

登録保育士1人当たり 6,250円

（平成20年4月1日現在の県内の登録保育士数×6,250円）

イ 市町村が実施する場合

知事が必要と認めた額

- ② 2（1）②エの事業

一戸当たり 月額82,000円

- ③ 2（1）④の事業

家庭的保育者等1人当たり 133,000円

#### （2）補助率

- ① 2（1）①、②（エを除く）、③、④の事業

ア 県が実施する場合

基金1/2、県1/2

イ 市町村が実施する場合

基金1/2、市町村1/2

- ② 2（1）②エの事業

ア 市町村が実施する場合

基金1/2、市町村1/2

イ 保育所等の設置者が実施する場合

基金1/2、市町村1/4、保育所等の設置者1/4

### 4 対象経費

- ・ 保育の質の向上のための研修事業及び保育士人材確保研修事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費、研修情報等を周知するために必要な費用
- ・ 保育士宿舎借り上げ支援事業を実施する場合に必要な宿舎の借り上げ費用
- ・ アクションプログラム実践のための事業を実施する場合に必要な費用（保育所の職

員配置を行う費用を除く。)等

- ・ 家庭的保育者等研修事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

## 5 留意事項

- (1) 保育士宿舎借り上げ支援事業を実施する実施主体は、次の点に留意・確認することで本事業の適正な実施を確保すること。
  - ・ 未入居の月は補助対象外とすること。
  - ・ 入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額を補助すること。
  - ・ 入居者に対して、運営費負担金により住居手当が交付されていないこと。（実施主体が運営費負担金とは別に住居手当に類する補助をしている場合も同様。）
- (2) 保育士宿舎借り上げ支援事業を実施する保育所等は、保育士の就業継続を含む保育士確保のための事業であることに鑑み、本事業を実施する施設は、保育士研修等事業のうちの就業継続支援研修等を活用し、保育士の就業継続に努めること。

## 保育士・保育所支援センター開設等事業

### 1 事業の目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター（以下「支援センター）」の設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業の内容

潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の設置及び運営に要する費用の補助を行う。

支援センターには、保育士再就職支援コーディネーター（以下「コーディネーター」）を配置し、保育所に関する募集採用状況の把握、求職者のニーズにあった就職先の提案、求職者と雇用者双方のニーズ調整、保育所に対し潜在保育士の活用に関する助言等を実施する。また、保育所に勤務する保育士の相談や保育士資格の取得希望者からの相談など、潜在保育士以外の相談等にも対応する。

（コーディネーターを配置せずに、保育士の再就職支援を実施することが可能な場合は、コーディネーターを配置せずに支援センターを開設することができる。また、支援センターを開設せずに、支援センター以外の機関等にコーディネーターのみを配置することもできる。）

なお、福祉人材センター等以外の職業紹介事業の許可等を持たない法人等が、求人情報又は求職者情報の提供の範疇を超え「職業紹介」に該当する活動を行うことは「職業安定法」違反となるので、「職業紹介」を行う場合は、職業紹介事業の許可等を得て実施すること。

また、職業紹介事業には、有料職業紹介事業と無料職業紹介事業があり地方公共団体から委託事業として職業紹介事業を受託し、当該委託費が職業紹介の対価となっている場合は、求人者等から手数料等を取っていない場合であっても、委託費から職業紹介の対価（職業紹介手数料に類似するもの）が出ているため、有料職業紹介事業となり、本事業の実施にあたっては有料職業紹介事業の許可が必要となること。

#### (2) 事業の実施主体

県、指定都市、中核市

（都道府県福祉人材センター（都道府県社会福祉協議会）等に委託等が可能）

### 3 補助基準額・補助割合

#### (1) 補助基準額

- ① 保育士・保育所支援センター開設及び運営に必要な費用（保育士再就職支援コーディネーター雇上費を除く） 1か所につき年間420万円

- ② 保育士再就職支援コーディネーター雇上費等 1 人につき年間 400 万円

(2) 補助率

- ① 県が実施する場合  
基金 1 / 2、県 1 / 2
- ② 指定都市、中核市が実施する場合  
基金 1 / 2、指定都市、中核市 1 / 2

4 対象経費

- ① 保育士・保育所支援センター開設及び運営に必要な費用  
通信設備導入費用、ホームページ作成費用、システム開発費用、広報費用、相談員人件費等
- ② 保育士再就職支援コーディネーター雇上費等  
保育士再就職支援コーディネーターの賃金、需用費（消耗品費、会議費）、役務費（通信運搬費等）等



## 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

### 1 事業の目的

認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所に移行すること等によって必要となる保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

認可外保育施設に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下、「養成施設」という。）の受講料等及び受講する保育従事者の代替に伴う雇上費の補助を行う。

#### (2) 実施主体

市町村

#### (3) 対象者

本事業の対象となる保育従事者は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下、「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設に勤務している、保育士資格を有していない者とする。

#### (4) 実施要件

① 本事業の対象となる認可外保育施設の要件は次のとおりとする。

ア 平成25年4月1日から平成26年4月1日までに養成施設において受講を開始した者について本事業を実施する認可外保育施設

(ア) 平成26年4月1日までに証明書が交付されていること。

(イ) 本事業の対象となる保育従事者が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18に基づく保育士登録証（以下、「保育士証」という。）の交付を受けるとの間、証明書の内容を満たしていること。

イ 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに養成施設において受講を開始した者について本事業を実施する認可外保育施設

(ア) 平成27年3月31日までに証明書が交付されていること。

(イ) 本事業の対象となる保育従事者が保育士登録された日を起算として、当該施設において1年間以上勤務するまでの間、証明書の内容を満たしていること。

② 本事業の対象となる保育従事者の要件は次のとおりとする。

ア 2(4)①アにおける認可外保育施設に勤務する者

(ア) 常勤職員として認可外保育施設に勤務していること。なお、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、常勤職員とみなすことができる。

(イ) 保育士登録をし、保育士証の交付を受けること。

イ 2(4)①イにおける認可外保育施設に勤務する者

(ア) 受講後に保育士資格を取得するに当たっては、養成施設の卒業又は児童福祉法施行規則第6条の11の2により保育士試験の全てを免除される方法によること。

(イ) 保育士登録された日を起算として当該施設において1年間以上勤務すること。

(5) 事業の実施期限

2(4)①②のアによる場合

平成26年4月1日までに養成施設の受講を開始した者に係る保育士証が交付された月の末日又は平成30年3月31日のいずれか早い日とする。

2(4)①②のイによる場合

平成27年3月31日までに養成施設の受講を開始した者について、保育士登録された日を起算として当該施設に1年間勤務した月の末日又は令和2年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① 養成施設受講料等

ア 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者

本事業の対象となる保育従事者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、300千円を上限とする。

イ 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者

本事業の対象となる者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、上限は次のとおりとする。

・「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号 雇用均等児童家庭局長通知）別表の②③を活用する者（以下、「特例制度対象者」という。）：  
100千円

・上記通知別表の①を活用する者：200千円

② 代替保育従事者雇上費

1日当たり5,920円

(2) 補助率

基金3/4、県・指定都市・中核市1/4

4 対象経費

養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税並びに受講する保育従事者の代替に伴う雇上費とすること。

5 留意事項

- ・ 3（1）①は、原則、1施設当たり2名程度とするが、自治体の判断により2名以上補助することも差し支えない。
- ・ 3（1）②は、保育士資格の取得に必要となる保育実習や面接授業を受けるため、当該施設に勤務していない期間に代替保育従事者を雇用する場合の経費であることから、2（4）②アにおいては保育士証の交付に関わらず、2（4）②イにおいては保育士登録後の1年間の勤務にかかわらず、補助することができる。
- ・ 補助を受けようとする認可外保育施設は、2（4）①②のアによる場合は、平成26年4月1日までに、2（4）①②のイによる場合は平成27年3月31日までに、本事業を実施することを記載した実施計画書を、都道府県、指定都市又は中核市に提出すること。
- ・ 本事業を実施するための具体的な運営方法については別に通知する。
- ・ 保育緊急確保事業における小規模保育事業を実施する者についても本事業の実施要件を満たす場合は本事業の対象となる。
- ・ 本事業を実施する施設のうち、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園に移行する予定の施設において本事業を実施する場合であって、特例制度対象者の場合は、本要綱別添7の5「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」として実施すること。

## 保育士等処遇改善臨時特例事業

### 1 事業の目的

保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める。

### 2 事業の内容

#### (1) 基本事業

保育所運営費の民間施設給与等改善費（以下、「民改費」という。）を基礎に、保育士等の処遇改善に要する費用を私立保育所に交付する。

#### (2) その他事業

(1)の事業に関する市町村における事務処理に要する費用に充てるため、市町村に対して事務費を交付する。

### 3 事業の実施主体

市町村

### 4 補助基準額、補助率

#### (1) 基本事業

##### ① 補助基準額

次によって算定した額の合計額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

算式1 (アからエまでの合計額) × 6月分

ア 別表に定める乳児事業費単価 × 4月初日の乳児入所児童数

イ 別表に定める1～2歳児事業費単価 × 4月初日の1～2歳児入所児童数

ウ 別表に定める3歳児事業費単価 × 4月初日の3歳児入所児童数

エ 別表に定める4歳以上児事業費単価 × 4月初日の4歳以上児入所児童数

算式2 (アからエまでの合計額) × 6月分

ア 別表に定める乳児事業費単価 × 10月初日の乳児入所児童数

イ 別表に定める1～2歳児事業費単価 × 10月初日の1～2歳児入所児童数

ウ 別表に定める3歳児事業費単価 × 10月初日の3歳児入所児童数

エ 別表に定める4歳以上児事業費単価 × 10月初日の4歳以上児入所児童数

##### ② 補助率

定額

#### (2) その他事業

##### ① 補助基準額

保育所1か所につき150千円（ただし、1市町村10,000千円を上限とする）

② 補助率  
定額

5 対象経費

① 基本事業

4の(1)により算出された基本事業の額の経費

② その他事業

市町村が本事業を円滑に施行するために必要な職員手当等（時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当）、共済費（賃金に係る社会保険料）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料、賃借料等

6 事業の実施期限

平成26年3月31日とする。

7 留意事項

次に掲げる事項を資金を交付する場合の条件とする。

- (1) 保育所運営費の民改費加算が停止されていないこと。
- (2) 賃金改善の具体的内容について記載した処遇改善計画書を作成し、当該保育所職員に対して、計画書の内容について周知していること。
- (3) 当該保育所の職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員を除く。）の賃金改善（法定福利費等の事業主負担増加額を含む。以下同じ。）以外の費用については認めない。
- (4) 実績報告を求め、実際に賃金改善に要した経費が、交付額を下回る場合にはその差額の返還を命ずること。
- (5) 虚偽又は不正の手段により、本事業の交付を受けた場合には、既に交付された一部若しくは全部の交付額の返還を命ずること。

(別表)

- ※ (1) 事業費単価表の地域区分、定員区分、入所児童の年齢区分については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)(以下、「保育所運営費交付要綱」という。)によるものとする。
- ※ 所長の設置又は未設置の区分については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知)(以下、「局長通知」という。)の第1の2によるものとする。
- ※ 事業費単価の加算区分の適用については、局長通知の第1の3により本事業を実施する年度における民間施設給与等改善費加算率の適用の基礎となる職員一人当たりの平均勤続年数に応じ、次に定める加算区分を適用すること。

職員一人当たりの平均勤続年数	加算区分
1年未満	1%
1年以上2年未満	2%
2年以上3年未満	3%
3年以上4年未満	4%
4年以上5年未満	1%
5年以上6年未満	2%
6年以上7年未満	3%
7年以上8年未満	2%
8年以上9年未満	3%
9年以上10年未満	4%
10年以上	3%

- ※ 保育所運営費交付要綱により、保育所事務職員雇上費の加算、主任保育士の専任加算が適用されている場合は、(2)加算分事業費単価表に定めるそれぞれの加算における「加算分事業費単価」を「事業費単価」に加算すること。
- ※ 夜間保育所の設置認可について(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知)により夜間保育所加算分保育単価が適用されている場合は、夜間保育所加算における「加算分事業費単価」を「事業費単価」に加算すること。
- ※ 分園を設置する保育所については、「保育所分園の設置運営について」(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)の別紙保育所分園設置運営要綱の7における民間施設給与等改善費加算額の支弁の例により算定することとする。
- ※ 保育所運営費交付要綱第3の4に定める、「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)の第1の2の(1)のただし書きの適用を受けた幼保連携型施設を構成する保育所については「幼保連携型施設を構成する保育所に適用する保育所単価等について」(平成21年7月9日雇児発0709第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)における民間施設給与等改善費加算額の支弁の例により算定することとする

















その保育所の所在する地域区分	その保育所の月月初日の定員区分	その保育所の長が月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	月月初日の入所児童の年齢区分	事業費単価				その保育所の月月初日の定員区分	その保育所の長が月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	月月初日の入所児童の年齢区分	事業費単価					
				4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分				4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分		
その他地域	20人まで	設置	乳児	7,470	5,800	3,730	1,860	91人から100人まで	設置	乳児	5,410	4,050	2,700	1,340		
			1,2歳児	5,030	3,770	2,510	1,250			1,2歳児	2,970	2,220	1,480	730		
			3歳児	3,320	2,490	1,660	830			3歳児	1,260	940	630	310		
			4歳以上児	3,080	2,310	1,540	770			4歳以上児	1,020	760	510	250		
		未設置	乳児	6,810	4,950	3,300	1,640		未設置	乳児	5,230	3,920	2,610	1,300		
			1,2歳児	4,170	3,120	2,080	1,030			1,2歳児	2,790	2,090	1,390	690		
	3歳児		2,460	1,840	1,230	610	3歳児			1,080	810	540	270			
	4歳以上児		2,220	1,660	1,110	550	4歳以上児			840	630	420	210			
	21人から30人まで	設置	乳児	6,630	4,970	3,310	1,650		101人から110人まで	設置	乳児	5,360	4,020	2,670	1,330	
			1,2歳児	4,190	3,140	2,090	1,040				1,2歳児	2,920	2,190	1,450	720	
			3歳児	2,480	1,860	1,240	620				3歳児	1,210	910	600	300	
			4歳以上児	2,240	1,680	1,120	560				4歳以上児	970	730	460	240	
		未設置	乳児	6,060	4,540	3,020	1,500			未設置	乳児	5,200	3,900	2,590	1,290	
			1,2歳児	3,820	2,710	1,800	890				1,2歳児	2,760	2,070	1,370	680	
	3歳児		1,910	1,430	950	470	3歳児				1,050	790	520	260		
	4歳以上児		1,670	1,250	830	410	4歳以上児				810	610	400	200		
	31人から40人まで	設置	乳児	6,210	4,660	3,100	1,540			111人から120人まで	設置	乳児	5,320	3,990	2,650	1,320
			1,2歳児	3,770	2,830	1,880	930					1,2歳児	2,880	2,160	1,430	710
			3歳児	2,060	1,550	1,030	510					3歳児	1,170	880	560	290
			4歳以上児	1,820	1,370	910	450					4歳以上児	930	700	460	230
		未設置	乳児	5,790	4,340	2,890	1,440				未設置	乳児	5,180	3,880	2,580	1,280
			1,2歳児	3,350	2,510	1,670	830					1,2歳児	2,740	2,050	1,360	670
	3歳児		1,640	1,230	820	410	3歳児					1,030	770	510	250	
	4歳以上児		1,400	1,050	700	350	4歳以上児					790	590	390	190	
41人から50人まで	設置	乳児	6,140	4,600	3,060	1,520	121人から130人まで	設置			乳児	5,280	3,960	2,630	1,310	
		1,2歳児	3,700	2,770	1,840	910					1,2歳児	2,840	2,130	1,410	700	
		3歳児	1,990	1,490	990	490					3歳児	1,130	850	560	280	
		4歳以上児	1,750	1,310	870	430					4歳以上児	890	670	440	220	
	未設置	乳児	5,790	4,340	2,890	1,440		未設置			乳児	5,150	3,860	2,570	1,280	
		1,2歳児	3,350	2,510	1,670	830					1,2歳児	2,710	2,030	1,350	670	
3歳児		1,640	1,230	820	410	3歳児					1,000	750	500	250		
4歳以上児		1,400	1,050	700	350	4歳以上児					760	570	380	190		
51人から60人まで	設置	乳児	5,920	4,440	2,950	1,470		131人から140人まで	設置		乳児	5,260	3,940	2,620	1,300	
		1,2歳児	3,480	2,610	1,730	860					1,2歳児	2,820	2,110	1,400	690	
		3歳児	1,770	1,330	880	440					3歳児	1,110	830	550	270	
		4歳以上児	1,530	1,150	760	380					4歳以上児	870	650	430	210	
	未設置	乳児	5,640	4,220	2,810	1,400			未設置		乳児	5,130	3,850	2,560	1,270	
		1,2歳児	3,200	2,390	1,590	790					1,2歳児	2,690	2,020	1,340	660	
3歳児		1,490	1,110	740	370	3歳児					980	740	490	240		
4歳以上児		1,250	930	620	310	4歳以上児					740	560	370	180		
61人から70人まで	設置	乳児	5,770	4,330	2,880	1,430			141人から150人まで	設置	乳児	5,230	3,920	2,610	1,300	
		1,2歳児	3,330	2,500	1,660	820					1,2歳児	2,790	2,090	1,390	690	
		3歳児	1,620	1,220	810	400					3歳児	1,080	810	540	270	
		4歳以上児	1,380	1,040	690	340					4歳以上児	840	630	420	210	
	未設置	乳児	5,530	4,140	2,780	1,370				未設置	乳児	5,120	3,830	2,550	1,270	
		1,2歳児	3,090	2,310	1,540	760					1,2歳児	2,680	2,000	1,330	660	
3歳児		1,380	1,030	690	340	3歳児					970	720	480	240		
4歳以上児		1,140	850	570	280	4歳以上児					730	540	360	180		
71人から80人まで	設置	乳児	5,660	4,240	2,820	1,400	151人から160人まで			設置	乳児	5,240	3,930	2,610	1,300	
		1,2歳児	3,220	2,410	1,600	790					1,2歳児	2,800	2,100	1,390	690	
		3歳児	1,510	1,130	750	370					3歳児	1,090	820	540	270	
		4歳以上児	1,270	950	630	310					4歳以上児	850	640	420	210	
	未設置	乳児	5,450	4,080	2,720	1,350				未設置	乳児	5,140	3,850	2,560	1,270	
		1,2歳児	3,010	2,250	1,500	740					1,2歳児	2,700	2,020	1,340	660	
3歳児		1,300	970	650	320	3歳児					990	740	490	240		
4歳以上児		1,060	790	530	260	4歳以上児					750	560	370	180		
81人から90人まで	設置	乳児	5,570	4,180	2,780	1,380		161人から170人まで		設置	乳児	5,220	3,910	2,600	1,290	
		1,2歳児	3,130	2,350	1,560	770					1,2歳児	2,780	2,080	1,380	680	
		3歳児	1,420	1,070	710	350					3歳児	1,070	800	530	260	
		4歳以上児	1,180	890	590	290					4歳以上児	830	620	410	200	
	未設置	乳児	5,380	4,030	2,680	1,330				未設置	乳児	5,120	3,840	2,550	1,270	
		1,2歳児	2,940	2,200	1,460	720					1,2歳児	2,680	2,010	1,330	660	
3歳児		1,230	920	610	300	3歳児					970	730	480	240		
4歳以上児		990	740	490	240	4歳以上児					730	550	360	180		
171人以上	設置	乳児							171人以上	設置	乳児	5,200	3,900	2,590	1,290	
		1,2歳児									1,2歳児	2,760	2,070	1,370	680	
		3歳児									3歳児	1,050	790	520	260	
		4歳以上児									4歳以上児	810	610	400	200	
	未設置	乳児								未設置	乳児	5,110	3,830	2,550	1,270	
		1,2歳児									1,2歳児	2,670	2,000	1,330	660	
3歳児						3歳児					960	720	480	240		
4歳以上児						4歳以上児					720	540	360	180		

(2)加算分事業費単価表

① 保育所事務職員雇上費の加算

定員区分	加算分事業費単価			
	4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
～ 40人	円 40	円 30	円 20	円 10
41人～ 50人	30	20	10	0
51人～ 60人	30	20	10	0
61人～ 70人	20	10	10	0
71人～ 80人	20	10	10	0
81人～ 90人	20	10	10	0
91人～100人	10	10	0	0
101人～110人	10	10	0	0
111人～120人	10	10	0	0
121人～130人	10	10	0	0
131人～140人	10	0	0	0
141人～150人	10	0	0	0
151人～160人	10	0	0	0
161人～170人	10	0	0	0
171人～	10	0	0	0

② 主任保育士専任加算

定員区分	加算分事業費単価			
	4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
～ 40人	円 240	円 180	円 120	円 60
41人～ 50人	190	140	90	40
51人～ 60人	160	120	80	40
61人～ 70人	130	100	60	30
71人～ 80人	120	90	60	30
81人～ 90人	100	80	50	20
91人～100人	90	70	40	20
101人～110人	80	60	40	20
111人～120人	80	60	40	20
121人～130人	70	50	30	10
131人～140人	60	50	30	10
141人～150人	60	40	30	10
151人～160人	60	40	30	10
161人～170人	50	40	20	10
171人～	50	40	20	10

③ 夜間保育所加算

定員区分	加算分事業費単価			
	4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
20人まで	円 360	円 270	円 180	円 90
21人～ 30人	240	180	120	60
31人～ 40人	180	130	90	40
41人～ 50人	140	110	70	30
51人～ 60人	120	90	60	30
61人～ 70人	100	70	50	20
71人～ 80人	90	60	40	20
81人～ 90人	80	60	40	20

## 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

### 1 事業の目的

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有することとされており、本事業は、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設（以下「幼保連携型認定こども園等」という。）に勤務する者について、幼稚園教諭免許状を有する者が「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等児童家庭局長通知）別表の②③（以下、「特例制度」という。）を活用することにより保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の受講料等及び保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する際における保育士の代替に伴う雇上費の補助を行う。

#### (2) 実施主体

市町村

#### (3) 実施要件

① 本事業の対象となる施設は、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設であること。

② 本事業の対象となる者は次の要件を全て満たすこと。

##### ア 養成施設受講料等

(ア) 対象施設に勤務しており、幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有しない者であり、特例制度の対象者であること。

(イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに、特例制度を実施している養成施設において教科目の受講を開始していること。

(ウ) 養成施設における教科目修得後、児童福祉法施行規則第6条の11の2により試験の全てを免除され保育士資格を取得する者であること。

(エ) 保育士登録された日を起算として幼保連携型認定こども園等において1年間以上勤務すること。



## イ 代替保育士雇上費

本要綱別添 1 1 の 2 における「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」において幼稚園教諭免許状取得に当たっての受講料補助の対象となる保育士の代替として、本要綱別添 1 1 の 2 における「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」の対象施設（公立除く）に雇上された保育士であること。

### （４）事業の実施期限

平成27年3月31日までに養成施設の受講を開始した者について、保育士登録された日を起算として幼保連携型認定こども園等に1年間勤務した月の末日又は平成29年3月31日のいずれか早い日とする。

## 3 補助基準額・補助率

### （１）補助基準額

#### ① 養成施設受講料等

本事業の対象となる者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、100千円を上限とする。

#### ② 代替保育士雇上費

1日当たり 5,920円

### （２）補助率

基金1/2、県・指定都市・中核市1/2

## 4 対象経費

養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税並びに保育士の代替に伴う雇上費とすること。

## 5 留意事項

- ・ 補助を受けようとする者は、平成27年3月31日までに、実施計画書を県、指定都市又は中核市に提出すること。
- ・ 3（１）②は、幼稚園教諭免許状の取得に必要となる大学等における単位取得に当たっての授業や試験等を受けるため、当該施設に勤務していない期間に代替保育士を雇用する場合の経費であることから、幼稚園教諭免許状授与後の1年間の勤務に関わらず、補助することができる。
- ・ 本事業を実施するための具体的な運営方法については別に通知する。

## 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

### 1 事業の目的

幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例を活用することにより保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号 雇用均等児童家庭局長通知）別表の②③（以下「特例制度」という。）を活用することにより保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の受講料の補助を行う。

#### (2) 実施主体

市町村

#### (3) 実施要件

本事業の対象となる者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 幼稚園教諭免許状を有しており、特例制度の対象者であること。
- ② 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに、養成施設において教科目の受講を開始していること。
- ③ 養成施設における教科目修得後、児童福祉法施行規則第6条の11の2により保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者であること。
- ④ 保育士試験を合格した月の末日から1年以内に、保育所、認定こども園又は保育所・認定こども園を目指す認可外保育施設（以下「保育所等」という。）において、保育士として勤務すること。
- ⑤ 保育所等に勤務した最初の日を起算として、保育所等において1年間以上勤務すること。

#### (4) 事業の実施期限

平成27年3月31日までに養成施設の受講を開始した者について、保育所等に勤務した最初の日を起算として保育所等に1年間勤務した月の末日又は平成30年3月31日のいずれか早い日とする。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

本事業の対象となる者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象

とし、100千円を上限とする。

(2) 補助率

基金 1 / 2、県・指定都市・中核市 1 / 2

4 対象経費

養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税とすること。

5 留意事項

- ・ 補助を受けようとする者は、保育所等に勤務してから3月以内に、保育所等を通じて、実施計画書を県、指定都市又は中核市に提出すること。
- ・ 本事業を実施するための具体的な運営方法については別に通知する。

## 保育所等保育士資格取得支援事業

### 1 事業の目的

保育所、認定こども園、幼稚園、乳児院及び児童養護施設（以下「保育所等」という。）に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、保育所等における保育士確保を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### （1）事業内容

保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の受講料等の補助を行う。

#### （2）実施主体

市町村

#### （3）実施要件

① 本事業の対象となる施設は、保育所、幼保連携型認定こども園の保育所部分、保育所型認定こども園の保育所部分、幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園を目指す幼稚園、乳児院及び児童養護施設（公立を除く。）とする。

② 本事業の対象となる保育所等に勤務する保育従事者は、次の要件を全て満たすこと。

ア 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに、養成施設において教科目の受講を開始していること。なお、保育士資格を取得するに当たっては、養成施設の卒業又は児童福祉法施行規則第6条の11の2により保育士試験の全てを免除される方法によること。

イ 保育士登録された日を起算として保育所等において1年以上勤務していること。なお、乳児院又は児童養護施設において本事業により保育士資格を取得した者においては、保育士資格を取得後、速やかに保育所又は認定こども園において1年間以上勤務すること。

#### （4）事業の実施期限

平成27年3月31日までに養成施設の受講を開始した者について、保育士登録された日を起算として保育所等において1年間勤務した月の末日又は令和2年3月31日のいずれか早い日とする。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

##### ①養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者

本事業の対象となる者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、300千円を上限とする。

##### ②保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者

本事業の対象となる者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、上限は次のとおりとする。

- ・「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号 雇用均等児童家庭局長通知）別表の②③を活用する者（以下「特例制度対象者」という。）  
：100千円
- ・上記通知別表の①を活用する者：200千円

#### (2) 補助率

基金1/2、県・指定都市・中核市1/2

### 4 対象経費

養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税とすること。

### 5 留意事項

- ・ 保育所等のうち、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園に移行する予定の施設において本事業を実施する場合であって、特例制度対象者の場合は、本要綱7の5「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」として実施すること。
- ・ 補助を受けようとする保育所等は、平成27年3月31日までに、本事業を実施することを記載した実施計画書を県、指定都市又は中核市に提出すること。
- ・ 本事業を実施するための具体的な運営方法については別に通知する。

## 電力需給対策に対応した休日保育特別事業等

### 1 事業の目的

電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、日曜日、国民の祝日（以下、「休日等」という。）や保育所の開所時間を超えた時間帯においても保育が必要な児童を保育することを目的とする。

### 2 事業の内容

#### ① 休日保育特別事業

##### ア 実施期間

###### 電力需給対策実施期間

（平成23年7月～9月、平成23年12月～平成24年3月、平成24年7月～平成24年9月及び平成24年12月～平成25年3月。ただし、電力需給対策による就業時間等の見直しにより期間外に影響が及ぶ場合を含む。）

##### イ 実施主体

市町村

##### ウ 事業者

市町村又は市町村が適切と認めた者とする。

##### エ 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であつて、電力需給対策に伴い企業等が就業時間等を変更することにより、電力需給対策実施期間の休日等においても保育が必要な児童とする。

##### オ 対象事業

###### （ア）基本分

電力需給対策実施期間において、新たに休日保育を実施する事業。

###### （イ）利用児童数に伴う加算

a 新たに休日保育を実施する保育所等において、電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更により保育が必要となる児童を保育する事業。

b 既に休日保育を実施している保育所等において、電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更により保育が必要となる児童を保育する事業。

##### カ 実施要件

（ア）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号（以下「設備運営基準」という。）第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士又は児童福祉法第6条の2第9項に規定する家庭的保育者（以下「保育士等」という。）を配置すること。

ただし、配置する保育士等の少なくとも半数以上は保育士とし、その数は全体で2名を下回らないこと。

既に休日保育を実施している保育所等において、電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更により保育が必要な児童を預かる場合は、電力需給対策実施期間に限り、上記の実施要件により実施することができる。

(イ) 対象児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

(ウ) 本事業の実施場所は、保育所又は継続的な使用が確保される設備運営基準第32条に定める設備の基準を満たす施設とすること。

(また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。)

#### キ 利用料

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

ただし、児童福祉法第24条の規定に基づく保育等の実施等において保護者負担が徴収されている場合は、新たに保護者負担を徴収しないこと。

### ② 延長保育特別事業

#### ア 実施期間

##### 電力需給対策実施期間

(平成23年7月～9月、平成23年12月～平成24年3月、平成24年7月～平成24年9月及び平成24年12月～平成25年3月。ただし、電力需給対策による就業時間等の見直しにより期間外に影響が及ぶ場合を含む。)

#### イ 実施主体

市町村

#### ウ 事業者

市町村又は保育所を運営する者とする。(公立保育所も対象とする。)

#### エ 対象児童

本事業の対象となる児童は原則として保育所等の利用児童であって、電力需給対策に伴い企業が就業時間等を変更することにより保育が必要となる児童とする。

#### オ 対象事業

##### (ア) 延長保育推進特別事業

a 電力需給対策実施期間において新たに延長保育を実施する保育所が、(イ)

a (a) の事業を実施する場合に、保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業。

##### (イ) 延長保育特別事業

a 時間延長に伴う加算

(a) 電力需給対策実施期間に限り、保育所の11時間の開所時間の前後において、更に30分以上の延長保育を実施する事業。

(b) 既に延長保育を実施している保育所が、電力需給対策実施期間において延長保育時間を更に30分以上延長する事業。

b 利用児童数に伴う加算

電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更により保育が必要となる児童を保育する事業。

## カ 実施要件

### (ア) 延長保育推進特別事業

- a 11時間の開所時間内に設備運営基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。

### (イ) 延長保育特別事業

- a 延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。
- b 延長時間区分については、利用ニーズに応じて1日ごとに定めて構わない。
- c 同一保育所又は駅前等利便性の高い場所に設置した施設において開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び対象児童数を合算することはせず、前及び後ろそれぞれ延長時間を定めること。
- d 事業の実施に当たっては、保育所の他、公共的施設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。
- e 対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。

## キ 利用料

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

ただし、児童福祉法第24条の規定に基づく保育等の実施等において保護者負担が徴収されている場合は、新たに保護者負担を徴収しないこと。

## 3 補助基準額・補助率

### (1) 休日保育特別事業

#### ① 補助基準額

##### ア 認可保育所

(ア) 基本分 月額221,800円（上限）

（ただし、月の休日の全てを開所しない場合は、日額55,500円×開所日数とする。）

(イ) 利用児童数に伴う加算

（1月当たり延べ利用児童数に応じて加算することとする。）

月額	12,300円（1人～10人）
	24,500円（11人～20人）
	36,800円（21人～30人）
	85,800円（31人～40人）
	134,800円（41人～50人）
	183,800円（51人～60人）
	232,800円（61人～70人）
	281,800円（71人～80人）
	306,300円（81人以上）



イ 認可保育所以外

(ア) 基本分 月額105,000円(上限)

(ただし、月の休日の全てを開所しない場合は、日額26,300円×開所日数とする。)

(イ) 利用児童数に伴う加算

(1月当たり延べ利用児童数に応じて加算することとする。)

月額	10,500円(1人~10人)
	21,000円(11人~20人)
	31,500円(21人~30人)
	73,500円(31人~40人)
	115,500円(41人~50人)
	157,500円(51人~60人)
	199,500円(61人~70人)
	241,500円(71人~80人)
	262,500円(81人以上)

② 補助率

基金1/2、県1/4、市町村1/4

(注) 指定都市・中核市の場合 基金1/2、指定都市・中核市1/2

(2) 延長保育特別事業

① 補助基準額

ア 延長保育推進特別事業

月額379,400円(上限)

(ただし、月の全てを開所しない場合は、日額15,200円×開所日数とする。)

イ 延長保育特別事業

(ア) 時間延長に伴う加算

(延長時間が日毎に異なる場合は、平均の延長時間区分とする。)

月額	25,000円(30分延長)
	111,300円(1時間延長)
	179,000円(2~3時間延長)
	381,600円(4~5時間延長)
	444,800円(6時間以上延長)

(イ) 利用児童数に伴う加算

(利用児童が実際に延長保育を利用した延長時間区分とする。)

1人当たり日額	200円(30分延長)
	800円(1時間延長)
	1,200円(2~3時間延長)
	2,600円(4~5時間延長)
	3,000円(6時間以上延長)

② 補助率

基金  $1/2$ 、県  $1/4$ 、市町村  $1/4$

(注) 指定都市・中核市の場合 基金  $1/2$ 、指定都市・中核市  $1/2$

## 電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業

### 1 事業の目的

電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、家庭の代わりとなる居場所が必要となる児童の受入体制を確保することを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 実施期間

##### 電力需給対策実施期間

(平成23年7月～9月、平成23年12月～平成24年3月、平成24年7月～平成24年9月及び平成24年12月～平成25年3月。ただし、電力需給対策による就業時間等の見直しにより期間外に影響が及ぶ場合を含む。)

#### (2) 実施主体

市町村、社会福祉法人その他の者とする。

#### (3) 対象児童

本事業の対象児童は、電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、電力需給対策実施期間において、保護者が労働等により昼間家庭にいないため適切な居場所が必要となる児童とする。

#### (4) 対象事業

電力需給対策実施期間において、電力需給対策の影響により、(3)に掲げる児童を受け入れる事業とする。

#### (5) 利用料

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

ただし、放課後児童クラブ等他の類似事業若しくは家庭的保育事業において保護者負担が徴収されている場合は、新たに保護者負担を徴収しないこと。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 休日等に放課後児童クラブ等他の類似事業にかかる特別事業を行う場合

休日等とは、土曜日、日曜日、国民の祝日とする。

##### ① 実施要件

ア 本事業の実施に当たっては、児童の遊びを指導する者等適切な者を配置し、児童を受け入れるものであること。

イ 本事業の実施場所としては、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる場所を確保すること。

② 補助基準額

ア 電力需給対策として新たに休日等の開設を行い、対象児童を受け入れる事業。

日額 28,000円

イ 放課後児童クラブ等他の類似事業により既に休日等の開設を行っており、電力需給対策として新たに対象児童を受け入れる事業。

児童1人当たりの日額 700円

(電力需給対策の影響により、休日等に新たに利用する児童数に応じて加算)

③ 補助率

基金 1/2、県 1/4、市町村 1/4

(注) 指定都市・中核市の場合 基金 1/2、指定都市・中核市 1/2

(2) 放課後児童クラブ等他の類似事業の開設時間を延長して特別事業を行う場合  
延長時間の算出については、以下のとおりとする。

平日：6時間を超え、かつ、18時を越える部分(時間)

休日等：8時間を超える部分(時間)

① 実施要件

ア 本事業の実施に当たっては、児童の遊びを指導する者等適切な者を配置し、児童を受け入れるものであること。

イ 本事業の実施場所としては、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる場所を確保すること。

② 補助基準額

ア 電力需給対策として新たに放課後児童クラブ等他の類似事業の開設時間の延長を行い、対象児童を受け入れる事業。

1時間当たりの単価 2,600円

イ 放課後児童クラブ等他の類似事業により、既に開設時間の延長を行っており、電力需給対策として新たに対象児童を受け入れる事業。

児童1人当たりの1時間額 130円

(電力需給対策の影響により、延長時間に新たに利用する児童数に応じて加算)

③ 補助率

基金 1/2、県 1/4、市町村 1/4

(注) 指定都市・中核市の場合 基金 1/2、指定都市・中核市 1/2

(3) 家庭的保育者の保育時間延長等により乳幼児を受け入れる特別事業を行う場合

① 実施要件

本事業の実施に当たっては、家庭的保育者を配置し、適切に事業が実施できる場所を確保すること。

② 補助基準額

1時間当たりの単価 1,200円

ただし、日額 9,600円を上限とする。

③ 補助率

基金  $1/2$ 、県  $1/4$ 、市町村  $1/4$

(注) 指定都市・中核市の場合 基金  $1/2$ 、指定都市・中核市  $1/2$

## 認定こども園整備事業

### 1 事業の目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分、又は保育所型認定こども園の幼稚園機能部分若しくは幼稚園型認定こども園の保育所機能部分等の新設、修理、改造を実施する。

#### (2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分 <文部科学省関係>
- ② 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分 <文部科学省関係>
- ③ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（幼稚園と保育所機能部分の定員の合計数が20人以上の場合を対象とする。） <こども家庭庁関係>
- ④ 子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について（令和5年9月19日こ成保第111号）の別紙2「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」の要件を満たし、長時間預かり保育又は3歳未満児の保育、若しくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育の両方を実施する私立幼稚園 <こども家庭庁関係>

#### (3) 事業の実施主体

市町村

#### (4) 施設の設置主体（事業者）

##### ① 2(2)①の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。）

##### ② 2(2)②の場合

学校法人又は社会福祉法人（保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

③ 2(2)③の場合

社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

④ 2(2)④の場合

学校法人又は社会福祉法人

ただし、2(4)①から④において、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が1.0未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。

(5) 事業の実施期限

<こども家庭庁関係>

令和7年3月31日とする。

<文部科学省関係>

令和6年3月31日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

① 2(2)①~③の事業

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

② 2(2)④の事業

改修費等補助            1施設当たり            2,200万円

(2) 補助率

① 2(2)①~④の事業

基金1/2、市町村1/4、事業者1/4

② 2(2)④の事業のうち、以下の要件（※）を満たす事業

基金2/3、市町村1/12、事業者1/4

※ 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う認定こども園が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、就学前教育・保育施設整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。

ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを国庫補助率の嵩上げの対象とする。

また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

（ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合

（i）出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉 ×

〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉

（ii）年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。

（3）補助対象事業（整備区分）

① 2（2）①～③の事業

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

② 2（2）④の事業

改修費等補助

#### 4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
設計料	事業を行うにあたり必要な設計費



解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
改修費等補助	施設の改修等に必要な費用

## 5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

① 2(2)①～③の事業

ア 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、認定こども園法第3条第1項に基づく都道府県知事の認定を受けること。

ただし、令和4年度末までに上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。

ウ 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（保育を実施する部分又は認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）については、保育所緊急整備事業（別添1）の規定に基づき整備を行うこと。

エ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の幼保連携型施設が、認定こども園としての機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、対象となり得るものであること。

オ 本事業により保育所機能部分について施設整備費の補助を受ける施設に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和39年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官又は文部科学大臣が別に定める期間を経過する日まで、子ども・子育て支援法（平成24

年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付、同法第28条の規定に基づく特例施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

② 2(2)④の事業

幼稚園が本事業を実施し、事業開始後5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な基準を満たさなかった場合は、補助条件違反として補助額の返還を命ずることができる。

(3) 財産処分について

この事業により施設整備を行う際に、過去に補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、財産処分の承認手続き等が必要であるので、補助金交付者と事前に調整すること。

## 幼稚園耐震化促進事業

### 1 事業の目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進することにより、子どもを安心して育てることができるよう基盤整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### （1）事業内容

認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進するための修理、改造を実施する。

#### （2）整備対象施設

- ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 7 項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分
- イ 認定こども園法第 3 条第 2 項第 1 号又は第 4 項第 1 号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法第 1 条に規定する幼稚園
- ウ 認定こども園法第 2 条第 7 項に基づく幼保連携型認定こども園への移行を予定する学校教育法第 1 条に規定する幼稚園
- エ 認定こども園法第 3 条第 2 項第 1 号又は第 4 項第 1 号に基づく幼稚園型認定こども園への移行を予定する学校教育法第 1 条に規定する幼稚園

#### （3）事業の実施主体

県

#### （4）整備対象施設の設置主体（事業者）

##### ア 2（2）アの場合

学校法人（学校法人等以外の個人立等から学校法人立等に組織変更をし、施設整備完了年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又はその翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。以下この項において同じ。）又は社会福祉法人

##### イ 2（2）イの場合

学校法人又は社会福祉法人（幼稚園型認定こども園の設置者である場合に限る。）

##### ウ 2（2）ウの場合

学校法人又は社会福祉法人

##### エ 2（2）エの場合

学校法人又は社会福祉法人（移行を予定する幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所機能の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る。）

- (5) 事業の実施期限  
令和4年3月31日とする。

### 3 補助基準額・補助率等

- ① 補助基準額
- ア 別表で定める補助基準額表により算出する
  - イ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額の5%を別途加算
  - ウ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用
  - エ 解体撤去工事費及び仮施設設整備工事費が対象
- ② 補助率  
基金1/2、事業者1/2
- ③ 補助対象事業（整備区分）  
増改築、改築、大規模修繕等（幼保連携型認定こども園の整備に限る。）

### 4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
設計料	事業を行うにあたり必要な設計費
解体撤去工事費及び仮施設設整備工事費 ※大規模修繕等については、仮施設設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

### 5 留意事項

- (1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。
- ① 土地の買収又は整地に関する費用
  - ② 職員の宿舎に要する費用
  - ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園のいずれかであること。
- ② 概ね5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する計画を有し、事業の実施期限までに認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園、認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園のいずれかの機能を備えること。

ただし、施設整備終了後に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助要件違反として助成額を返還すること。

(3) 財産処分について

この事業により施設整備を行う際に、過去に補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、財産処分の承認手続き等が必要であるので、補助金交付者と事前に調整すること。

## 認定こども園事業費

### 1 事業の目的

幼保連携型認定こども園への移行を促進するため、保育所型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の事業に要する費用の一部を補助するとともに、幼保連携型認定こども園等を構成する幼稚園で実施する長時間預かり保育に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

##### ① 機能部分に対する補助

保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分に関する事業に対し、事業費の補助を行う。

##### ② 幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を11時間以上わたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動（以下「長時間預かり保育」という。）を行う幼稚園に対し、事業費の補助を行う。

#### (2) 対象児童

##### ① 機能部分に対する補助

ア 保育所型認定こども園における本事業の対象児童は、幼稚園機能部分に入所している3歳から5歳の児童とする。

イ 幼稚園型認定こども園における本事業の対象児童は、保育所機能部分に入所している児童であって、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童とする。なお、幼稚園と保育所機能部分の定員の合計数が20人以上の場合を対象とする。

##### ② 幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

本事業の対象児童は、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園に入所している児童であって、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童とする。

#### (3) 事業の実施主体

市町村

#### (4) 施設の設置主体（事業者）

##### ① 機能部分に対する補助

ア 保育所型認定こども園の場合  
学校法人又は社会福祉法人

イ 幼稚園型認定こども園の場合  
県又は市町村以外の者

##### ② 幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

県又は市町村以外の者

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額（1人当たり月額）

##### ① 機能部分に対する補助

年齢区分	保育所型認定こども園	幼稚園型認定こども園
4歳以上児	13,000円	18,000円
3歳児	13,000円	22,000円
1・2歳児	—	57,000円
乳児	—	107,000円

##### ② 幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

年齢区分	長時間預かり保育
4歳以上児	9,000円
3歳児	11,000円
2歳児	46,000円

#### (2) 補助率

基金1/2、県1/4、市町村1/4

(注) 指定都市、中核市も市町村に含む。

### 4 対象経費

#### ① 機能部分に対する補助

##### ア 保育所型認定こども園の場合

保育所型認定こども園の幼稚園機能部分にかかる事業費

##### イ 幼稚園型認定こども園の場合

幼稚園型認定こども園の保育所機能部分にかかる事業費

#### ② 幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園で実施する長時間預かり保育にかかる事業費

### 5 留意事項

次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- (1) 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、施設設備、職員配置及び定員について、幼保連携型認定こども園として必要な基準(幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準及び県において定める認定基準)

を満たすこと。なお、上記の基準及び関係の通知において、幼保連携型に係る特例（許可の特例）が設けられていることに留意すること。

（２）本事業は平成２５年度までの間に限り実施するものであること。



## 小規模保育設置促進事業

### 1 事業の目的

小規模保育事業の実施にあたり、都市部を中心に小規模保育事業の整備が困難な状況等にかんがみ、賃貸物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用の一部を補助することにより、小規模保育事業の実施を促進し、もって子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

賃貸物件等により、新たに小規模保育事業を実施する場合に、賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び改修費等の補助を行う。ただし、賃借料については、借り上げが、平成 25 年 4 月 1 日以降の新規契約のものに限る。

#### (2) 補助対象

小規模保育運営支援事業の実施について(平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 19 号)の別紙「小規模保育運営支援事業実施要綱」の対象となる事業所。

#### (3) 事業の実施主体

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村とする。

#### (4) 事業の実施期限

平成 27 年 3 月 31 日とする。ただし、平成 26 年度中に改修等に着手し、平成 27 年度中に完了が見込まれる場合には、改修等が完了する月の末日又は平成 28 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

##### ① 小規模保育運営支援事業（A 型）及び（B 型）

##### ア 賃借料補助

契約家賃	1 事業所当たり	4, 100 万円
------	----------	-----------

イ 改修費等補助	1 事業所当たり	2, 200 万円
----------	----------	-----------

##### ② 小規模保育運営支援事業（C 型）

##### ア 賃借料補助

契約家賃	家庭的保育者 1 人当たり	99 万円
------	---------------	-------

イ 改修費等補助	1 事業所当たり	2, 200 万円
----------	----------	-----------

(2) 補助率

基金 2 / 3、市町村 1 / 1 2、事業者 1 / 4

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
賃借料補助	既存建物を借り上げて小規模保育事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用
改修費等	小規模保育事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用

## 小規模保育運営支援事業

### 1 事業の目的

都市部等において増加する3歳未満児を中心にした保育需要に対応するとともに、児童人口減少地域等における保育基盤の維持を図るため、これらに対応する質の確保された小規模な保育事業に対し、運営に要する費用の一部を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育を提供し、もって心身ともに健やかな児童を育成することを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

小規模保育事業を実施する事業者に対し、小規模保育事業の実施に必要な費用を補助する。

#### (2) 実施主体

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）に参加する市町村とする。

#### (3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける就学前児童であって、満3歳未満の児童とする。

なお、本事業を実施している児童が年度途中で満3歳の誕生日を迎えた場合、当該年度末までの間、本事業の対象とすることができるほか、保育所等の定員に空きがない場合等、地域の保育の整備状況等にかんがみ、やむを得ない事情があると市町村が認める場合で、かつ、(4)に定める利用定員の範囲内に限り、満3歳以上の児童についても本事業の対象とすることができる。また、離島、へき地（本要綱別添6の10の2(4)②で設置場所とされている地域をいう。以下同じ。）で、上記によりがたい事情があると市町村が認める場合も、本事業の対象とすることができる。

#### (4) 実施要件

##### ① 小規模保育運営支援事業（A型）

本事業の実施にあたっては、次のアからケの要件を満たすこと。

ア 平成24年8月22日付けで交付された子ども・子育て支援法等の関連3法に基づく制度の施行後に、関連3法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する「小規模保育事業」として、同法第34の15第1項により事業を実施する市町村又は同法第34条の15第2項の規定による認可を受けることを希望している事業者（以下「事業者」という。）であること。

イ 事業の利用定員が、6人以上19人以下であること。

なお、既に19人を超える児童が利用又は利用が内定している場合については、平成26年4月1日までに19人以下とすることを条件に本事業の対象とすることができる。

ウ 小規模保育運営支援事業を実施する事業所（以下「事業所」という。）の設備は、次の要件を満たすこと。

（ア）満2歳未満の乳幼児に利用させる場合には、乳児室又はほふく室、調理室又は調理設備（調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備をいう。以下同じ。）及び便所を設けること。乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の乳幼児1人につき3.3㎡以上であること。

なお、乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合には、ほふくをする児童とほふくをしない児童が同時に在室することから、安全の確保に留意すること。

（イ）満2歳以上の幼児に利用させる場合には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場（事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊技場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室又は調理設備及び便所を設けること。保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊技場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。

（ウ）乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当する物を除く。）であること。また、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること、並びに「認可外保育施設に対する指導監督について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「認可外保育施設指導監督基準」という。）の4に定める避難階段が設けられていること。

（エ）消化器及び非常警報器具が設けられていること。

エ 職員の配置は、次の要件を満たすこと。

（ア）保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、キの（イ）により連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下同じ）から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医を、また、調理業務を全部を委託する場合又はオの要件を満たして連携施設又は給食搬入施設（同一の事業者（事業者が法人である場合は系列の法人を含む。）が運営する他の小規模保育事業所、社会福祉施設又は病院をいい、離島・へき地においては、学校又は学校給食センターを含む。以下同じ。）から食事を搬入する場合にあっては、調理員を置かないことができる。

（イ）（ア）の保育士の数は、次のa、bにより算出した人数に1人を加算した人数以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。

a 乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上とする。

b 満3歳以上の幼児に利用させる場合には、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上とする。

（ウ）乳児4人以上を利用させる場合は、保健師又は看護師を、1人に限って保

育士とみなすことができる。また、離島、へき地において満3歳以上の幼児の利用が常時見込まれる場合は、幼稚園教諭又は小学校教諭であって市町村が必要を認める研修を修了した者を、1人に限って保育士とみなすことができる。

オ 利用する乳幼児に対して、食事の提供を行うこと。食事を提供するときは、原則として、事業所内で調理する方法によることとする。なお、調理業務を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省雇用均等・児童家庭局長通知）の内容に留意すること。

また、食事の提供に当たっては、円滑かつ適切に食事を提供できるよう連携施設等の栄養士に嘱託することにより、アレルギー児対応を含め、食事内容に係る相談・助言を行う体制を設けること。

ただし、連携施設又は給食搬入施設において食事を調理・搬入し提供する場合には、この限りではない。また、その場合においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「設備運営基準」という。）第32条の2第1号から第5号に掲げる要件を満たすよう努めることとし、連携施設又は給食搬入施設が別の事業者が設置、運営するものである場合は、委託する調理業務に関する内容を明確にした協定書等（契約書、覚書等）を締結すること。

なお、上記による方法が困難であり、かつ、キのなお書きの規定により連携施設の設定が困難であると市町村が認める場合については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第1条の規定による施行の日から5年を期限として、その他の方法により食事を提供することができる。

カ 利用する乳幼児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行うこと。また、職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならないこと。

キ 事業の実施に当たっては、連携施設を設定し、以下の（ア）～（カ）に関する内容について、必要な支援を受けることとし、連携施設は、事業者からの求めに応じて、当該施設の運営に支障のない範囲で協力すること。なお、離島、へき地で保育所、幼稚園、認定こども園が付近に存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難と市町村が認める場合は、この限りではない。

ただし、（ア）については、オにより事業所内で調理する場合及び給食搬入施設において食事を調理・搬入する場合、また、（イ）については、エの（ア）により事業所に嘱託医を配置し、健康診断や健康管理を行う場合は不要とする。

また、（ア）、（イ）及び（キ）の支援を受ける場合で、別の事業者が運営する施設を連携施設として設定する場合は、具体的な業務の内容を明確にした協定書等（契約書、覚書等）を締結すること。

連携施設の設定に当たり、事業所から求めがある場合には、市町村においてあつせんその他の調整を行うこと。なお、連携施設の設定が困難であると市町村が認める場合は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第1条の規定による施行の日から5年を期限として、連携施設を設定しないことができる（上

記の離島、へき地で連携施設の設定が著しく困難と市町村が認める場合を除く。)。ただし、設定しない場合は、市町村において、連携施設のモデル的な取組を行う、公立施設による支援体制を整備する、保育士等による巡回支援を行うなど、連携施設の設定に資する取組を実施するとともに、満3歳に達するなど、卒園した日以降も保育の利用を希望する者について、利用調整で優先的に取り扱うことその他の満3歳以降の円滑な継続利用に結びつけるために必要な措置を講ずること。

(ア) 食事の提供に関する支援

当該事業所を利用する児童に提供する食事の献立作成及び調理・搬入等の支援

(イ) 嘱託医による健康診断等に関する支援

当該事業所を利用する児童の健康診断や健康管理に関する嘱託医に対する相談等の支援

(ウ) 屋外遊技場の利用に関する支援

当該事業所を利用する児童に対して、定期的に屋外遊技場を開放するなど、満2歳以上の児童を中心とした屋外遊技場の利用に関する支援

(エ) 合同保育に関する支援

当該事業所を利用する児童に対して、定期的に連携施設を開放し、連携施設の入所児童との交流や、集団活動を通じた児童同士の関係作りなど、合同保育に関する支援

(オ) 後方支援

乳幼児の保育に関する相談・指導等の支援のほか、保育士等の急な病休等の際や、研修受講時の代替要員の派遣等の支援

(カ) 行事への参加に関する支援

運動会や園遊会等の行事に当該事業所を利用する児童を招いて、合同で行事を実施するなど、行事への参加に関する支援

(キ) 卒園後の受け皿としての支援

当該事業所を利用する児童が満3歳に達した場合など、事業所を卒園する際の受け皿としての支援

なお、保育所を卒園後の受け皿とする場合は、入所の調整に当たって市町村、事業者の間で十分に調整すること。

ク 利用料については、事業の実施に要する費用を勘案し、かつ、利用者の家計に与える影響を考慮して事業所において設定すること。

ケ 上記に規定する要件のほか、設備運営基準により保育所に課される要件を尊重して事業を実施すること。

② 小規模保育運営支援事業（B型）

本事業の実施に当たっては、①のアからウ及びオからケの要件及び次のアの要件を満たすこと。

ア 職員の配置は、次の要件を満たすこと。

(ア) 保育士その他の保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

ただし、①のキの(イ)により連携施設から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医を、また、調理業務の全部を委託す

る場合又は①のオの要件を満たして連携施設又は給食搬入施設から食事を搬入する場合にあつては、調理員を置かないことができる。

(イ) (ア)の保育士その他の保育従事者の数は、次のa、bにより算出した人数に1人を加算した人数以上とし、そのうち保育士を1/2以上とする。ただし、常時2人(そのうち1人は保育士とする。)を下回ってはならない。

a 乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上とする。

b 満3歳以上の幼児に利用させる場合には、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上とする。

(ウ) 乳児4人以上を利用させる場合は、保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。また、離島、へき地において満3歳以上の幼児の利用が常時見込まれる場合は、幼稚園教諭又は小学校教諭であつて市町村が必要と認める研修を修了した者を、1人に限って保育士とみなすことができる。

(エ) 保育士以外の保育従事者の要件は次のとおりとする。

「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。

### ③ 小規模保育運営支援事業(C型)

本事業の実施に当たっては、①のア及びオからケの要件及び次のアからウの要件を満たすこと。

ア 事業の利用定員が、6人以上15人以下であること。

イ 事業所の設備は、次の要件を満たすこと。

(ア) 事業所には、乳幼児の保育を行う部屋、調理室又は調理設備及び便所を設けること。

(イ) 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者1人につきその面積が9.9㎡以上であつて、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3㎡以上を加算した面積以上であること。

(ウ) 満2歳以上の幼児に利用させる場合には、屋外遊技場を設けること。屋外遊技場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。

(エ) 乳幼児の保育を行う部屋を2階以上に設ける建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当する物を除く。)であること。また、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること、並びに認可外保育施設指導監督基準の4に定める避難階段が設けられていること。

(オ) 消化器及び非常警報器具が設けられていること。

ウ 職員の配置は、次の要件を満たすこと。

(ア) 家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、①のキの(イ)により連携施設から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医を、また、調理業務の全部を委託する場合又は①のオの要件を満たして連携施設又は給食搬入施設から食事を搬入する場合にあっては、調理員を置かないことができる。

(イ) (ア)の家庭的保育者1人つき、保育する乳幼児の数は3人以下とすること。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とすること。

(ウ) 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。

ガイドラインの第6の1(1)に定める家庭的保育者

(エ) 家庭的保育補助者の要件は次のとおりとする。

ガイドラインの第6の1(2)に定める家庭的保育補助者であり、グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。

(オ) 安全対策の充実と家庭的保育者間の相互協力を円滑に行うため、家庭的保育者のうち1名を緊急時の安全対策の管理や家庭的保育者間の連携に関する調整を行う者(保育事業管理者)として定めること。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

##### ① 基本分単価(1人当たり月額)

ア 2(4)①のオにより、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用される単価

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	25,300円	25,300円	25,300円
3歳児	30,800円	30,800円	30,800円
1・2歳児	88,900円	76,000円	85,600円
乳児	157,100円	130,400円	85,600円

イ 2(4)①のオのなお書きの規定により、食事について、その他の方法により提供する事業所に適用される単価

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	15,900円	15,900円	15,900円
3歳児	20,400円	20,400円	20,400円
1・2歳児	74,100円	61,200円	73,100円
乳児	139,300円	112,600円	73,100円



② 連携施設経費

連携施設を設定している場合 1か所当たり月額 24,600円

(2) 補助率

基金 1/2、県 1/4、市町村 1/4

(指定都市、中核市の場合 基金 1/2、指定都市・中核市 1/2)

(3) 留意事項

単価の適用に当たっての年齢区分については、平成25年3月31日の満年齢によるものとし、平成26年3月31日までの間、その年齢区分を適用する。

ただし、平成25年4月1日以降に利用を開始した児童については、利用を開始した日の属する月の初日の満年齢によるものとし、平成26年3月31日までの間、その年齢区分を適用する。

4 対象経費

小規模保育運営支援事業の実施に必要な費用

5 留意事項

本事業は、平成26年3月31日までの間に限り実施するものであること。

## 利用者支援事業

### 1 事業の目的

1人1人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容等

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（以下「利用者支援事業」という。）。

### 3 実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 4 実施期限

本事業は、平成26年3月31日までの間に限り実施するものであること。

### 5 実施方法

#### （1）実施場所

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できることが必要なことから、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村窓口などでの実施とする。

ただし、別添6の8の地域子育て支援拠点事業の実施施設で実施する場合は、同事業の地域機能強化型として実施すること。

#### （2）職員の配置

利用者支援事業に従事する者は、医療・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に従事することができる資格を有している者や、地方自治体が実施する研修もしくは認定を受けた者のほか、育児・保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通した者をもって充てるものとし、1事業所1名以上の専任職員を配置するものとする。

なお、地域の実情により、事業に支障が生じない限りにおいて、専任職員以外にあっては、業務を補助する職員として配置しても差し支えないものとする。

#### （3）業務内容

以下の業務を実施するものとする。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支

援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施することとする。

- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めること。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図るものとする。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。  
なお、上記「①」から「④」の業務実施を基本としつつ、「①」についてその一部を実施し、「②」について必ずしも実施しない類型も可とする。

#### (4) 関係機関等との連携

実施主体（委託先を含む。以下同じ。）は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対しても本事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

## 6 留意事項

- (1) 事業に従事する者は、子どもの「最善の利益」を実現させる観点から、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  
さらに、このことにより、同じく守秘義務が課せられた地域子育て支援拠点や市町村の職員などと情報交換や共有し、連携を図ること。
- (2) 事業に従事する者は、5の(1)に定める実施場所の施設や市町村窓口などの担当者等と相互に協力し合うとともに、事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築すること。
- (3) 実施主体は、事業に従事する者のための各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の維持向上を図ること。
- (4) 本事業の実施に当たり、児童虐待の疑いがあるケースが把握された場合には、福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員、その他の関係機関と連携し、早期対応が図られるよう努めなければならない。
- (5) 障害児等を養育する家庭からの相談等についても、福祉事務所、障害児施設等と連携し、適切な対応が図られるよう努めるものとする。
- (6) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の選択については、利用者の判断によるものとする。

(7) 市町村は、利用者支援事業を利用した者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先についても周知すること。

## 7 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

別表による。

(2) 補助率

基金 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3

## 8 対象経費

利用者支援事業の実施に必要な経費

## 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

### 1 事業の目的

幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

##### ① 遊具等環境整備

施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備

##### ② デジタルテレビ等整備

施設におけるデジタルテレビ等の整備

#### (2) 事業の実施主体

県

#### (3) 事業者

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

##### ① 遊具等環境整備

1 施設当たり 2,000 千円

##### ② デジタルテレビ等整備

###### ア デジタルテレビ

1 施設当たり 245 千円

###### イ アンテナ工事

1 施設当たり 200 千円

#### (2) 補助率

##### ① 遊具等の整備

ア 認定こども園を構成する幼稚園 基金 1/2、事業者 1/2

イ 上記以外の幼稚園 基金 1/3、事業者 2/3

##### ② デジタルテレビ等整備

幼稚園 基金 1/2、事業者 1/2

### 4 対象経費

(1) 遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）

(2) デジタルテレビ等整備に係る経費

## 5 留意事項

2(1)②、3(1)②、3(2)②及び4(2)に係る事業実施期限については、別添の2の表⑤に規定する事業実施期限に関わらず、平成22年度末とする。

## 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

### 1 事業の目的

認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修や幼稚園・保育所の教職員の合同研修等に係る費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備することを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

教育の質を向上させるために行う、認定こども園における研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修を実施する。また、研修(県、市町村が必要と認める研修に限る。)に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

#### (2) 研修の対象者

認定こども園・幼稚園・保育所の教職員等

#### (3) 事業の実施主体

県

#### (4) 事業者

県、市町村又は県が適当と認めた者

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

研修参加教職員 1 人当たり 6, 250 円

#### (2) 補助率

基金 1 / 2、県、市町村又は都道府県が適当と認めた者 1 / 2

### 4 対象経費

認定こども園の質の向上や、幼稚園と保育所等の連携に係る研修事業の実施に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

## 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

### 1 事業の目的

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、本事業は、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設（以下「幼保連携型認定こども園等」という。）に勤務する者について、保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するために要した、幼稚園教諭を養成する大学やその他の施設（以下「大学等」という。）の受講料等及び幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得する際における幼稚園教諭の代替に伴う雇上費の補助を行う。

#### (2) 実施主体

県、指定都市及び中核市

#### (3) 実施要件

- ① 本事業の対象となる施設は、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設であること。
- ② 本事業の対象となる者は次の要件を全て満たすこと。

##### ア 養成施設受講料等

- (ア) 対象施設に勤務しており、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者（幼稚園教諭免許状を有しない保育士）であり、特例制度の対象者であること。
- (イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに、大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を開始していること。
- (ウ) 大学等における必要となる科目修得後、幼稚園教諭免許状が授与され、幼保連携型認定こども園等において1年間以上勤務すること。

##### イ 代替幼稚園教諭雇上費

本要綱別添7の5における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において保育士資格取得に当たっての受講料補助の対象となる幼稚園教諭の代替として、本要綱別添7の5における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」の対象施設（公立を除く）に雇上された幼稚園教諭であること。



#### (4) 事業の実施期限

平成27年3月31日までに大学等の受講を開始した者について、幼稚園教諭免許状が授与された日を起算として幼保連携型認定こども園等に1年間勤務した月の末日又は平成29年3月31日のいずれか早い日とする。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

##### ① 養成施設受講料等

本事業の対象となる者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、100千円を上限とする。

##### ② 代替幼稚園教諭雇上費

1日当たり 5,920円

#### (2) 補助率

基金1/2、県・指定都市・中核市1/2

### 4 対象経費

養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税並びに幼稚園教諭の代替に伴う雇上費とすること。

### 5 留意事項

- ・ 補助を受けようとする者は、平成27年3月31日までに、実施計画書を県、指定都市又は中核市に提出すること。
- ・ 3(1)②は、保育士資格の取得に必要となる大学等における単位取得に当たっての授業や試験等を受けるため、当該施設に勤務していない期間に代替幼稚園教諭を雇用する場合の経費であることから、保育士資格取得後の1年間の勤務に関わらず、補助することができる。
- ・ 本事業を実施するための具体的な運営方法については別に通知する。

## 地 域 子 育 て 創 生 事 業

### 1 事業の目的

地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に関する取組を支援することにより、すべての家庭が安心して子どもを育てることができるような環境を整備することを目的とする。

### 2 事業の内容等

#### (1) 事業の内容

県又は市町村は、次に掲げる支援について、地域の実情に応じた創意工夫のある取組を実施する。

- ① 地域子育て支援を行うNPO等の活動立ち上げ支援
- ② 地域における子育て力を育み、コミュニティーの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援
- ③ 経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援
- ④ 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援
- ⑤ 育児に悩みのある親の話の傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援
- ⑥ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援
- ⑦ 病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援
- ⑧ ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援
- ⑨ 安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の実施や家庭訪問等による支援
- ⑩ 地域子育て支援拠点事業の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員の資質の向上を図るための支援、人材育成支援
- ⑪ 賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料及び改修費等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要な備品費及び改修費の支援
- ⑫ 子育て支援施策に係る事務の効率化を図るための電子システム化の取組
- ⑬ 東日本大震災により親を亡くした子どもやその家族等を支援するために行う相談・援助
- ⑭ 東日本大震災に伴う保育所徴収金（保育料）及び児童入所施設徴収金の減免に対する支援

(2) 実施主体

県【(1)の⑦、⑧】

県又は市町村【(1)の①～③、⑤、⑥、⑨～⑭】

県又は指定都市【(1)の④】

(3) 事業者

県、市町村、県又は市町村が適当と認めた者

(4) 事業の実施期限

平成24年3月31日とする。ただし、2(1)⑩賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための改修及び病児・病後児保育事業に係る感染症対策等を実施するための改修については、特段の事情により、平成23年度中に事業が完了できない場合(平成23年度中に改修等に着手し、平成24年度に完了が見込まれる場合に限る。)には、改修等が完了する月の末日又は平成25年3月31日のいずれか早い日とする。

なお、事業を繰り越す場合については事前に県に協議書を提出すること。

3 補助基準額、補助率

(1) 補助基準額

知事が必要と認めた額

(2) 補助率

定 額

4 その他

市町村が「安心子ども基金」の対象事業を円滑に実施するために必要な経費については、2(1)②に定める「地域における子育て力を育み、コミュニティーの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援」のための取組の一つとして、特別対策事業の対象として差し支えないものとする。

5 留意事項

次に掲げる費用については、対象としないものとする。

(1) 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業(2の(1)の④及び⑭の事業を除く。)

(2) 既に実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するための事業

(3) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業

(4) 今までに一般財源化された事業

(5) 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業

(6) 施設整備を目的とする事業(土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。)

## 地域子育て特別支援事業

### 1 事業の目的

地域の実情に応じた子育て支援活動に関する取組を支援することにより、安心して子どもを育てることができるような環境を整備することを目的とする。

### 2 事業の内容等

#### (1) 事業の内容

県又は市町村は、次に掲げる支援について、地域の実情に応じた取組を実施する。

- ① 子育て支援施策に係る事務の効率化を図るための電子システム化の取組
- ② 児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う指定医療機関に入院する子どもへの特別支援
- ③ 東日本大震災により親を亡くした子どもやその家族等を支援するために行う相談・援助
- ④ 東日本大震災に伴う保育所徴収金（保育料）及び児童入所施設徴収金の減免に対する支援

#### (2) 実施主体

県又は市町村

#### (3) 事業者

県、市町村、県又は市町村が適当と認めた者

#### (4) 事業の実施期限

平成26年3月31日とする。

### 3 補助基準額、補助率

#### (1) 補助基準額

知事が必要と認めた額

#### (2) 補助率

定 額

### 4 留意事項

次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- (1) 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業（2の(1)の②及び④の事業を除く。）
- (2) 既に実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するための事業
- (3) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業

(4) 今までに一般財源化された事業

(5) 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業

(6) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舎の設置等を含む。）

## 高等技能訓練促進費等事業

### 1 事業の目的

母子家庭の母が就職に有利で効果的な資格の取得を促進する観点から、従来から実施してきた高等技能訓練促進費等事業において高等技能訓練促進費の支給期間を拡大すること等により、養成機関修学中の生活の負担の軽減を図り資格取得を容易にすることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業の実施主体

県、市

#### (2) 事業内容

本事業は、「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」（平成 15 年 6 月 30 日雇児発第 0630009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 2「高等技能訓練促進費等事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「母子家庭等自立支援給付金事業の円滑な運営について」（平成 15 年 6 月 30 日雇児福発第 0630002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）によること。

#### (3) 事業の実施期限

平成 24 年度末までとする。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

以下のアからイを控除した金額とする。

##### ア 以下の（ア）及び（イ）の合計額

（ア）平成 19 年度以前に修業を開始した者

141,000 円×支給延月数

（イ）平成 20 年度以後に修業を開始した者

以下の a から d により算出された額の合計額

a 100,000 円（平成 23 年度以前に修業を開始した者は 141,000 円）

×実施要綱の 7 の（1）のアの（ア）に該当する者に係る支給延月数

b 70,500 円×実施要綱の 7 の（1）のアの（イ）に該当する者に係る支給延月数

c 50,000 円×実施要綱の 7 の（2）のアの（ア）に該当する者に係る支給延件数

d 25,000 円×実施要綱の 7 の（2）のアの（イ）に該当する者に係る支給延件数

イ 「母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について」（平成 20 年 10 月 14 日厚生労働省発雇児第 1014001 号厚生労働事務次官通知）により母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金をもって充当された額の算出の基礎となる国庫補助基本額のうち高等技能訓練促進費等事業に係る額に相当する金額（千円未満の蓮を生じた場

合は、当該端数を切り捨てる。)

(2) 補助率

基金 3 / 4、県、市 1 / 4

4 対象経費

高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金の給付に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費

## 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

### 1 事業の目的

児童養護施設等の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具や食品の安全のための機器の更新、ケア単位の小規模化等のための改修、学習環境整備のためのパソコン購入など環境改善を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 施設内遊具の安全対策

老朽化や構造上の理由等安全面の向上を図るため大型遊具の撤去・新設を図る。

#### (2) 食品の安全対策

大型冷蔵庫や食器格納庫等食品の衛生管理に必要な備品についての老朽化等による撤去・新設を図ることにより、食品の安全性を確保する。

#### (3) 児童入所施設等の生活環境改善

老朽化した乳児・児童用のベッド、乳児用呼吸モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品や、フローリング貼・カーペット敷等の更新や内部改修を図る。

#### (4) 地域子育て支援拠点の環境改善

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備を図る。

#### (5) 学習環境改善

児童福祉施設入所児（者）のパソコン技術習得のためのパソコンを整備し、施設退所後の就業の促進を図るとともに、地域小規模児童養護施設等を実施している施設について、パソコン通信を活用し本体施設と一体となった児童の処遇の実現を図る。

#### (6) 賃貸・改修等の補助対象の拡大

- ① 既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用の補助を行う。
- ② 既存建物を借り上げてファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用の補助を行う。
- ③ 自前建物でファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用の補助を行う。

### 3 事業の実施期限

平成27年3月31日とする。ただし、2(3)児童入所施設等の生活環境改善、(4)地域子育て支援拠点の環境改善及び(6)賃貸・改修等の補助対象の拡大②、③に係る



改修整備等については、特段の事情により、平成26年度中に事業が完了できない場合（平成26年度中に改修等に着手し、平成27年度に完了が見込まれる場合に限る。）には、改修等が完了する月の末日又は平成28年3月31日のいずれか早い日とする。  
 なお、事業を繰り越す場合については事前に県に協議書を提出すること。

#### 4 対象施設等・実施主体・補助基準額等

事業	対象施設等	実施主体	補助基準額	補助率	対象経費
2(1)	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設	県 指定都市 中核市 （母子生活支援施設及び地域子育て支援拠点に限る。）	1施設当たり 2,300千円	基金1/2 県（指定都市、中核市） 1/2	改修、備品購入、大型遊具撤去・新設等にかかる経費
2(2)			1施設当たり 6,500千円		
2(3)	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム ----- 里親、児童家庭支援センター	市（母子生活支援施設及び地域子育て支援拠点に限る。）	1施設当たり 8,000千円	基金1/2 県1/4 市町村 1/4	改修、備品購入にかかる経費
2(4)	地域子育て支援拠点		1施設当たり 1,000千円		
2(5)	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム ----- 里親 ----- 地域小規模児童養護施設	町村（地域子育て支援拠点に限る。）	1施設当たり 400千円		備品購入にかかる経費
			1里親当たり 200千円		
			1施設当たり 1,000千円		
2(6) ①	児童家庭支援センター	都道府県 指定都市	1施設当たり 賃借料補助 年額3,000千円	基金1/2 県（指定都市）	賃貸にかかる経費
2(6) ②～③	ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設、児童家庭支援センター	都道府県 指定都市	1施設当たり 改修費補助 8,000千円	1/2	改修、備品購入にかかる経費

※ 事業の番号は「2 事業内容」の番号

5 環境改善対象施設等の設置主体（事業者）

県、指定都市、中核市、市町村、社会福祉法人、NPO法人、里親、地域子育て支援拠点事業を行う者、ファミリーホームを行う者、自立援助ホームを行う者

## 児童虐待防止対策緊急強化事業

### 1 事業の目的

児童相談所等における児童の安全確認のための体制強化、児童虐待防止対策強化のための広報啓発、児童虐待防止対策強化のための人材養成、児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善、児童虐待防止の緊急対応強化の取組を実施することにより、児童虐待防止対策の緊急的な強化を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 児童の安全確認等のための体制強化

児童虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認の強化を目的とした非常勤職員などの人員配置を行う。

#### (2) 児童虐待防止対策強化のための広報啓発

児童虐待等の通告先の周知や児童虐待に対する意識啓発など児童虐待防止対策を強化するための広報啓発を行う。

#### (3) 児童虐待防止対策強化のための資質向上

児童相談所職員（一時保護所職員を含む。）や市町村職員（児童家庭相談を担当する者、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の訪問者、要保護児童対策地域協議会の構成員）等の資質向上や児童虐待通告のあった児童に係る安全確認等の実務的な対応の向上を図るための各種研修会や事例検討会等の実施及び参加の促進等を図る。また、資質向上のために活用する実務マニュアル、DVDなどを作成する。

#### (4) 児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善

- ① 児童相談所（一時保護所を含む。）・市町村の体制強化のために必要な備品や一時保護児童の処遇に必要な備品の整備及び改善等を図る。
- ② 児童相談所（一時保護所を含む。）内の改修や備品（カーペット敷、面談机、椅子、ロッカー等）等の改善を図る。
- ③ 児童相談所（一時保護所を含む。）において、効率的かつ円滑な事務処理が可能となるよう、児童等の指導記録作成のために必要なパソコン、プリンター等の更新やシステム環境の構築等を図る。
- ④ 児童相談所において安全確認等を実施する際に必要な備品（車輛の購入等、ビデオカメラ、ビデオデッキ、カメラ、ICレコーダー、耐刃防護衣、安全靴等）の整備を図る。
- ⑤ 市町村において実施する乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業等の実施に必要な訪問用の電動アシスト自転車や乳児体重計・体重台等の整備を図る。

#### (5) 児童虐待防止緊急対応強化の取組

地域における児童虐待防止の対応を緊急に強化するための創意工夫に満ちた取組を

行う。

### 3 実施主体・補助基準額等

事業	実施主体	補助基準額	補助率	対象経費
2 (1) (2) (3) (4) ① (5)	県、指定都市、市町村	知事が必要と認めた額	定額	報酬、共済費、謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、改修費、備品購入費等
2 (4) ② ③ ④	県、指定都市			
2 (4) ⑤	市町村			

※ 事業の番号は「2 事業の内容」の番号

### 4 事業者(設置主体)

2 (1)は、県、指定都市、市町村

2 (2)・(3)・(4)・(5)は、県、指定都市、市町村が適当と認めた者

### 5 事業の実施期限

2 (1)・(2)・(3)については、平成25年3月31日とし、2 (4)・(5)については、平成26年3月31日とする。ただし、2 (4) 児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善の②に係る改修整備等については、特段の事情により、平成25年度中に事業が完了できない場合（平成25年度中に改修等に着手し、平成26年度に完了が見込まれる場合に限る。）には、改修等が完了する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日とする。

なお、事業を繰り越す場合については事前に県に協議書を提出すること。

### 6 その他

次に掲げる取組については、対象としないものとする。

(1) 既の実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するための事業

(2) 国、県が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業

(3) 今までに一般財源化された事業

(4) 施設整備を目的とする事業(土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。)

子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業

1 事業の目的

子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、地方自治体において一時的に必要なシステム導入経費及び事前調査経費に対して所要の助成を行い、もって子ども・子育て支援新制度の円滑な施行の準備に資することを目的とする。

2 事業の内容等

(1) 事業内容

子ども・子育て支援新制度の施行に伴って必要となる県又は市町村における以下の経費について助成を行う。

- ① システム導入経費
- ② 事前調査経費

(2) 実施主体

県又は市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）

(3) 事業者

県、市町村、県又は市町村が適当と認めた者

(4) 事業の実施期限

平成27年3月31日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

知事が必要と認めた額

(2) 補助率

定額

4 対象経費

- ・ 子ども・子育て支援新制度施行に必要なシステムの開発、改修に係る経費
- ・ 電子システムの規模・仕様の確定に必要な基礎データの把握及び住民の教育・保育等に関する利用意向等のニーズの状況把握に資する調査に係る経費

## 不妊に悩む方への特定治療支援事業

### 1 事業の目的

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

医療保険が適用されず高額の治療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。

#### (2) 事業の実施主体

本事業の実施主体は、県、指定都市及び中核市（以下「県等」という。）とする。

#### (3) 対象者

特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたものとする。

#### (4) 対象となる治療等

特定不妊治療（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。）

具体的には別表のAからFのいずれかにあてはまるものを助成対象とする。G及びHは助成の対象としない。

なお、以下に掲げる治療法は助成の対象としない。

- ① 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- ② 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
- ③ 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

#### (5) 医療機関の指定等

- ① 事業の実施に当たり、県等の長（以下「知事等」という。）は、指定基準を定め、これに基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるもの

を指定するものとする。

なお、医療機関の指定基準を定めるに当たっては、次の諸点に留意すること。

ア 別に定める「不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を踏まえること。

イ 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対応できる医療機関であること。例えば、公益社団法人日本産科婦人科学会（以下「学会」という。）が定めた以下の会告等が参考となる。

- ・体外受精・胚移植に関する見解（平成18年4月）
- ・顕微授精に関する見解（平成18年4月）
- ・ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解（平成22年4月）
- ・「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解（平成20年4月）
- ・生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解（平成22年4月）
- ・出生前に行われる遺伝学的検査および診断に関する見解（平成25年6月）

また、指定に当たっては、域外であっても管内の患者を多く受け入れている医療機関を指定する等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考慮すること。

- ② 指定を行った医療機関についても、3年程度を目途に、要件に照らして再審査を行うものとする。なお、倫理的に許されない行為が行われたと判断される等の状況があれば、すみやかに調査を行い、指定の取消を行うことができるものとする。
- ③ 不妊治療の実施医療機関及びそれを指定する知事等は、地域の周産期医療の確保を図り、また、不妊治療実施医療機関と周産期医療機関の連携に十分配慮すること。
- ④ 本事業の円滑な実施を図るため、医療機関の指定その他の事務処理に当たっては、医師会等関係者と十分連絡協議の上行うものとする。

## （6）実施方法

事業の実施は、県等が、（3）に定める対象者が（5）により指定する医療機関において（4）に定める治療のために要した費用の一部を助成することにより行うものとする。

## （7）助成の額及び期間

特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円（ただし、別表のC及びFの治療については、7万5千円）まで、1年度目は年3回まで、2年度目以降年2回を限度に通算5年間助成する。ただし、通算10回を超えない。

平成26年度以降に新規で特定不妊治療の助成を受ける場合において、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、年間助成回数及び通算助成期間については制限しない。ただし、通算助成回数は6回までとする。

なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。

## (8) 助成の申請及び決定

### ① 助成の申請

ア 助成を受けようとする者は、原則として、治療が終了した日の属する年度内に、居住地を管轄する保健所を經由して知事等に申請を行うものとする。

イ 申請には、不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書様式及び必要書類を添付する。なお、必要書類については、以前申請時に提出したものと同一場合は添付を省略することができる。

### ② 助成の決定

ア 当該年度分の助成対象か否かについては、申請が行われた日を基準とする。

イ 知事等は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知すること。

## (9) 支給要件等

### ① 所得要件

夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円未満である場合に助成を行うこととする。

### ② 所得の範囲

①の所得の範囲については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条を準用する。

### ③ 所得の額の計算方法

①の所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条を準用する。

## (10) 広報活動等

### ① 不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図る。

また、近年の結婚年齢の上昇等に伴い、特定不妊治療を受ける者の年齢も上昇している一方で、高年齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まるとともに、出産に至る確率も低くなることが医学的に明らかになっており、不妊治療を受けている者であっても、年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識を持っていない場合があることから、こうした知識について正確な情報の提供、普及啓発を行うこと。

さらに普及啓発に当たっては、不妊治療を行う夫婦のみならず、その家族や妊娠・出産等を考えている者を含む一般の者にも普及啓発を図るなど、広く広報等を行うこと。

### ② 助成を受けようとする夫婦が事前に本事業の趣旨、助成の条件等の情報を得られるよう、制度の周知、相談窓口の設置などに努めること。

### ③ 本事業の実施に当たっては、「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の3に規定する「生涯を通じた女性の健康支援事業」の(3)の③の「不妊専門相談センター」等の相談機関との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努めること。



## (11) 実績・成果の把握

- ① 実施医療機関の医師等及び県等は、助成を受けようとする夫婦に対し、次項の調査項目について、行政において把握することをあらかじめ説明するものであること。
- ② 厚生労働省は、学会を通じて得た次の項目の集計結果について、県等に通知するものであること。
  - ・取りまとめ内容  
受給人数（全数、治療方法別）、治療周期総数（全数、治療方法別）、  
年齢分布（全数、治療方法別）、妊娠数（全数、年齢別、治療方法別）、  
採卵あたり妊娠率（全数、年齢別、治療方法別）、  
多胎妊娠数（全数、年齢別、治療方法別）、  
生産分娩数（全数、年齢別、治療方法別）、  
採卵あたり生産率（全数、年齢別、治療方法別）、  
出生児数（全数、年齢別、治療方法別）、  
低出生体重児数（全数、年齢別、治療方法別）、  
妊娠後経過不明数（全数、治療方法別）
- ③ 県等は、②をもとに、必要に応じて管内の事業実績の分析を行い、その成果を把握すること。

## (12) その他

- ① 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものであること。
- ② 助成の状況を明確にするため、不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳を備え付け助成の状況を把握すること。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合には、前住所地等へ照会するなど適宜確認を行うこと。
- ③ 申請等事務手続きに当たっては、助成を受けようとする夫婦の心理及びプライバシーに十分配慮すること。

## 3 補助基準額・補助率

### (1) 補助基準額

以下①により算出した金額とする。

ただし、「母子保健衛生費等国庫負担（補助）について」（平成20年6月4日厚生労働省発雇児第0604003号厚生労働事務次官通知）により母子保健衛生費等国庫負担（補助）金（以下「補助金」という。）の交付を受け、当該事業に充当している場合には、②により算出した金額とする。

#### ① 以下のア及びイの合計額

##### ア 助成費

以下のa及びbにより算出された額の合計額

a 150,000円×実施件数

b 75,000円×実施件数（別表のC及びFの治療内容に限る。）

## イ 事務費

以下の a から c により算出された額の合計額

- a 定額分 3,000,000 円
- b 登録管理 530 円×登録組数
- c 医療機関旅費 6,860 円×か所数

※ ただし、a の定額分について、制度見直しの準備等（システム改修及び広報啓発）を実施することにより「3,000,000 円」を超える場合には、知事が必要と認めた額を加算することができる。

- ② 対象経費の実支出額から寄付金その他収入額を控除した額と①により算出した額とを比較して少ない方の額から、補助金をもって充当された額の算出の基礎となる国庫補助基本額のうち、不妊に悩む方への特定治療支援事業に係る額に相当する金額（千円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てる。）を控除した額

## (2) 補助率

基金 1 / 2、県、指定都市、中核市 1 / 2

## 4 対象経費

不妊に悩む方への特定治療支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費

別表 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで			採精(夫)	受精 (前培養・凍精(顕微授精)・培養)	胚移植						助成対象範囲	
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				(胚移植のおおむね2週間後) 妊娠の確認
						胚移植	黄体期補充療法		(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日		
A 新鮮胚移植を実施												助成対象	
B 凍結胚移植を実施 <sup>*</sup>													
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外	
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													
<p>* B: 採卵・受精後、1~3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。</p>													

不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和 3 年 1 月 1 日以降治療終了分）

1 事業目的

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1 回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、県、指定都市及び中核市（以下「県等」という。）とする。なお、この事業の一部について、適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

3 対象者

（1）特定不妊治療を受けた夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者とする。

（原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も対象とする。）

（2）治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満である夫婦とする。

（治療期間の初日の考え方については、7（2）参考。）

4 対象となる治療

令和 3 年 1 月 1 日以降に治療が終了した特定不妊治療を対象とする。

なお、特定不妊治療について、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合は助成の対象とするが、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に治療を中止した場合は助成の対象でない。

また、以下に掲げる特定不妊治療は助成の対象でない。

- ・ 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの
- ・ 借り腹（夫婦の精子と卵子を使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの
- ・ 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出した場合等、妻の卵子が使用できない、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの。

5 医療機関の指定等

（1）事業の実施に当たり、県等の長（以下「知事等」という。）は、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定する基準（以下「指定基準」とい

う。)を定め、これに基づき、医療機関を指定することとする。

指定基準を定めるに当たっては、「不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針（採卵・胚移植を行う医療機関）」（「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」（平成21年3月5日付20文科初第1279号・雇児発第0305005号通知。以下「国通知」という。）の別紙1-1）又は「不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針（手術により精子の採取を行う医療機関）」（国通知の別紙1-2）に基づいて定めることとする。

指定を行うに当たっては、以下の公益社団法人日本産科婦人科学会が定めた会告等を参考に、特定不妊治療の実施について、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関を対象とすることとする。また、この際、域外であっても管内の患者を多く受け入れている医療機関であること等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考慮することとする。

- ・ 顕微授精に関する見解（平成18年4月）
- ・ 「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解（平成20年4月）
- ・ 出生前に行われる遺伝学的検査および診断に関する見解（平成25年6月）
- ・ 体外受精・胚移植に関する見解（平成26年6月）
- ・ ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解（平成26年6月）
- ・ 生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解（平成28年6月）

(2) 知事等は、指定基準に基づき指定した医療機関（以下「指定医療機関」という。）について、3年程度を目途に、指定基準に照らして再審査を行うものとする。なお、倫理的に許されない行為が行われたと判断される状況等がある場合、上記の再審査の期間に関わらず、すみやかに再審査を行い、指定の取消を行うことができることとする。

(3) 指定医療機関及びそれを指定する知事等は、地域の周産期医療の確保を図り、また、指定医療機関と周産期医療機関の連携に十分配慮することとする。

(4) 本事業の円滑な実施を図るため、医療機関の指定その他の事務処理に当たっては、医師会等関係者と十分連絡協議の上行うものとする。

## 6 実施方法

本事業の実施は、3に定める対象者が5に定める指定医療機関において4に定める治療のために要した費用の一部について、県等が助成することにより行うこととする。

## 7 助成の額及び期間

(1) 特定不妊治療に要した費用について、1回の治療につき30万円まで助成することとする。（(4)①に該当する場合を除く。）ただし、「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲」（国通知の別紙2）に定めるC（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施）又はF（採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止）の治療ステージである場合については、10万円まで助成することと

する。（（４）②に該当する場合を除く。）

（２）助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が４０歳未満である場合、６回（４０歳以上であるときは通算３回）までとする。（助成を受けた後、出産した場合は、これまで受けた助成回数をリセットすることができる。その場合は、原則、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事実を確認すること。また、妊娠１２週以降に死産に至った場合にも助成回数をリセットすることができる、その場合は、死産届の写し等により確認する。）

なお、「治療期間の初日」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等の日をいい、「１回の治療」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等から、「妊娠の確認」等に至るまでの特定不妊治療の実施の一連の過程をいう（詳細については、国通知の別紙２参考。）。また、国通知の別紙２に定めるＣの治療ステージである場合については、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も１回とみなす。

（３）特定不妊治療を行うに当たり、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を併せて行った場合は、（１）に定める助成額に加え、１回の治療につき３０万円まで助成することとする。（ただし、国通知の別紙２に定めるＣの治療ステージである場合、及び、（４）③に該当する場合を除く。）

（４）令和３年１月から３月までにおいて、本通知に定める助成（本項において「基金助成」という。）と、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（平成１７年８月２３日付雇児発第０８２３００１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添１２「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に定める特定不妊治療に要する費用の助成（本項において「補助助成」という。）の取扱いについては、補助助成を受けられる夫婦が対象である場合は、補助助成の実施を優先的に行うこととする。また、補助助成を実施した後、さらに基金助成を実施する必要がある場合は、以下の通り取り扱うこととする。

- ① 基金助成の対象が補助助成２回目以降に該当する特定不妊治療に要する費用であり、当該費用が１５万円を超える場合については、基金助成は１回の治療につき１５万円までとする（②の場合を除く。）。
- ② 基金助成の対象が国通知の別紙２に定めるＣ又はＦの治療ステージにあるものの費用であり、当該費用が７万５千円を超える場合については、基金助成は２万５千円までとする。（７万５千円を超えない場合は、基金助成の対象とならない。）
- ③ 基金助成の対象が男性不妊治療に要する費用であり、２回目以降の男性不妊治療に要した費用が１５万円を超える場合については、基金助成は１５万円までとする。

（５）助成回数については、これまでの補助助成を受けた回数と基金助成を受けた回数とを合わせて算定するものとする。

## ８ 助成の申請及び決定

### （１）助成の申請

- ① 助成を受けようとする者は、原則として、治療が終了した日の属する年度内に、居住地を管轄する保健所を経由して知事等に申請を行うこととする。
- ② 申請には、不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書様式（国通知の別紙3参考）及び必要書類を添付することとする。なお、必要書類については、前回申請時に提出したものと同一場合は添付を省略することができる。

## （2）助成の決定

- ① 当該年度分の助成対象か否かについては、申請が行われた日を基準とすることとする。
- ② 知事等は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知することとする。

## 9 婚姻関係の確認手法等について

### ① 法律婚の場合

両人から戸籍謄本の提出を求め、確認することとする。

### ② 事実婚の場合

以下の㉠～㉣の提出を求め、確認することとする。

㉠ 両人の戸籍謄本（重婚でないことの確認）

㉡ 両人の住民票（同一世帯であるかの確認。同一世帯でない場合は、㉣でその理由について記載を求めること。）

㉣ 両人の事実婚関係に関する申立書（国通知の別紙6）

なお、事実婚関係にある夫婦が助成を受ける場合は、治療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを確認すること。

## 10 広報活動・ネットワークの構築等

（1）県等は、不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るものとする。

また、近年の結婚年齢の上昇等に伴い、特定不妊治療を受ける者の年齢も上昇する一方で、高年齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まるとともに、出産に至る確率も低くなるのが医学的に明らかになっており、不妊治療を受けている者であっても、年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識を持っていない場合があることや、不妊治療をしても妊娠に至らない場合があることから、こうした知識について、正確な情報の提供、普及啓発を行うこととする。

さらに普及啓発の実施に当たっては、不妊治療を行う夫婦のみならず、その家族や妊娠・出産等を考えている者を含む一般の者にも普及啓発を図るなど、広く広報等を行うこととする。

また、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、申請者の希望に応じて里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を実施すること。

（2）県等は、助成を受けようとする夫婦が事前に本事業の趣旨、助成の条件等の情報を得られるよう、制度の周知、相談窓口の設置などに努めることとする。

- (3) 県等は、不妊に悩む方への支援は、経済的負担軽減とともに、不妊に関する相談指導や情報提供等を併せて行うことが望ましいため、本事業の実施に当たっては、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添4に掲げる「不妊専門相談センター」を設置し、当該センター及びその他の相談機関との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努めることとする。
- (4) 県等は、不妊専門相談センター、児童相談所、民間支援団体等と連携し、助成金申請時や不妊に対する相談を受けた際に、申請者や相談者等からの求めに応じて、適切に関係機関を紹介できるよう、日頃からの連携をとれる体制を構築しておくこと。

## 1.1 情報公開

- (1) 指定医療機関は、不妊治療の実施に係る情報について、国通知の別紙5-1および別紙5-2に示す様式に従い、県等に対し提出することとする。なお、国通知の別紙5-1は県等への提出を必須とするが、国通知の別紙5-2については任意とする。
- (2) 県等は、(1)に示す、管内の指定医療機関が提出する情報について把握し、ホームページ上で一覧的に掲載することとする。

## 1.2 留意事項

事業の実施に当たっては、以下の事項に留意する必要がある。

- (1) 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものであること。
- (2) 助成の状況を明確にするため、不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳（様式は国通知の別紙4を参考とすること。）を備え付け助成の状況を把握すること。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合は、前住所地等へ照会するなど適宜確認を行うこと。
- (3) 申請等事務手続きに当たっては、助成を受けようとする夫婦の心理及びプライバシーに十分配慮すること。

## 1.3 補助基準額・補助率等

### (1) 補助基準額

以下のア及びイの合計額

#### ア 助成費

以下のaからdにより算出された額の合計額

a 300,000円×実施件数

(7(1)(ただし書き部分を除く)、7(3)による助成)

b 100,000円×実施件数(7(1)ただし書きによる助成)



c 150,000円×実施件数(7(4)①及び③による助成)

d 25,000円×実施件数(7(4)②による助成)

#### イ 事務費

以下のaからcにより算出された額の合計額

a 定額分6,750,000円

b 登録管理530円×登録組数

c 医療機関旅費6,980円×か所数

※ ただし、令和2年度分について、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添12「不妊に悩む方への特定治療支援事業」により交付を受けるものと、重複しないよう留意すること。

#### (2) 補助率

基金1/2 県、指定都市、中核市 1/2

#### 1.4 対象経費

不妊に悩む方への特定治療支援事業に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費

## 別添 17 の 3

### 不妊に悩む方への特定治療支援事業（不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分）

#### 1 事業目的

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、これまで医療保険が適用されず、不妊に悩む方への特定治療支援事業において、高額な治療にかかる経済的負担の軽減を図ってきたところである。

令和 4 年 4 月 1 日から、有効性・安全性等の確認されたものについては保険診療に位置づけられるとともに、有効性・安全性等について、引き続きエビデンスの集積が必要とされたものの一部については先進医療として実施されることから、保険適用の円滑な移行に向け、移行期に治療を受けられている方々の治療計画に支障が生じないように、特定不妊治療を令和 3 年度以前に開始した方が、年度をまたがって令和 4 年度に治療を終了する場合については、その経済的負担の軽減を図る経過措置を講じることを目的とする。

#### 2 実施主体

本事業の実施主体は、県、指定都市及び中核市（以下「県等」という。）とする。なお、この事業の一部について、適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

#### 3 対象者

別添 17 の 2 「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和 3 年 1 月 1 日以降治療終了分）」の「3 対象者」に規定する対象者のうち、治療期間の初日が令和 4 年 3 月 31 日以前であり、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に 1 回の治療が終了した者とする。

なお、「治療期間の初日」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等の日をいい、「1 回の治療」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等から、「妊娠の確認」等に至るまでの特定不妊治療の実施の一連の過程をいう（詳細については、「平成 20 年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」（平成 21 年 3 月 5 日付 20 文科初第 1279 号・雇児発第 0305005 号通知。以下「国通知」という。）の別紙 2 参考。）。また、国通知の別紙 2 に定める C の治療ステージである場合については、移植準備のための「薬品投与」の開始が令和 4 年 4 月 1 日以降であっても、令和 4 年 3 月 31 日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植である場合には、対象とする。

#### 4 対象となる治療

別添 17 の 2 「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和 3 年 1 月 1 日以降治療終了分）」の「4 対象となる治療」に規定する治療とする。

#### 5 医療機関の指定等

別添 17 の 2 「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和 3 年 1 月 1 日以降治療終了分）」の「5 医療機関の指定等」に基づき、令和 4 年 3 月 31 日までに指定された医療

機関とする。

## 6 実施方法

本事業の実施は、3に定める対象者が5に定める指定医療機関において4に定める治療のために要した費用の一部について、都道府県等が助成することにより行うこととする。

## 7 助成の額及び期間

- (1) 特定不妊治療に要した費用について、1回の治療につき30万円まで助成することとする。ただし、「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲」（国通知の別紙2）に定めるC（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施）又はF（採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止）の治療ステージである場合については、10万円まで助成することとする。
- (2) 助成回数は、1回までとする。なお、これまで助成を受けた回数が、別添17の2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の「7 助成の額及び期間」に規定された回数を超えている場合は、助成対象外とする。
- (3) 特定不妊治療を行うに当たり、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を併せて行った場合は、（1）に定める助成額に加え、1回の治療につき30万円まで助成することとする。（ただし、国通知の別紙2に定めるCの治療ステージである場合を除く。）

## 8 助成の申請及び決定

### (1) 助成の申請

- ① 助成を受けようとする者は、原則、令和5年3月31日までに、居住地を管轄する保健所を経由して県等の長に申請を行うこととする。
- ② 申請には、不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書様式（国通知の別紙3参考）及び必要書類を添付することとする。なお、必要書類については、前回申請時に提出したものと同一場合は添付を省略することができる。

### (2) 助成の決定

- ① 当該年度分の助成対象か否かについては、申請が行われた日を基準とすることとする。
- ② 県等の長は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知することとする。

## 9 婚姻関係の確認手法等について

別添17の2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の「9 婚姻関係の確認手法等について」に準ずる。

## 10 広報活動・ネットワークの構築等

別添17の2「不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）」の「10 広報活動・ネットワークの構築等」の規定のほか、不妊治療の保険適用に関する情報についても周知すること。

### 1.1 情報公開

- (1) 指定医療機関は、不妊治療の実施に係る情報（令和4年3月1日時点の状況）について、国通知の別紙5-1及び別紙5-2に示す様式に従い、令和4年3月31日までに県等に対し提出することとする。なお、別紙5-1は県等への提出を必須とするが、別紙5-2については任意とする。
- (2) 県等は、(1)に示す、管内の指定医療機関が提出する情報について把握し、令和4年6月30日までにホームページ上で一覧的に掲載することとする。

### 1.2 留意事項

事業の実施に当たっては、以下の事項に留意する必要がある。

- (1) 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせるいわゆる「混合診療」を認めるものではなく、保険診療の対象外となる生殖補助医療（体外受精及び顕微受精に限る。）を受けた場合の自己負担の一部を助成するものであること。ただし、先進医療等の保険外併用療養費が支給される場合は、一部、保険診療も実施されていることから、助成対象外となること。
- (2) これまでのとおり不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳を備え付け、助成の状況を把握すること。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合は、前住所地等へ照会するなど適宜確認を行うこと。
- (3) 申請等事務手続きに当たっては、助成を受けようとする夫婦の心理及びプライバシーに十分配慮すること。

### 1.3 補助基準額・補助率等

#### (1) 補助基準額

以下のア及びイの合計額

##### ア 助成費

以下のa及びbにより算出された額の合計額

a 300,000円×実施件数

(7(1)(ただし書き部分を除く)、7(3)による助成)

b 100,000円×実施件数(7(1)ただし書きによる助成)

##### イ 事務費

以下のa及びbにより算出された額の合計額

a 定額分1,687,500円

b 登録管理530円×登録組数

#### (2) 補助率

1.4 対象経費

不妊治療の保険適用への円滑な移行支援事業に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費

その他事業（県事務費）

1 事業の目的

安心こども基金に関する県における事務処理に要する費用の一部を交付することにより、事務処理の円滑な執行を図ることを目的とする。

2 事業の内容

（1）事業内容

安心こども基金に関する県における事務処理に要する費用に充てる。

（2）事業の実施主体

県

3 補助基準額・補助割合

（1）補助基準額

文部科学大臣及び厚生労働大臣が必要と認めた額

（2）補助率

基金 1 / 2（基金 1 / 2、県 1 / 2）

4 対象経費

安心こども基金に関する県の事務のために必要な職員手当等（時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当）、共済費（賃金に係る社会保険料）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料、賃借料等

## 幼児教育・保育無償化円滑化事業

### 1 事業の目的

県及び市町村が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費に対し補助することにより、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施することを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

以下の①及び②に要する経費に充てるため、県及び市町村に対して交付する。

- ① 令和2年度における幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費、令和3年度から令和5年度における認可外保育施設の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費
- ② 「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第88号・27文科初第239号・雇児発0717第6号）の別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」（以下「参入促進・能力活用事業実施要綱」という。）の3の（4）に定める事業の実施に要する経費

#### (2) 事業の実施主体

県及び市町村

#### (3) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

知事が必要と認めた額

#### (2) 補助率

定額

### 4 対象経費

#### (1) 2の（1）の①の場合

県及び市町村における幼児教育・保育の無償化の実施及び無償化の実施に伴うシステム改修及び設備整備を行うために必要な超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、給料及び超過勤務手当以外の諸手当（会計年度任用職員及び臨時的任用職員（臨時の職に関する場合に限る。以下同じ。）に関するものに限る。）、報酬、職員旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告費、手数料等）、共済費（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに

限る。）、報償費、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費（システム改修等に関するものに限る。）、備品購入費（システム改修等に関するもの以外は取得価格 10 万円未満のものに限る。）、負担金（システム改修等に関する共同開発によるものに限る。）、

（2）2の（1）の②の場合

参入促進・能力活用事業実施要綱の3の（4）に定める事業の実施に必要な超過勤務手当、給料及び超過勤務手当以外の諸手当（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料等）、共済費（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、委託費、負担金



## 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業

### 1 事業の目的

妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐためには、子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条に規定する母子健康包括支援センターをいう、以下同じ。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第10条の2に規定する拠点をいう、以下同じ。）双方のより一層の連携強化が必要である。

このため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一元的なマネジメント体制の構築に向けて、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設（以下、一体的相談支援機関という。）の整備に要する費用を支援することにより、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方が情報共有を徹底し、協働して妊産婦、子育て世帯、子どもの状況把握、相談支援等を行う等、連携強化の一層の推進を図る。

### 2 事業の内容

#### （1）事業内容

以下に掲げる方法により、市町村が一体的相談支援機関の整備を行う事業。

- ① 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設の創設を行う場合（既存の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体化を図るため、双方ともに移転し、新たに整備する場合を含む）
- ② 既存の子育て世代包括支援センターを改築し、新たに子ども家庭総合支援拠点の機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子ども家庭総合支援拠点を移転し、子育て世代包括支援センターに統合する場合を含む）
- ③ 既存の子ども家庭総合支援拠点を改築し、新たに子育て世代包括支援センターの機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子育て世代包括支援センターを移転し、子ども家庭総合支援拠点に統合する場合を含む）

#### （2）整備対象施設

整備対象施設は、「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成29年3月31日雇児発0331第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子育て世代包括支援センター及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子ども家庭総合支援拠点が、同一の施設・場所において一体的に整備される施設とし、一体的な運営体制の構築に向けて、以下に掲げる取組（別添21「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業」第5（1）統括支援員の配置要件と同じ）に努めなければならないものとする。

- ① 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の双方の業務をマネジメントできる責任者を配置すること。

- ② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置すること。ただし、市町村の実情に応じて、①の責任者と兼務することができるものとする。
- ③ リスク要因を抱える妊産婦・子育て世帯・子どもや、特定妊婦、要支援・要保護児童等のケースや支援の状況を、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、常に情報共有できる環境を整備すること。例えば、ケース会議の定期的な開催等が考えられる。
- ④ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの職員が双方の業務について協働して対応するとともに、①の責任者や②の統括支援員が確認を行う体制を整備すること。
- ⑤ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の職員に対して、互いの事務の理解や各分野の知識の向上に向けて、母子保健・児童福祉双方の研修を実施するなど、職員の質の向上に努めること。
- ⑥ 地域の妊産婦・子育て世帯・子どもの支援に取り組む地域資源（社会福祉法人・NPO法人等）の創出や連携に努めること。

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体

市町村

(5) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1施設当たり 18,992,000円
特殊附帯工事	1施設当たり 18,097,000円
地域交流スペース加算	1施設当たり 13,218,000円
開設準備（2（1）①により整備を行う場合）	1施設当たり 8,007,000円
開設準備（2（1）②又は③により整備を行う場合）	1施設当たり 3,907,000円
解体撤去工事	1施設当たり 1,080,000円
仮施設整備工事	1施設当たり 1,917,000円

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第423号）を準用して整備すること。

※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（令和5年8月22日こ成事第435号）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

## (2) 補助率

基金9/10、市町村1/10

## (3) 補助対象事業（整備区分）

創設、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

## 4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、令和5年8月22日こ成事第435号こど

	も家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な事費又は工事請負費及び工事事務費
開設準備費	一体的相談支援機関の開設準備に必要な費用
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

## 5 留意事項

（１）次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

（２）この事業により施設整備を行う際に、過去に補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、財産処分の承認手続き等が必要であるので、補助金交付者と事前に調整すること。

## 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業

### 1 事業の目的

子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条に規定する母子健康包括支援センターをいう、以下同じ。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第10条の2に規定する拠点をいう、以下同じ。）双方のより一層の連携強化を図るため、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設（以下、一体的相談支援機関という。）において、母子保健と児童福祉双方に十分な知識を有する統括支援員を配置する際の必要な費用の補助等により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方の連携強化の一層の推進を図る。

また、別添22～25に掲げる事業（以下、家庭・養育環境支援事業という。）の円滑な導入に資する経費の一部を補助することにより、支援が必要な妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な支援体制の構築を図る。

### 2 事業の内容

#### （1）統括支援員の配置支援

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方が常に情報共有を行い、双方の業務を協働で対応する等、一体的な取組を強化するため統括支援員の配置を行う。

#### （2）家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援

家庭・養育環境支援事業の実施に当たって必要となる地域資源の創出や地域住民等への周知・広報の実施等、事業の円滑な導入に資する取組を行う。

### 3 事業の実施主体

市町村（ただし、2（1）に掲げる統括支援員の配置支援については、児童人口10,000人以上を管轄する一体的相談支援機関等に限る）

### 4 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

### 5 実施要件

#### （1）統括支援員の配置支援

以下のいずれの要件も満たす市町村とする。

- ① 「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成29年3月31日雇児発0331第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子育て世代包括支援センターの業務及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子ども家庭総合支援拠点の業務双方について、マネジメン

トできる責任者を配置すること。

- ② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置すること。ただし、市町村の実情に応じて、①の責任者と兼務することができるものとする。
- ③ リスク要因を抱える妊産婦・子育て世帯・子どもや、特定妊婦、要支援・要保護児童等のケースや支援の状況を、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、常に情報共有できる環境を整備すること。例えば、ケース会議の定期的な開催等が考えられる。
- ④ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの職員が協働して対応するとともに、①の責任者や②の統括支援員が確認を行う体制を整備すること。
- ⑤ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の職員に対して、互いの事務の理解や各分野の知識の向上に向けて、母子保健・児童福祉双方の研修を実施するなど、職員の質の向上に努めること。
- ⑥ 地域の妊産婦・子育て世帯・子どもの支援に取り組む地域資源（社会福祉法人・NPO法人等）の創出や連携に努めること。

なお、子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点それぞれの業務を民間委託している場合にも支援の対象とするが、その場合には、定期的な連絡協議会の開催等により委託先民間機関も含めて子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的対応を図るものとする。

## (2) 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援

以下に掲げる取組により、家庭・養育環境支援事業の円滑な導入に資する事業であること。

- ① 家庭・養育環境支援事業を行うための地域資源の創出や地域住民等を対象とした周知・広報の実施
- ② ニーズ把握等調査の実施
- ③ 家庭・養育環境支援事業の担い手の確保に向けた研修等の実施
- ④ システム改修等の実施
- ⑤ その他、家庭・養育環境支援事業の円滑な導入支援に資する取組の実施

## 6 補助基準額・補助率

### (1) 補助基準額

- ① 統括支援員の配置支援 1か所当たり 6, 272千円（年額）

ただし配置期間が12か月に満たない場合には、上記補助基準額に「事業実施月数（※）÷12月」を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助基準額とする。

（※）「事業実施月数」とは、統括支援員を配置した日の属する月から統括支援員の配置がなされなくなった日の前日が属する月までとする。

- ② 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援 1市町村当たり 3, 208千円（年額）

### (2) 補助率

基金 2 / 3、県 1 / 6、市町村 1 / 6

## 7 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

## 8 留意事項

- 本事業の補助を受けた市町村については、子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の業務について、一体的に事務を実施する観点から、以下の体制の整備等を行うことが望ましい。
  - ① 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の業務を一体的に対応する機関として、設置要綱等の規定を整備すること。
  - ② 組織定員上、一体的相談機関を置いたうえで、職員に対して必要な人事発令を行うこと。
- 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が同一の施設・場所で業務を実施していない場合であっても、次に掲げる取組等を行っている場合には、一体的に業務を行っているものとみなすこと。
  - ・ 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が参加して、要保護児童、要支援児童、特定妊婦などリスクの高い子どもや家庭について情報の共有を図るケース会議などの開催
  - ・ 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が共通して情報の閲覧が出来る庁内システムの整備

## 子育て世帯訪問支援臨時特例事業

### 1 事業の目的

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

(3) に規定する支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、以下の支援を実施する事業。

- ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ② 育児支援（保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む）

#### (2) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

#### (3) 支援対象

次のいずれかに該当する家庭とする。

- ① 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭
- ④ その他、市町村が特に支援が必要と認めた家庭

#### (4) 訪問支援員の要件

次のいずれの要件も満たす者であること。

- ① 家事又は育児支援を適切に実行する能力を有する者
- ② 以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 1 1 年法律第 5 2 号）その他国民の福祉に関する法律



(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74令)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者  
その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

#### (5) 事業の実施方法

訪問支援の実施に当たっては、以下の①~⑤に留意して実施すること。

- ① 本事業を実施する者(以下、実施者という。)及び訪問支援員は、児童及びその保護者等の個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。
- ② 訪問した家庭が家事・育児支援等以外の支援も必要であると考えられる場合には、市町村に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。なお、この場合に、業務上知り得た情報を市区町村と共有することについては、上記の正当な理由に該当するものであること。
- ③ 訪問支援員は、常に実施者が発行する身分証明書を携行し、訪問時に必ず提示させること。
- ④ 実施者は、研修等の実施により、常に訪問支援員の質の向上に努めること。
- ⑤ 利用者負担額は、対象家庭の収入の状況に応じて決定することし、所得の把握については、保護者の同意を得た上で、他の支援制度の利用等により把握した所得情報を活用するなど、実施主体である市町村及び利用者の負担とならない形で運用することとして差し支えない。

#### (6) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

### 3 補助基準額・補助率等

#### (1) 補助基準額

##### ① 訪問支援費用

1市町村あたり

延べ利用時間数 × 3,000円

延べ利用件数 × 1,860円

##### (i) 利用者負担軽減を実施する場合

上記により算出した額の合算額から、以下のア~エに該当する世帯に対して定める利用者負担額の合算額を控除した額

なお、利用者に対して利用者負担額を上回る負担を求めてはならないものとする。

##### (ii) 利用者負担軽減を実施しない場合

以下のア~ウの該当の有無に関わらず、一律に上記により算出した額の合算額からその他世帯の利用者負担額を控除した額

- ア 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者）
- イ 住民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（アに掲げる者を除く。））
- ウ 住民税所得割課税額77,101円未満世帯（年収360万円未満世帯相当）（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が77,101円未満である者（ア及びイに掲げる者を除く。））
- エ ア～ウに該当しない、その他世帯

（利用者負担額）

	延べ利用時間数 ×	延べ利用件数 ×
生活保護世帯	0円	0円
住民税非課税世帯	300円	190円
住民税所得割課税額 77,101円未満世帯	600円	530円
その他世帯	1,500円	930円

② 事務費・管理費

1 委託事業所あたり 564,000円

(2) 補助率

基金 1/2、県 1/4、市町村 1/4

4 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

5 留意事業

本事業は2（3）で定める対象となる家庭以外の家庭に対して支援を提供することを妨げるものではないが、その場合、当該家庭にかかった経費については補助対象外とする。

## 保護者支援臨時特例事業

### 1 事業の目的

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることにより、健全な親子関係の形成を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

事業内容は以下の通りとする。

##### ① ペアレントトレーニング

子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

##### ② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

ペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。

#### (2) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

#### (3) 事業の対象者

事業の対象者は以下の通りとする。

##### ① ペアレントトレーニング

親子の関係性や子どもとの関わり方等に不安を抱えている18歳未満の子どもを養育する家庭で、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

(i) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

(ii) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

(iii) 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村が当該支援を必要と認めた家庭

##### ② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

ペアレントトレーニングの実施のために資格等の取得が必要な者。

#### (4) 事業実施方法

実施に当たっては以下に留意すること。

##### ① ペアレントトレーニング

(i) ペアレントトレーニングの内容は以下の内容を考慮しつつ、地域の実情に応じて設定すること。

- a. 子どものほめ方
- b. 子どもの行動の理解と要因の把握
- c. 子どもに対する効果的な指示の出し方
- d. 子どもの不適切な行動への対応

(ii) ペアレントトレーニングの実施に当たっては、以下の項目を参考にしつつ、地域の実情に応じて実施すること。

- a. ペアレントトレーニング実施者として、子どもにかかわる業務に従事していた経験を有する者であって、適切に実施できると市町村が認めた者を置くこと。
- b. ペアレントトレーニング実施者は利用者同士が相互に気軽に悩みや不安を相談・共有したり、情報の交換ができるよう配慮すること。
- c. 定員は10名程度を目安に、原則としてグループで実施すること。
- d. 1講座当たり、概ね5～8回（各回90分～120分程度）を目安に、実施すること。
- e. 事業を実施する際には、各市区村における広報資料等を使用することで、事業の周知を図ること。
- f. 未就園児のいる家庭を対象として事業を実施する場合、別室にて保育士等による預かり保育の実施に努めること。
- g. 学齢期以降の子どもを養育する家庭を対象として事業を実施する場合、必要に応じて当該子どもに対してアセスメントを行うよう努めること。
- h. 利用者の同意を得た上で、利用者及びその家庭の情報や受講者の状況について、関係機関と連携し情報の共有を図ること。

##### ② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

本事業は、ペアレントトレーニングの実施に当たり必要な人材確保を行うための支援であることから、本事業を活用して資格の取得を行う場合には、市町村は資格取得者に対してペアレントトレーニングへの積極的な従事を要件として設定すること。

#### (5) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

### 3 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

##### ① ペアレントトレーニング

次により算出した額の合算額から利用者が負担すべき額の合算額を控除した額。

なお、利用者負担軽減を実施しない場合は、その他世帯に準じた扱いとし、利用者負担軽減を実施した場合は、利用者が負担すべき額を上回る負担を求めてはならないものとする。

1市町村あたり

延べ利用者数 × 32,800円

(※) 延べ利用者数とは、1利用者が1講座(全8回程度)を利用した場合、1人とカウントする。

(i) 利用者負担軽減を実施する場合

上記により算出した額の合算額から、以下のア～エに該当する世帯に対して定める利用者負担額の合算額を控除した額

なお、利用者に対して利用者負担額を上回る負担を求めてはならないものとする。

(ii) 利用者負担軽減を実施しない場合

以下のア～ウの該当の有無に関わらず、一律に上記により算出した額の合算額からその他世帯の利用者負担額を控除した額

ア 生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者)

イ 住民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者(アに掲げる者を除く。))

ウ 住民税所得割課税額77,101円未満世帯(年収360万円未満世帯相当)(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額(以下、市町村民税所得割合算額という。)が77,101円未満である者(ア及びイに掲げる者を除く。))

エ ア～ウに該当しない、その他世帯

(利用者負担額)

	延べ利用者数 ×
生活保護世帯	0円
住民税非課税世帯	3,200円
住民税所得割課税額 77,101円未満世帯	6,560円
その他世帯	16,400円

② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

1市町村当たり 100,000円

(2) 補助率

基金1/2、県1/4、市町村1/4

#### 4 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

#### 5 留意事項

ペアレントトレーニングについて2（3）①で定める対象となる家庭以外の家庭に対して支援を提供することを妨げるものではないが、その場合、当該家庭にかかった経費については補助対象外とする。

## 一時預かり利用者負担軽減事業

### 1 事業の目的

保育所等を利用していない家庭が地域の子育て支援機関につながり、必要に応じて支援を受けることが重要になっている中で、保護者の疾病や冠婚葬祭といった急な預かりニーズへの対応だけでなく、保護者の子育てに関する心理的・身体的負担を軽減する目的も含めた一時預かり事業等の利用を促進することが求められている。

このため、所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等（以下「低所得世帯等」という。）における一時預かり事業等の利用者負担を軽減することにより、低所得世帯等の一時預かり事業等の利用の促進を図り、もってすべての児童の健やかな成長を支援することを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

低所得世帯等の児童が、一時預かり事業（「一時預かり事業実施要綱」（「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号）の別紙）に基づき市町村等が実施する一時預かり事業に限る。以下同じ。）及び保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業（「多様な保育促進事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第4号）の別紙）に基づき市町村等が実施する事業に限る。以下同じ。）（以下「一時預かり事業等」という。）による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に対して、その一部を補助する事業。

#### (2) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

#### (3) 事業の対象となる一時預かり事業

事業の対象となる一時預かり事業は、「一時預かり事業実施要綱」の「4. 実施方法」に定める事業類型のうち、次のアからエに該当する一時預かり事業とする。ただし、「緊急一時預かり」を除く。

ア 4（1）に定める「一般型」

イ 4（4）に定める「余裕活用型」

ウ 4（5）に定める「居宅訪問型」

エ 4（6）に定める「地域密着Ⅱ型」

#### (4) 事業の対象者

事業の対象者は、一時預かり事業等による支援を受けた児童の保護者であって、次のアからエのいずれかに該当する者とする。

- ア 一時預かり事業等による支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合
- イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者である場合（アに掲げる場合を除く。）
- ウ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した（以下「市町村民税所得割合算額」という。）が77,101円未満である場合（ア及びイに掲げる場合を除く。）
- エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、一時預かり事業等の利用を促した者であって、一時預かり事業等に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合（アからウに掲げる場合を除く。）

#### （5）事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

#### 3 一時預かり事業等を行う者による代理請求・代理受領について

市町村は、一時預かり事業等を行う者（以下「事業者」という。）に対して、あらかじめ2（4）に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該事業者を支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該事業者を支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

#### 4 補助基準額・補助率

##### （1）補助基準額

補助基準額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- ① 2（4）アに定める対象者 児童1人当たり日額3,000円
- ② 2（4）イに定める対象者 児童1人当たり日額2,400円
- ③ 2（4）ウに定める対象者 児童1人当たり日額2,100円
- ④ 2（4）エに定める対象者 児童1人当たり日額1,500円

##### （2）補助率

基金1/3、県1/3、市町村1/3

#### 5 対象経費

扶助費、補助金、負担金、委託料

#### 6 留意事項



2（4）イ及びウに定める対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、本事業を実施する市町村が定める時期とする。このため、保育所等の保育料と同様に、当該年度の4月から8月までは前年度の市町村民税により、9月以降は当該年度の市町村民税により判定する場合のほか、通年分を4月現在の市町村民税をもって判定するなどの場合も補助の対象とする。

## 妊婦訪問支援事業

### 1 事業目的

若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することにより虐待リスク等の高い妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

### 2 事業内容

若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、安全な出産への危惧がある妊婦や妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に状況を把握することが必要な妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握する。また、妊婦の状況に応じて、妊婦健康診査の受診を促すとともに、産前・産後サポート事業等必要な支援に繋ぐ。

### 3 対象者

- (1) 若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、安全な出産への危惧がある妊婦
- (2) 妊婦健診未受診の妊婦
- (3) その他、継続的に状況を把握することが必要な妊婦

### 4 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 5 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

### 6 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

- ① 活動費 訪問1件あたり 9,080円
- ② 民間へ委託する場合の事業費 年額 564,000円

#### (2) 補助率

基金 1/2、市町村 1/2

### 7 対象経費

妊婦訪問支援事業を実施する場合に必要な報酬、給与及び職員手当等（ただし、会計

年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金等

## 8 留意事項

- (1) 妊婦の家庭を訪問する者は、助産師、保健師、看護師、その他本事業を実施するに当たり市町村が適当と認める者とする。
- (2) 妊婦の状況に応じ、子育て世代包括支援センターや、要保護児童対策地域協議会等を通じて、関係者や関係機関と連絡調整の上、必要な支援を提供するものとする。

## 児童相談所一時保護施設整備事業

### 1 事業の目的

定員超過解消のための一時保護施設の創設等による定員拡大を図るための施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもが適切な環境で生活できるような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

施設の定員拡大を図るため、新設、修理、改造を実施する事業（民間施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を（3）に定める地方公共団体が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む）。

#### (2) 整備対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設。

#### (3) 事業の実施主体

『「一時保護所の定員超過解消計画」の実施方針について』（令和4年2月21日付け子家発0221第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「一時保護所定員超過解消計画」の採択を受けた県、指定都市及び児童相談所設置市（以下、「県等」という。）。

#### (4) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

### 3 補助基準額・補助率等

#### (1) 補助基準額

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

ア 本体工事については、定員規模による定額

イ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

ウ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

#### (2) 補助率

基金9/10、県等1/10

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、大規模修繕等（定員増を伴うものに限る。）、増築、増改築

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、財産処分の承認手続き等が必要であるので、補助金交付者と事前に調整すること。

(別表) 補助基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、助成決定年度又はその前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村をいう。

1. 保育サービス等の充実

(1) 保育所等整備事業

○保育所緊急整備事業

<本体工事>

単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
定員20名以下	119,200	131,100
定員21～30名	124,800	137,600
定員31～40名	145,300	159,700
定員41～70名	165,600	182,200
定員71～100名	215,200	236,800
定員101～130名	258,800	284,700
定員131～160名	299,600	329,600
定員161～190名	340,200	374,400
定員191～220名	378,300	415,900
定員221～250名	418,800	460,800
定員251名以上	465,500	512,000
特殊附帯工事	18,040	
設計料加算	本体工事費に係る基準額（保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%	
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	62
	定員21～30名	47
	定員31～40名	41
	定員41～70名	35
	定員71～100名	29
	定員101～130名	23
	定員131～160名	22
定員161名以上	21	
土地借料補助加算	26,700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,970	4,330

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、別添1の3(1)に該当する市町村において、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、別添1の3(1)に該当する市町村が地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日成事第423号)を準用して整備すること。

※幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所緊急整備事業の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。

(注) 幼稚園部分の基準額: 認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

保育所緊急整備事業(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位: 千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	119,200	131,100
定員21~30名	124,800	137,600
定員31~40名	145,300	159,700
定員41~70名	165,600	182,200
定員71~100名	215,200	236,800
定員101~130名	258,800	284,700
定員131~160名	299,600	329,600
定員161~190名	340,200	374,400
定員191~220名	378,300	415,900
定員221~250名	418,800	460,800
定員251名以上	465,500	512,000
特殊附帯工事	18,050	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5%	
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	62
	定員21~30名	47
	定員31~40名	41
	定員41~70名	35
	定員71~100名	29
	定員101~130名	23
	定員131~160名	22
定員161名以上	21	
土地借料補助加算	52,200	

定期借地権設定のための一時金加算	保育所の設置に必要な土地について、当該保育所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算定された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	16,900	18,600

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、別添1の3（1）に該当する市町村において、新たに土地を貸借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、別添1の3（1）に該当する市町村が地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公用地、公園などの都市施設など）を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第423号）を準用して整備すること。

※幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所緊急整備事業の基準額＝基準額－幼稚園部分の基準額（注）」で算定すること。

（注）幼稚園部分の基準額：認定こども園整備事業（文部科学省関係分）の特殊附帯工事の基準額（又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額）

#### <解体撤去工事、仮設施設整備工事>

単位：千円

	基準額（1施設当たり）			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,384	2,625	4,248	4,673
定員21～30名	2,705	2,975	5,185	5,704
定員31～40名	3,606	3,968	6,286	6,914
定員41～70名	4,539	4,994	8,731	9,604
定員71～100名	6,401	7,042	13,096	14,406
定員101～130名	7,682	8,451	15,716	17,288
定員131～160名	9,604	10,564	19,646	21,610
定員161～190名	11,524	12,678	21,481	23,629
定員191～220名	13,446	14,790	25,060	27,566
定員221～250名	15,367	16,904	28,641	31,505
定員251名以上	17,288	19,018	32,221	35,445

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。



○小規模保育整備事業

<本体工事>

単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
定員20名以下	85,700	94,300
特殊附帯工事	14,410	
放課後児童クラブの併設	14,410	
設計料加算	本体工事費に係る基準額（小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%	
小規模保育事業所開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	50	
土地借料補助加算	21,700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,170	3,470

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、別添1の2 3（1）に該当する市町村において、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、別添1の2 3（1）に該当する市町村が地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成20年6月12日 雇児発第0612004号）を準用して整備すること。

小規模保育整備事業（待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分）

単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
定員20名以下	85,700	94,300
特殊附帯工事	14,410	
放課後児童クラブの併設	14,410	
設計料加算	本体工事費に係る基準額（小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%	
小規模保育事業所開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	50	
土地借料補助加算	42,400	
定期借地権設定のための一時金加算	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	13,494	14,844

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、別添1の2 3（1）に該当する市町村において、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、別添1の2 3（1）に該当する市町村が地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成20年6月12日 雇発第0612004号）を準用して整備すること。

＜解体撤去工事、仮設施設整備工事＞

単位：千円

	基準額（1施設当たり）			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,903	2,094	3,389	3,728

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

○賃貸物件による保育所等整備事業

単位：千円

	基準額（1施設当たり）
賃借料	知事が認めた額。 ただし、41,000千円以内とする。
改修費等（本園）	知事が認めた額。 ただし、63,882千円以内とする。
改修費等（分園）	知事が認めた額。 ただし、24,336千円以内とする。
保育所開設準備費	知事が認めた額。 ただし、32,448千円以内とする。
保育所開設準備費 (小規模な分園型保育施設)	知事が認めた額。 ただし、15,210千円以内とする。

○地域子育て支援拠点緊急整備事業

単位：千円

	基準額（1施設当たり）
本体整備	12,960
特殊付帯工事	13,670
解体撤去工事	819
仮施設整備工事	1,448

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

○放課後児童クラブ施設整備事業

単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
設置促進事業	10,000	11,000

(2) 広域的保育所利用事業

<バス等購入・借上げ費>

単位：千円

	基準額（1送迎センター当たり）	
	購入する場合（1事業当たり）	借り上げる場合（年額）
バス等購入・借上げ費	15,000	7,500

<雇上費>

単位：千円

	基準額（1保育所および1送迎センター当たり年額）
保育士雇上費	5,000

単位：千円

	基準額（1送迎センター当たり年額）
バス等運転手雇上費	5,000

<事業費>

単位：千円

	基準額（1事業当たり年額）
事業費	10,000

(3) 家庭的保育改修等事業

<家庭的保育改修事業>

ア 別添6の3(1)又は(2-2)に該当する場合

単位：千円

	基準額(1事業当たり)
保育所で行う場合	22,000
保育所以外で行う場合	2,400

イ 別添6の3(2-1)に該当する場合

単位：千円

	基準額(1事業当たり)
保育所で行う場合	20,000
保育所以外で行う場合	2,200

ウ 別添6の3(3)に該当する場合

単位：千円

	基準額(1事業当たり)
保育所で行う場合	22,000
保育所以外で行う場合	2,200

<家庭的保育賃借料補助事業>

単位：千円

	基準額(家庭的保育者1人当たり月額)
家庭的保育賃借料補助※1	55
家庭的保育賃借料補助※2	82
家庭的保育賃借料補助※3	80
家庭的保育賃借料補助	50

※1 別添6の3(1)に該当する場合で平成23年3月31日までに契約のもの

※2 別添6の3(1)、又は(3)に該当する場合で平成23年4月1日以降の新規契約のもの又は別添6の3(2-2)に該当する場合

※3 別添6の3(2-1)に該当する場合

<家庭的保育者等研修事業>

単位：千円

	基準額(家庭的保育者等1事業当たり)

家庭の保育者研修事業	133
------------	-----

(4) 「待機児童解消加速化プラン」強化事業

○グループ型小規模保育事業

単位：円

区分		基準額		
		平成24年3月31日以前	平成24年4月1日以降	平成25年4月1日以降
家庭の保育者経費	児童1人あたり月額	52,200	52,200	52,200
家庭の保育支援者経費	家庭的保育支援者1人あたり年額	—	—	—
	(家庭的保育者6人以上に対し配置)	4,527,000(2,263,000)	4,529,000(2,264,000)	4,535,000(2,267,000)
	(家庭的保育者3～5人以上に対し配置)	2,263,000(1,131,000)	2,264,000(1,132,000)	2,267,000(1,133,000)
連携保育所又は実施保育所経費	基本分(1か所あたり年額)	800,000(400,000)	800,000(400,000)	800,000(400,000)
	加算分(家庭的保育者1人つき年額)	120,000(60,000)	120,000(60,000)	120,000(60,000)
家庭の保育補助者経費	児童1人あたり月額	25,000	26,000	26,000
保育事業管理者経費	1グループあたり月額	60,000	60,000	60,000

( ) 内事業月数が6か月未満の場合

○認可外保育施設運営支援事業

ア 認可外保育施設運営支援事業 (A型)

単位：円

年齢区分	基準額(1人あたり月額)		
	職員の配置が設置運営基準第33条を満たす施設	保育士又は看護師の配置が設備運営基準第33条第2項に規定する保育士数の6割以上である施設	保育士又は看護師の配置が設備運営基準第33条第2項に規定する保育士数の1/3以上である施設
4歳以上児	18,000	15,000	12,000
3歳児	22,000	18,000	15,000
1・2歳児	57,000	48,000	39,000
乳児	107,000	89,000	72,000

単位：円

認可外保育施設開設準備費加算 (定員1人当たり)	7,500
-----------------------------	-------

※認可外保育施設の新設又は定員増に限る。定員増の場合は、増員した定員について加算の対象となる。

<認可化移行支援>

単位：万円

	基準額(1施設当たり)
賃借料・改修費等補助	3,200
移転等支援費(移転費)	120
移転等支援費(仮設置費)	380

イ 認可外保育施設運営支援事業（B型）

単位：円

年齢区分	基準額（1人あたり月額）	
	平成25年2月26日以降に本事業の対象 （基準を満たす施設に限る）	左記以外
4歳以上児	18,000	12,000
3歳児	22,000	15,000
1・2歳児	57,000	39,000
乳児	107,000	72,000

単位：円

認可外保育施設開設 準備費加算 （定員1人当たり）	7,500
---------------------------------	-------

※認可外保育施設の新設又は定員増に限る。定員増の場合は、増員した定員について加算の対象となる。

ウ 認可外保育施設運営支援事業（C型）

単位：円

年齢区分	基準額（1人あたり月額）
4歳以上児	9,000
3歳児	11,000
1・2歳児	57,000（※）
乳児	107,000

※ただし、満3歳児として私学助成（一般補助）の対象となる園児については、年度内において46,000円とする。

〇認可化移行総合支援事業

単位：千円

	基準額（1施設当たり）
認可化移行可能性調査支援	510
認可化移行助言指導支援	460
改修費等支援	32,000

(5) 子育て支援交付金からの移行事業

○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

①支援が必要な家庭に対して次のア及びイの対応をいずれも実施している市町村。

ア ケース対応会議の開催

イ 養育支援訪問事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定される事業）

において、以下に掲げる事業をいずれも実施

○育児・家事援助 ○専門的相談支援

補助基準額

$\left[ \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸} \\ \text{訪問事業による} \\ \text{家庭訪問数} \end{array} - \left[ \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸} \\ \text{訪問事業の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \times 20\% \right] \right] \times 8,000\text{円}$
--

② ①以外の市町村

補助基準額

$\left[ \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸} \\ \text{訪問事業による} \\ \text{家庭訪問数} \end{array} - \left[ \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸} \\ \text{訪問事業の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \times 20\% \right] \right] \times 6,000\text{円}$
--

○養育支援訪問事業

単位：円

	補助基準額
①育児家事援助の実施	訪問数 × 6,000
②専門的相談支援の実施	訪問数 × 8,000
③分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施	訪問数 × 10,000

○ファミリー・サポート・センター事業

単位：円

①基本事業	基本分（会員数）	
	・ 100人相当～299人	2,000,000
	・ 300人～599人	2,800,000
	・ 600人～999人	4,000,000
	・ 1,000人～1,499人	8,000,000
	・ 1,500人～1,999人	12,000,000
	・ 2,000人～2,999人	16,000,000
	・ 3,000人以上	20,000,000
	加算分	
	支部の設置箇所数	
・ 10か所以上	10,000,000	
・ 10か所未満（1支部あたり）	1,000,000	
・ 24時間以上の講習（講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含む。）の実施	360,000	

単位：円

②病児・緊急対応強化事業	基本分（病児・病後児預かりの利用件数）	
	・ ～59件	1,800,000
	・ 60件～119件	2,400,000
	・ 120件～199件	3,800,000
	・ 200件～299件	5,600,000
	・ 300件～399件	7,600,000
	・ 400件～599件	10,400,000
	・ 600件以上	14,400,000
	加算分	
	・ 近隣市町村会員受入（1市町村あたり）	1,000,000
・ 初年度体制整備（開始初年度に限り、1市町村あたり）	4,000,000	

単位：円

③ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター（病児・病後児の預かり等を含む）の利用支援	加算分	
	・ 利用支援 有（1市町村あたり）	400,000

○子育て短期支援事業

基準額
別添6の8の4（1）に定める額



		基準額		
①一般型	常勤職員 1人以上配置する場合 <small>(ただし、3～4日型については非常勤職員を計3名配置するものとする。)</small>			
		・ 3～4日型		4,780
		・ 5日型		7,420
		・ 6～7日型		7,920
	非常勤職員のみを配置する場合			
		・ 3～4日型		3,560
		・ 5日型 (※)		4,360
		・ 6～7日型 (※)		5,160
	加算分			
		・ 出張ひろばの実施		1,340
		・ 実施要綱中②の工の取組 (3～4日型)		1,230
		・ 実施要綱中②の工の取組 (5日型)		3,070
		・ 実施要綱中②の工の取組 (6～7日型)		2,760
	経過措置 (小規模型指定施設)			
	・ 基本分		2,580	
	・ 加算分 (保健相談)		1,360	

(※) 従来センター型 (経過措置 (小規模型指定施設) の場合を除く) として実施していた場合は当分の間、経過措置として、常勤1人以上配置する場合の補助単価を使用できるものとする。

単位：千円

		基準額		
②地域機能強化型 (①の補助基準額に加算 (経過措置 (小規模指定施設) の場合を管除く))	利用者支援及び地域支援を実施する場合			
		・ 5日型		3,740
		・ 6～7日型		4,040
	利用者支援のみを実施する場合			
		・ 5日型		2,740
		・ 6～7日型		3,040
地域支援のみを実施する場合				
	・ 5日型、6～7日型		1,200	

単位：千円

		基準額		
③連携型	基本分			
		・ 3～4日型		1,680
		・ 5～7日型		2,640
	加算分			

	・ 3～4日型、5～7日型	440
--	---------------	-----

○一時預かり事業

<保育所型・地域密着型>

単位：千円

年間延べ利用児童数	基準額（1か所当たり）
25人以上～300人未満	530
300人以上～900人未満	1,580
900人以上～1,500人未満	2,840
1,500人以上～2,100人未満	4,100
2,100人以上～2,700人未満	5,360
2,700人以上～3,300人未満	6,620
3,300人以上～3,900人未満	7,880
3,900人以上	9,140

<地域密着Ⅱ型>

単位：千円

年間延べ利用児童数	基準額（1か所当たり）
25人以上～300人未満	480
300人以上～900人未満	1,430
900人以上～1,500人未満	2,570
1,500人以上～2,100人未満	3,710
2,100人以上～2,700人未満	4,850
2,700人以上～3,300人未満	5,990
3,300人以上～3,900人未満	7,130
3,900人以上	8,270

<基幹型施設加算>

単位：千円

	基準額（1か所当たり）
基幹型施設加算	1,010

○へき地保育事業

単位：千円

	基準額（1か所当たり）
へき地保育事業	4,000

○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

単位：円

	補助基準額
① ア 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講 イ 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	人数×80,000
	人数×80,000
② ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	3,000,000
③ 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	660,000

④ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	720,000
⑤ 地域住民への周知を図る取組	640,000

(6) 保育士人材確保等事業

○保育士研修等事業

ア 保育士宿舍借り上げ支援事業

単位：円

基準額（一戸当たり（月額））
80,000

イ 家庭的保育者等研修事業

単位：千円

	基準額（家庭的保育者等1人当たり）
研修事業	133

ウ 保育士宿舍借り上げ支援事業以外

単位：円

	基準額（登録保育士1人当たり）
県が実施する場合	6,250
市町村が実施する場合	知事が必要と認めた額

○保育士・保育所支援センター開設等事業

単位：円

	基準額（年額）
保育士・保育所支援センター開設及び運営に必要な費用（1か所当たり）	4,200
保育士再就職支援コーディネーター雇上費等（1人当たり）	4,000

○認可外保育施設保育士資格取得支援事業

単位：円

	基準額
養成施設受講料等（保育従事者1人当たり）	
養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者	300,000
保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者 （1）通知別表の②、③を活用する者	100,000
保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者 （2）通知別表の①を活用する者	200,000
代替保育従事者雇上費（1日当たり）	5,920

※通知：「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号 雇用均等児童家庭局長通知）の別表

○保育士等処遇改善臨時特例事業

単位：円

基準額
別添7の4の4に定める額

○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

単位：円

	基準額
養成施設受講料等（1人当たり）	100,000
代替保育従事者雇上費（1日当たり）	5,920

○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

単位：千円

	基準額
養成施設受講料等（1人当たり）	100

○保育所等保育士資格取得支援事業

単位：千円

	基準額
養成施設受講料等（保育従事者1人当たり）	
養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者	300
保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者 （1）通知別表の②、③を活用する者	100
保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者 （2）通知別表の①を活用する者	200

※通知：「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号 雇用均等児童家庭局長通知）の別表

(7) 電力需給対策に対応した特別事業等

○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等

ア 休日保育特別事業

(ア) 基本分

単位：円

	基準額（月額）	
	認可保育所	認可保育所以外
基本分	221,800（上限） （ただし、月の休日の全てを開所しない場合は日額55,500×開所日数とする。）	105,000（上限） （ただし、月の休日の全てを開所しない場合は日額26,300×開所日数とする。）

(イ) 利用児童数に伴う加算

単位：円

1月当たり延べ利用児童数	基準額（月額）	
	認可保育所	認可保育所以外
1名～10名	12,300	10,500
11名～20名	24,500	21,000
21名～30名	36,800	31,500
31名～40名	85,800	73,500
41名～50名	134,800	115,500
51名～60名	183,800	157,500
61名～70名	232,800	199,500
71名～80名	281,800	241,500
81名以上	306,300	262,500

イ 延長保育特別事業

(ア) 延長保育推進特別事業

a 基本分

単位：円

	基準額（月額）
基本分	379,400（上限） （ただし、月の休日の全てを開所しない場合は日額15,200×開所日数とする。）

(イ) 延長保育特別事業

a 時間延長に伴う加算

単位：円

延長時間区分	基準額（月額）
30分延長	25,000
1時間延長	111,300
2～3時間延長	179,000
4～5時間延長	381,600
6時間以上延長	444,800

※延長時間が日毎に異なる場合は、平均の延長時間区分とする。

b 利用児童数に伴う加算

単位：円

延長時間区分	基準額（1人当たり日額）
30分延長	200
1時間延長	800
2～3時間延長	1,200
4～5時間延長	2,600
6時間以上延長	3,000

※利用児童が実際に延長保育を利用した延長時間区分とする。

○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業

ア 休日等に放課後児童クラブ等他の類似事業にかかる特別事業を行う場合

単位：円

	基準額（日額）
新たに休日等の開設を行い、対象児童を受け入れる事業	28,000（1か所当たり）
既に休日等の開設を行っており、新たに対象児童を受け入れる事業	700（児童1人当たり）

イ 放課後児童クラブ等他の類似事業の開設時間を延長して特別事業を行う場合

単位：円

	基準額（1時間当たり）
新たに休日等の開設を行い、対象児童を受け入れる事業	2,600
既に休日等の開設を行っており、新たに対象児童を受け入れる事業	130（児童1人当たり）

ウ 家庭的保育者の保育時間延長等により乳幼児を受け入れる特別事業を行う場合

単位：円

	基準額（1時間当たり）
家庭保育者の保育時間延長等により乳幼児を受け入れる事業	1,200 （ただし、日額9,600円を上限とする。）

(8) 認定こども園整備等事業

○認定こども園整備事業

＜本体工事＞

ア 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分を整備する場合

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。また、特殊付帯工事の対象事業については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日成事第423号)別紙に掲げる対象事業と同様とする。

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分と児童福祉施設としての保育を実施する部分の両方に特殊付帯工事の基準額を計上する場合、以下の算出方法で得た額を基準額とすること。

1. 特殊付帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備費」・「消融雪設備整備」を行う場合  
整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を認定こども園整備事業の基準額とすること。
2. 特殊付帯工事対象事業のうち「屋外教育環境整備」のみを行う場合  
「屋外教育環境整備」は認定こども園整備事業における対象事業であるため、基準額については認定こども園整備事業に計上すること。
3. 特殊付帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備費」・「消融雪設備整備」及び「屋外教育環境整備」を行う場合  
次の手順により、基準額の按分を行うこと。
  - ① 「屋外教育環境整備」に係る対象工事費を特殊付帯工事全体に係る対象工事費で除して得た数を基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備」に係る基準額とすること。
  - ② 整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額から上記①の「屋外教育環境整備」に係る基準額を引いた額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備以外の特殊付帯工事」に係る基準額(1号認定子ども分)とすること。
  - ③ 「屋外教育環境整備」に係る基準額と「屋外教育環境整備以外の特殊付帯工事(1号認定子ども分)」に係る基準額の合計を認定こども園

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位：千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	83,300
定員21～30名	87,400
定員31～40名	101,500
定員41～70名	116,000
定員71～100名	150,400
定員101～130名	181,100
定員131～160名	209,600
定員161～190名	238,200
定員191～220名	264,500
定員221～250名	293,100
定員251名以上	325,700

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

ア 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分を整備する場合

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮設施設整備工事
定員20名以下	1,669	2,972
定員21~30名	1,893	3,630
定員31~40名	2,523	4,399
定員41~70名	3,177	6,110
定員71~100名	4,479	9,166
定員101~130名	5,376	11,001
定員131~160名	6,722	13,750
定員161~190名	8,067	15,034
定員191~220名	9,413	17,542
定員221~250名	10,756	20,048
定員251名以上	12,103	22,554

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。



○幼稚園耐震化促進事業

<本体工事>

単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
定員20名以下	109,100	120,000
定員21～30名	114,300	126,000
定員31～40名	133,100	146,300
定員41～70名	151,600	166,900
定員71～100名	197,100	216,800
定員101～130名	237,000	260,700
定員131～160名	274,300	301,800
定員161～190名	311,500	342,800
定員191～220名	346,400	380,800
定員221～250名	383,500	421,900
定員251名以上	426,200	468,900
特殊附帯工事	16,520	
設計料加算	本体工事費に係る基準額の5%	

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※特殊附帯工事の対象事業については、認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成27年5月21日文科科学大臣裁定）に定める特殊附帯工事対象事業と同様とする。

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

単位：千円

	基準額（1施設当たり）			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,183	2,403	3,890	4,279
定員21～30名	2,477	2,724	4,748	5,223
定員31～40名	3,302	3,633	5,756	6,331
定員41～70名	4,157	4,573	7,994	8,794
定員71～100名	5,861	6,448	11,992	13,192
定員101～130名	7,034	7,739	14,391	15,831
定員131～160名	8,794	9,673	17,990	19,788
定員161～190名	10,552	11,609	19,669	21,636
定員191～220名	12,312	13,543	22,947	25,242
定員221～250名	14,071	15,479	26,226	28,849
定員251名以上	15,831	17,414	29,504	32,457

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

○認定こども園事業費

①機能部分に対する補助

単位：円

年齢区分	基準額（1人当たり月額）	
	保育所型幼稚園機能部分	幼稚園型保育所機能部分
4歳以上児	13,000	18,000
3歳児	13,000	22,000
1・2歳児	—	57,000
乳児	—	107,000

②幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

単位：円

年齢区分	基準額（1人当たり月額）
	長時間預かり保育
4歳以上児	9,000
3歳児	11,000
2歳児	46,000

（9）小規模保育事業

○小規模保育設置促進事業

単位：万円

		基準額
小規模保育運営支援事業（A型、B型）		
賃借料補助（契約家賃）	1事業所当たり	4,100
改修費等補助	1事業所当たり	2,200
小規模保育運営支援事業（C型）		
賃借料補助（契約家賃）	家庭的保育者1人当たり	99
改修費等補助	1事業所当たり	2,200

○小規模保育運営支援事業

①基本分単価（1人当たり月額）

ア 3（1）①アに該当する場合

単位：円

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	25,300	25,300	25,300
3歳児	30,800	30,800	30,800
1・2歳児	88,900	76,000	85,600
乳児	157,100	130,400	85,600

イ 3 (1) ①イに該当する場合

単位:円

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	15,900	15,900	15,900
3歳児	20,400	20,400	20,400
1・2歳児	74,100	61,200	73,100
乳児	139,300	112,600	73,100

②連携施設経費

単位:円

連携施設を設定している場合	1か所当たり月額
	24,600

(10) 利用者支援事業

実施施設ごとに以下に定める「基本型」又は「特定型」のいずれかを選択して実施すること。

単位:千円

区分	基準額(1施設当たり)
<p>基本型</p> <p>以下の取り組みをいずれも実施すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①教育施設、 ②保育施設、 ③地域の子育て支援事業等の全てを対象として、情報集約・提供、相談、利用支援等を実施していること。</li> <li>1の①～③の実施施設等との連絡・調整、連携、協働の体制づくりのための会議を実施すること。(原則月1回以上実施)</li> <li>地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域での必要な社会資源の開発等に努めること。</li> <li>地域住民の多世代間交流の促進、地域のボランティアやサークルの育成・協働、訪問支援等地域との交流活動の実施に努めること。</li> <li>リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施すること。</li> </ol>	1,681
<p>特定型</p> <p>以下の取り組みをいずれも実施すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「基本型」の1の①～③のいずれかを対象として、情報集約・提供、相談、利用支援等を実施していること。</li> <li>地域の実情に応じて、「基本型」の2から5について、適宜実施していること。</li> </ol> <p>ただし、以下のいずれかの条件を満たす市町村に設置する場合に限り、かつ、各市町村内の0～5歳の児童人口10,000人に対し1か所の割合で配置した施設数を上限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市町村内の認可保育所の定員充足率が市町村内全体で100%以上であること。</li> <li>市町村内の認可保育所を100施設以上有していること。</li> <li>児童福祉法第56条の8に定める「特定市町村」であること。</li> </ol>	660

(11) 認定こども園等の環境整備等事業

○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

<遊具等環境整備>

単位:千円

	基準額（1施設当たり）
遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等	2,000

<デジタルテレビ等整備>

単位：千円

	基準額（1施設当たり）
デジタルテレビ （購入費、テレビ廃棄料、天吊り工事費）	245
アンテナ工事	200

○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

単位：円

	基準額（研修参加教職員1人当たり）
研修支援	6,250

○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

単位：円

	基準額
養成施設受講料等（1人当たり）	100,000
代替保育従事者雇上費（1日当たり）	5,920

2. すべての子ども・家庭への支援

	基準額
地域子育て創生事業	知事が必要と認めた額
地域子育て特別支援事業	知事が必要と認めた額

3. ひとり親家庭への支援

単位：円

	基準額
高等技能訓練促進費事業費	市町村民税非課税世帯 月額 100,000 (平成23年度以前に修業を開始した者は141,000)
	市町村民税課税世帯 月額 70,500
入学支援修了一時金	市町村民税非課税世帯 50,000
	市町村民税課税世帯 25,000

#### 4. 社会的養護の拡充

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
施設内遊具の安全対策	2,300	
食品の安全対策	6,500	
児童入所施設等の生活環境改善	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童相談所の一時保護所、自立援助ホーム	8,000
	里親、児童家庭支援センター	1,000
地域子育て支援拠点の環境改善	8,000	
学習環境改善	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム	400
	里親	200
	地域小規模児童養護施設	1,000
賃貸・改修等の補助対象の拡大	賃借料補助 年額	3,000
	改修費補助	8,000

#### 5. 児童虐待防止対策の強化

	基準額
児童虐待防止対策緊急強化事業	知事が必要と認めた額

#### 6. 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等

	基準額
子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業	知事が必要と認めた額

7. 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実

	基準額
不妊に悩む方への特定治療支援事業	別添17の3(1)に定める額
不妊に悩む方への特定治療支援事業 (令和3年1月1日以降治療終了分)	別添17の2の13(1)に定める額
不妊に悩む方への特定治療支援事業 (不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)	別添17の3の13(1)に定める額

8. 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等

	基準額
幼児教育・保育無償化円滑化事業	知事が必要と認めた額

9. 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

(1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業

基準額
別添20に定める額

(2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業

基準額
別添21に定める額

(3) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業

基準額
別添22に定める額

(4) 保護者支援臨時特例事業

基準額
別添23に定める額

(5) 一時預かり利用者負担軽減事業

単位：円

基準額
別添24に定める額

(6) 妊婦訪問支援事業

単位：円

基準額
別添 25 に定める額

(7) 児童相談所一時保護施設整備事業  
<本体施設>

単位：千円

	単位	基準額
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	28,249
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	14,703
初度設備相当加算	1人当たり	244
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
心理療法室整備加算	1施設当たり	76,539

※改築整備に係る初度設備相当加算は、基準額の2分の1以内でこども家庭庁長官が必要と認めたポイントであること。

※一部改築に係る基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日こども家庭庁長官通知)に準ずるものとする。

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(令和5年8月22日こ成事第438号)によるものとする。

<解体撤去工事、仮施設整備工事、特殊付帯工事>

単位：千円

	単位	基準額
解体撤去工事	1人当たり	480
仮施設整備工事	1人当たり	867
特殊付帯工事	1施設当たり	-